

# 南会津町公共施設等総合管理計画

平成29年3月

南 会 津 町



# 目次

序章 はじめに.....	1
1. 目的.....	1
2. 計画の対象範囲.....	2
(1) 対象範囲.....	2
(2) 施設の単位.....	3
(3) 作成にあたっての情報収集方法.....	3
(4) 対象数.....	3
3. 計画期間.....	3
第1章 人口等の現況と将来の見通し.....	4
1. 南会津町の概要.....	4
2. 人口の推移と今後の見通し.....	4
(1) 人口の推移.....	4
(2) 人口の現状と将来予測.....	8
3. 歳入歳出の推移と財源の見込み.....	10
(1) 歳入の状況.....	10
(2) 歳出の状況.....	11
(3) 財政指標の状況.....	12
第2章 公共施設等の現状.....	15
1. 建築系公共施設の現状.....	15
(1) 公共施設等の保有状況.....	15
(2) 一人当たりの公共施設の延床面積.....	19
(3) 類似団体一人当たりの公共施設の延床面積.....	19
2. 建築、整備年代別の状況.....	22
(1) 建築系公共施設（ハコモノ）の状況.....	22
(2) 経過年数の状況.....	23
(3) 耐震改修の現況.....	26
(4) 土木系公共施設（インフラ）の状況.....	29
3. 地域別公共施設の現状.....	35
(1) 地域別延床面積の現状.....	35
(2) 地域別一人当たり延床面積.....	39
第3章 公共施設等の維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込み等.....	40
1. 公共施設の維持管理・更新等に係る費用算定.....	40
(1) 大規模改修コストの考え方.....	41
(2) 建替えコストの考え方.....	43

(3) 大規模改修にかかる将来費用の総額.....	45
(4) 建替えにかかる将来費用の総額.....	47
(5) 大規模改修及び建替えにかかる将来費用の総額.....	49
(6) 公共施設の投資的経費・維持補修費の見通し.....	51
2. インフラ資産の維持管理・更新等に係る費用算定.....	53
(1) インフラ資産の更新の考え方.....	53
(2) インフラ資産の投資的経費・維持補修費の見通し.....	56
(3) インフラ資産の改修・更新にかかる将来費用の内訳.....	61
3. 公共施設及びインフラ資産の改修・更新にかかる将来費用の総額.....	62
<b>第4章 公共施設の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針</b> .....	<b>63</b>
1. 現状や課題に関する基本認識.....	63
(1) 公共施設の大規模改修・建替え等への対応.....	63
(2) 人口減少・少子高齢化社会への対応.....	63
(3) 財政状況への対応.....	64
2. 上位・関連計画の方向性.....	65
(1) 第2次南会津町総合振興計画における方針.....	65
(2) 関連計画等における方針.....	67
3. 公共施設等の管理に関する基本的な方針.....	70
(1) 点検・診断等の実施方針.....	72
(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針.....	73
(3) 安全確保の実施方針.....	74
(4) 耐震化の実施方針.....	74
(5) 長寿命化の実施方針.....	75
(6) 複合化・集約化や廃止の推進方針.....	75
(7) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針.....	76
(8) 施設類型ごとの公共施設の基本的な方針.....	77
(9) 公共施設の縮減目標.....	79
4. 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策.....	80
(1) 全庁的な取組体制の構築.....	80
(2) 情報管理・共有のあり方.....	80
5. フォローアップの実施方針.....	81

# 序章 はじめに

## 1. 目的



全国の地方自治体では、人口減少や少子高齢化の進行などにより、近年、地域社会を取り巻く社会構造や住民ニーズが大きく変化していることに加え、高度経済成長期に整備されてきた公共施設は、老朽化・耐震性不足に伴う施設の改修や更新の必要性が高まるという、大きな変革時期が到来しようとしています。

一方、財政面においては、義務的経費の増大に伴い町財政が逼迫し、今後においても生産年齢人口の減少に伴う税収不足が懸念されています。そのため、公共施設の維持管理にあたっては、その方針を大きく転換させる必要性が高まっています。

本町においても、少子高齢化等の進行による町の構造変化等を背景に、老朽化した公共施設の維持管理経費の増嵩が課題となっています。

本計画は、こうした背景を踏まえつつ、町が保有・管理する公共施設の調査・分析と、中長期的なメンテナンスサイクルの構築、トータルコストの縮減と予算の平準化や、施設の再配置や統廃合、複合化及びさらなる有効活用、民間活力の活用、管理経費の削減など、公共施設の維持管理・更新等の最適化を図ることを目的として基本方針を定める計画です。

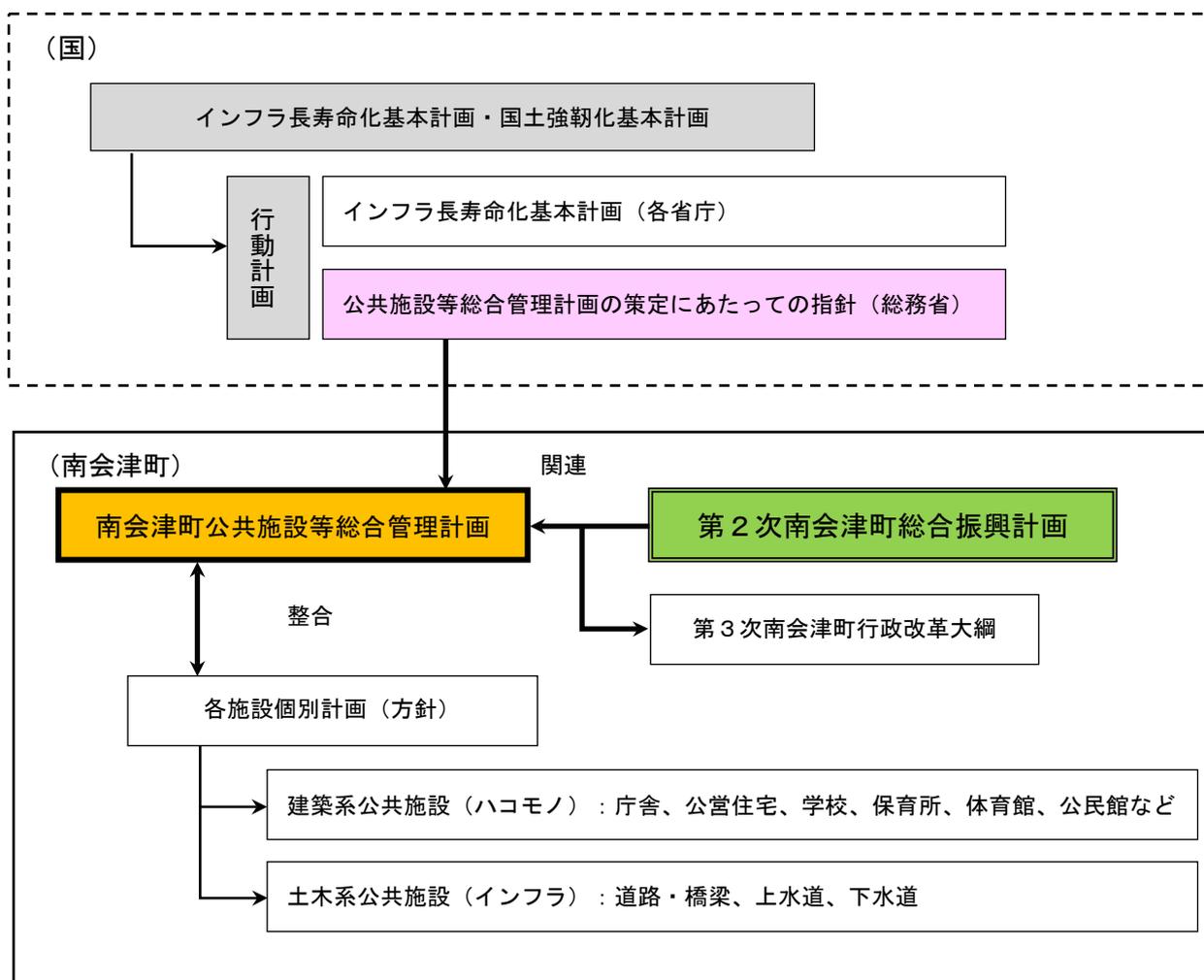
## 2. 計画の対象範囲



### (1) 対象範囲

本計画の対象施設は、南会津町が保有・管理する公共施設のうち、以下のような建築系の公共施設（ハコモノ）と土木系公共施設（インフラ）とします。

- ① 建築系公共施設（ハコモノ）
- ② 土木系公共施設（インフラ）



## (2) 施設の単位

公共施設の分類・整理は、一つの施設で、棟別に数棟に区分される場合があります。

(例えば、〇〇小学校の校舎、体育館など)

施設の集計単位は、施設ごとの棟別として、調査及び情報内容を整理しました。

## (3) 作成にあたっての情報収集方法

町内の建築物に関する台帳等の資料、及び庁内各課に対する調査の回答結果に基づき、情報の収集整理を行いました。

## (4) 対象数

### ① 建築系公共施設

- ・ 建築系公共施設建物総数 809 棟 (424 施設)

### ② 土木系公共施設

- ・ 道路延長 773,400 m
- ・ 橋 梁 426 橋
- ・ 上水道管路延長 57,204m      簡易水道管路延長 243,630m
- ・ 下水道管路延長 62,668m

## 3. 計画期間

---



公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うためには、中長期的な視点に立つ必要があることから、本計画の計画期間は、平成29年度（2017年度）～平成68年度（2056年度）までの40年間とします。

なお本計画は、財政状況や制度変更、社会情勢の変化などを踏まえて、必要に応じ適宜見直しを行います。

# 第1章 人口等の現況と将来の見通し

## 1. 南会津町の概要



本町は、平成18年3月20日に田島町・館岩村・伊南村・南郷村が合併し、誕生しました。福島県の南西部に位置し、南会津郡の下郷町・只見町・檜枝岐村、大沼郡の昭和村に隣接し、南は栃木県那須塩原市・日光市に接しています。東西43km、南北38km、総面積886.47km<sup>2</sup>で、そのほとんどが森林で占められています。

地形は、越後山系から連なる帝釈山（標高2,059.6m）を最高峰に、四方を急峻な山に囲まれた山岳地帯で、役場庁舎の標高も550mとなっています。

河川は、荒海山を源とする阿賀野川水系と尾瀬を源とする伊南川水系の2つを有し、水系とその支流沿いに国道が5路線走り、集落が散在しています。

気候は、夏は朝夕しのぎやすい大陸型、冬は厳しい日本海型に属し、館岩・伊南・南郷地域は特別豪雪地帯に指定されています。

## 2. 人口の推移と今後の見通し



### (1) 人口の推移

本町の人口・世帯数の状況をみると、人口は、合併以前から減少傾向が続いており、世帯数は、平成12年までは概ね若干の増加傾向を示していましたが、平成17年以降は減少で推移しています。

平成27年の人口（国勢調査）は16,264人、世帯数6,246世帯で、1世帯あたり人員は2.60人となっています。平均世帯人員は減少傾向にあり、単身世帯の増加による世帯規模の縮小が見られています。

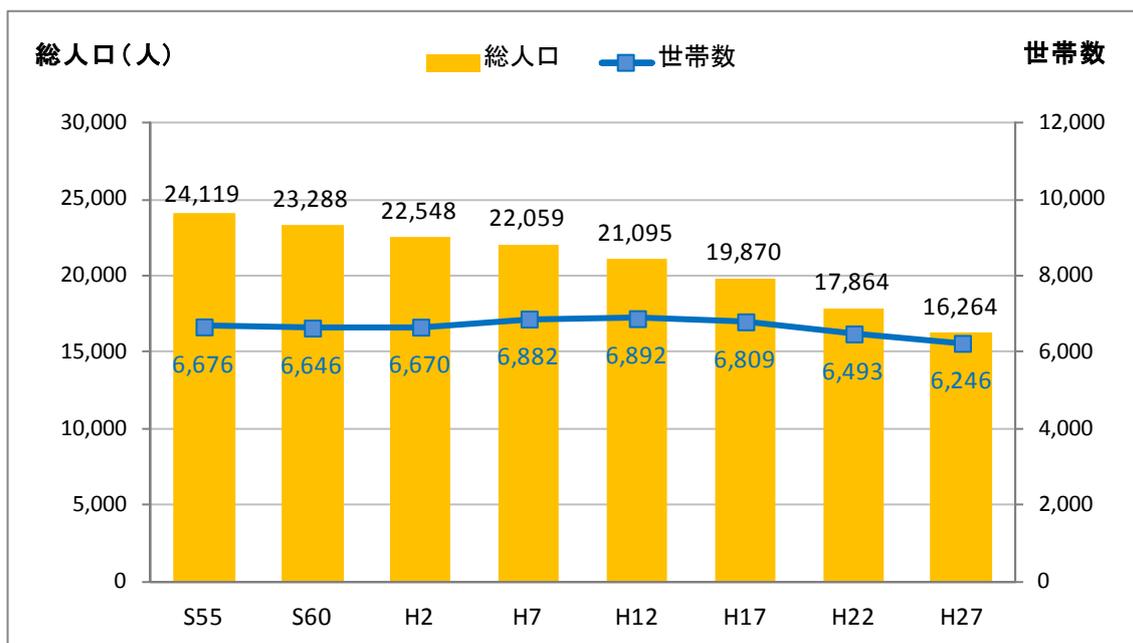
また、年齢別の人口構成からは、3区分のいずれも減少傾向となっているものの、構成比としては高齢者の割合が増加しており、全国的な動向と同様、本町においても少子高齢化が進んでいる様子があらわれています。

表一人口・世帯数の推移

年度	西暦	人口 (人)	世帯数 (世帯)	1世帯あたり 人員(人)
昭和55年	1980年	24,119	6,676	3.61
昭和60年	1985年	23,288	6,646	3.50
平成2年	1990年	22,548	6,670	3.38
平成7年	1995年	22,059	6,882	3.21
平成12年	2000年	21,095	6,892	3.06
平成17年	2005年	19,870	6,809	2.92
平成22年	2010年	17,864	6,493	2.75
平成27年	2015年	16,264	6,246	2.60

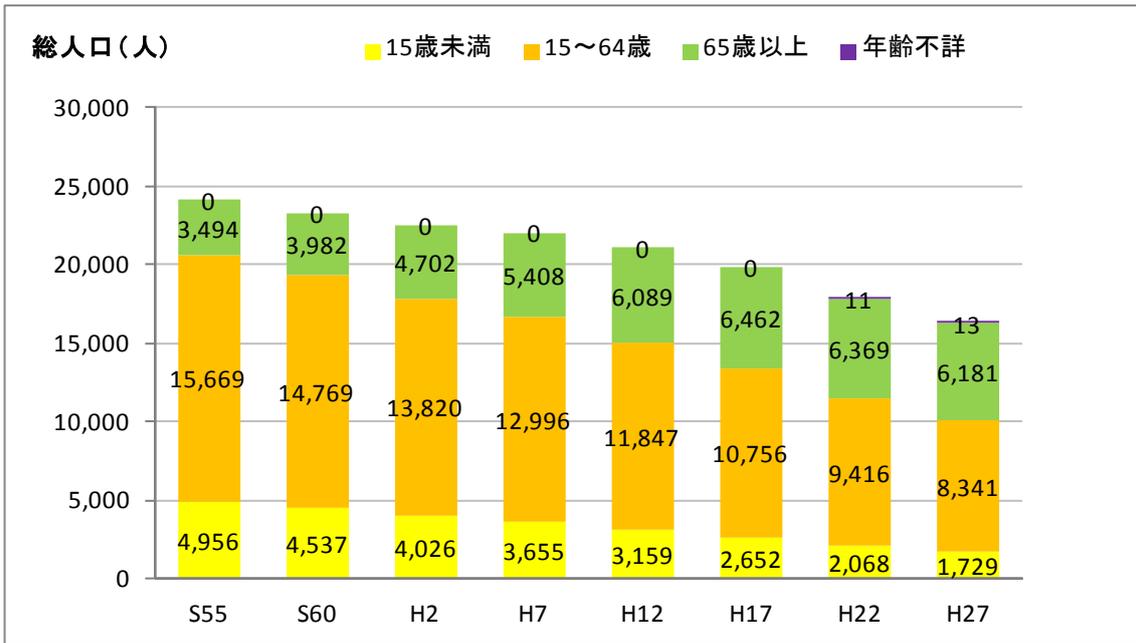
資料：国勢調査

図一人口・世帯数の推移



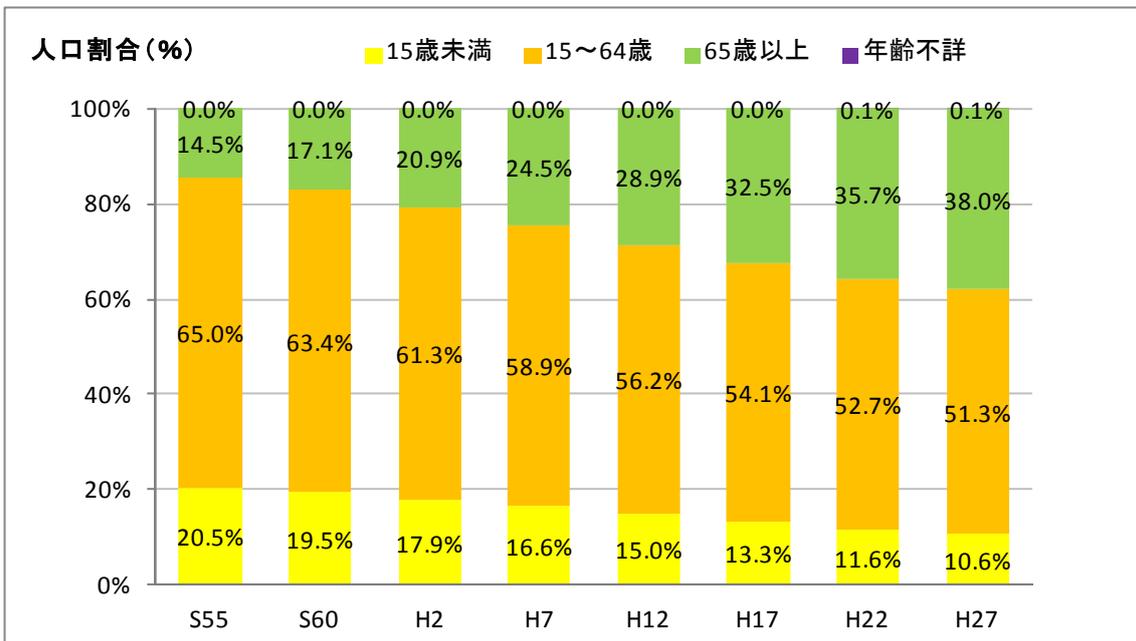
資料：国勢調査

図一年齢3区分別人口の推移



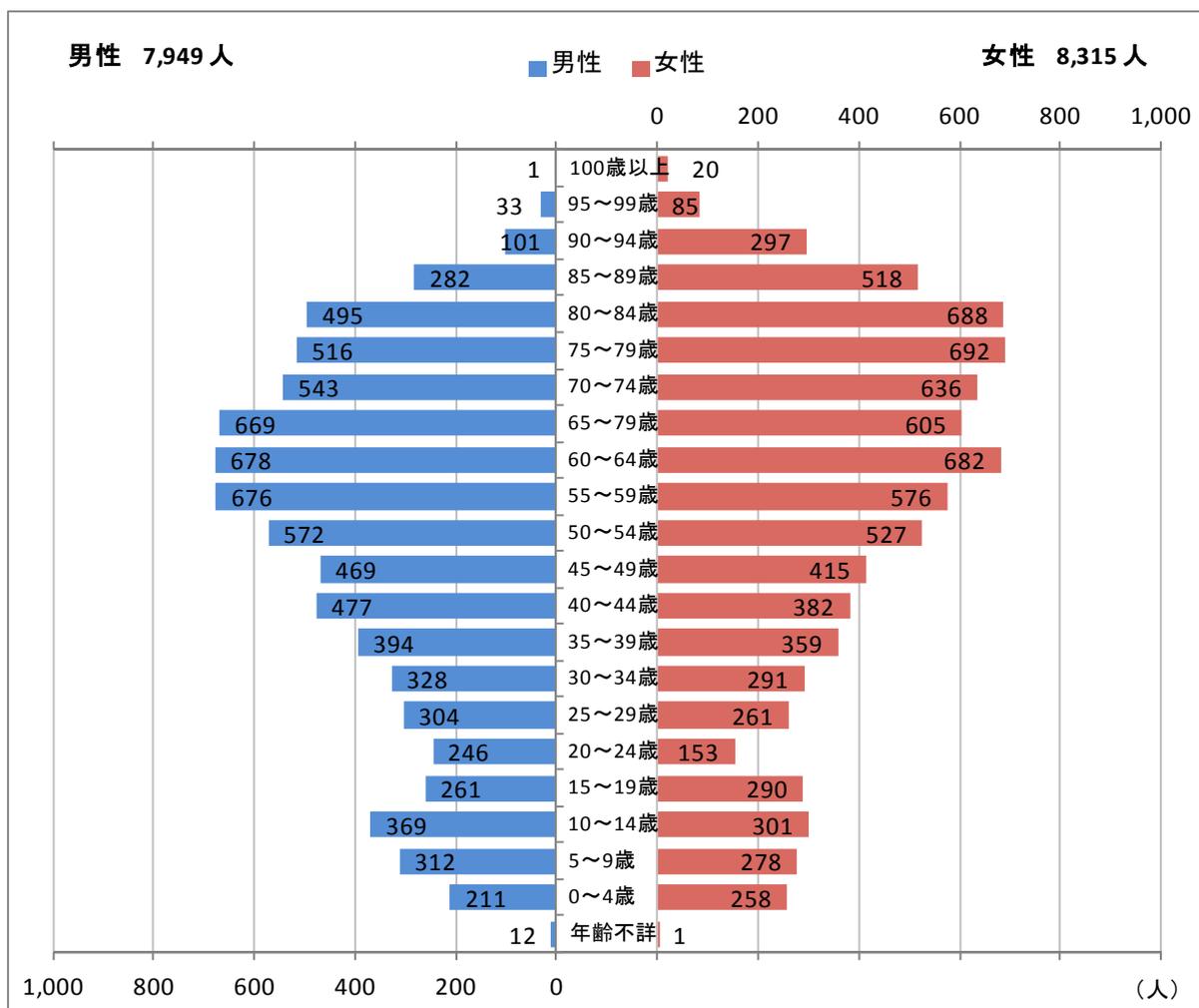
資料：国勢調査

図一年齢3区分別人口構成比の推移



資料：国勢調査

図一年齡5歳階級別人口（平成27年度）



資料：国勢調査

## (2) 人口の現状と将来予測

本町の将来人口については、平成27年度に策定された「南会津町人口ビジョン」では、平成52年(2040年)には、約9,500人まで減少すると予想される人口を、約11,200人を維持することを目標としています。

また、年齢3区分別の人口構成では、生産年齢人口(15～64歳)の減少や高齢化が進んでいくものと予測されています。

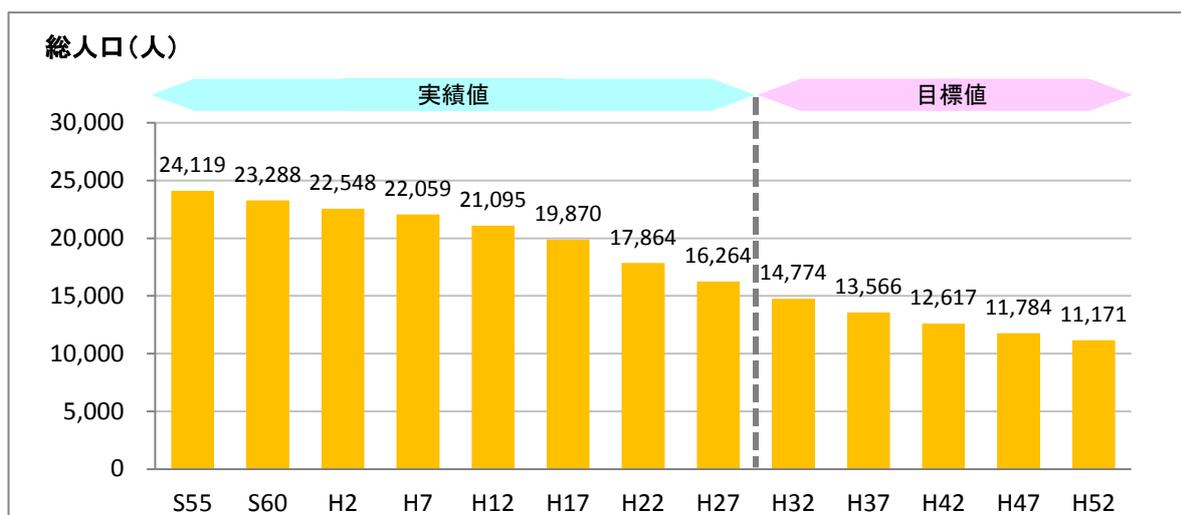
表一人口の現状と将来目標

	年	実績値		目標値				
		平成22年	平成27年	平成32年	平成37年	平成42年	平成47年	平成52年
		2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年
実数	総数	17,853	16,264	14,774	13,566	12,617	11,784	11,171
	15歳未満	2,068	1,729	1,481	1,368	1,317	1,347	1,418
	15～64歳	9,416	8,341	7,200	6,319	5,710	5,248	4,912
	65歳以上	6,369	6,181	6,093	5,879	5,590	5,189	4,841
	年齢不詳	11	13	0	0	0	0	0
構成比	総数	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	15歳未満	11.6%	10.6%	10.0%	10.1%	10.4%	11.4%	12.7%
	15～64歳	52.7%	51.3%	48.7%	46.6%	45.3%	44.5%	44.0%
	65歳以上	35.7%	38.0%	41.2%	43.3%	44.3%	44.0%	43.3%
	年齢不詳	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

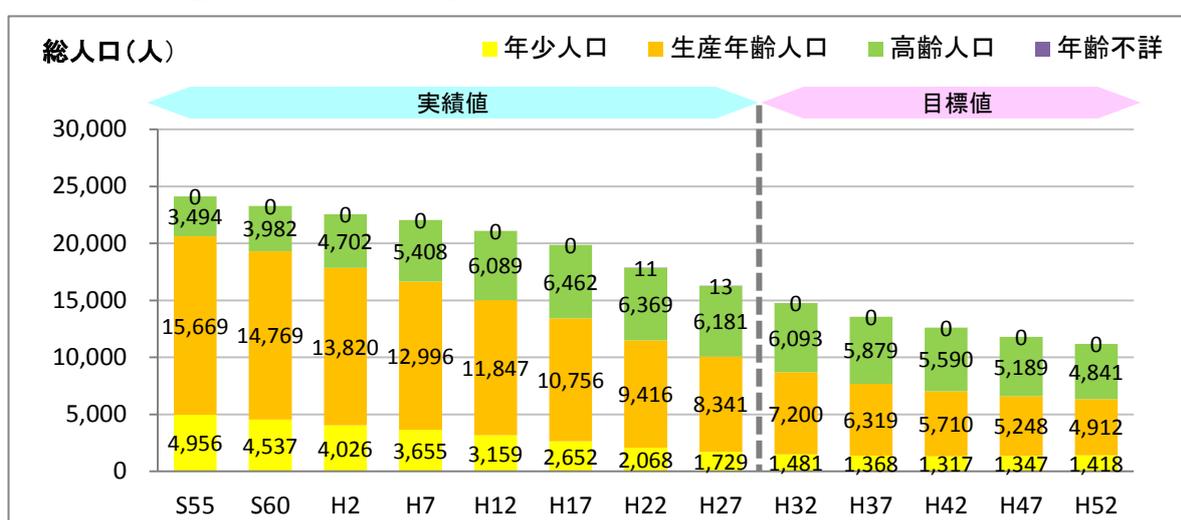
※平成27年までは国勢調査による実績値。平成32年以降は「南会津町人口ビジョン」に基づく目標値。

※端数処理の関係で、内訳の合計と総数値が一致しないことがあります。

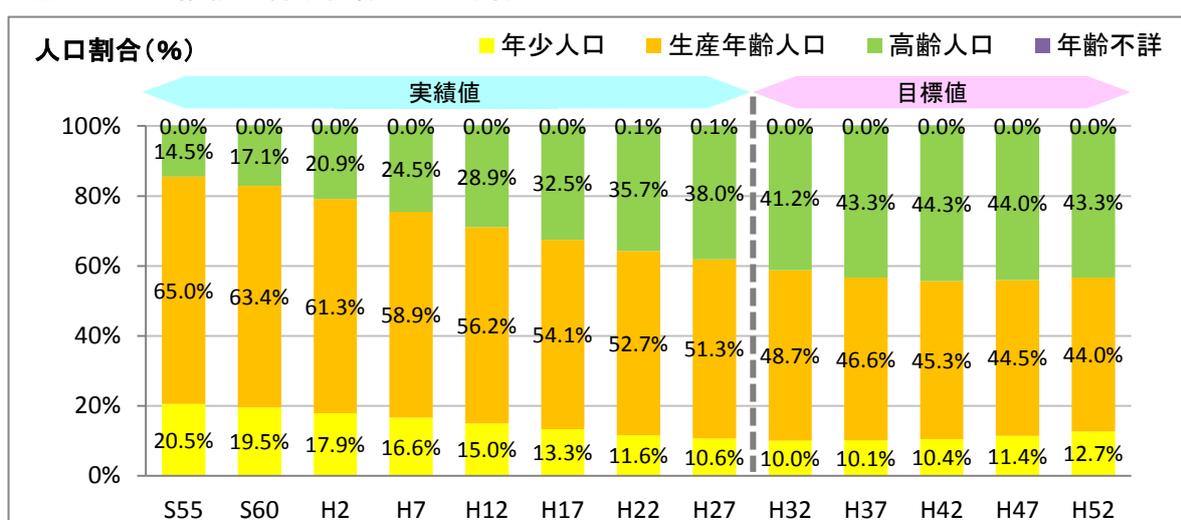
図一人口の推移と将来目標（総人口）



図一人口の推移と将来目標（年齢3区分人口）



図一人口の推移と将来目標（人口割合）



### 3. 歳入歳出の推移と財源の見込み



#### (1) 歳入の状況

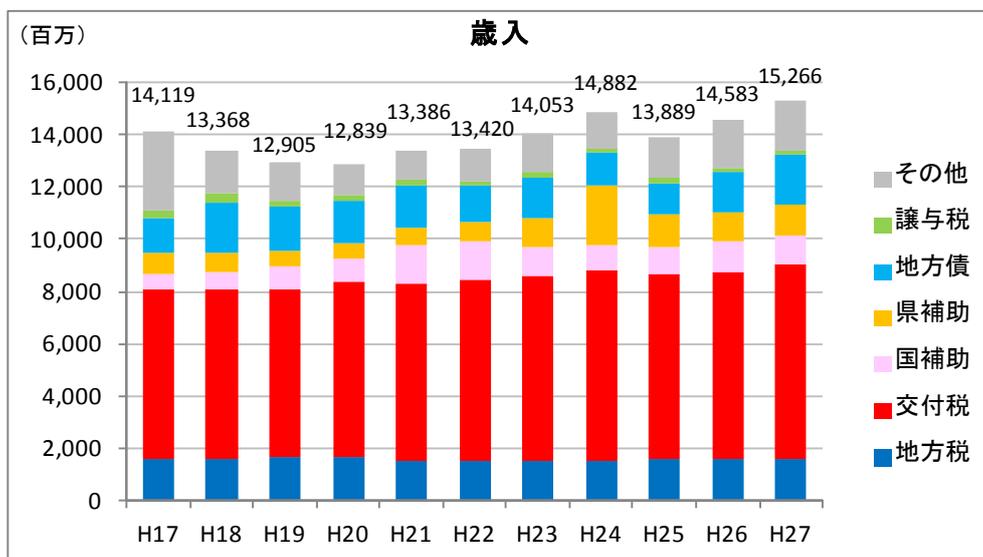
平成27年度の歳入は約153億円であり、そのうち地方税は約16億円で全体の1割程度を占めています。国・県補助費等を含めた歳入は近年、概ね140～150億円台での推移となっています。今後は、生産年齢人口の減少に伴い、主たる財源である地方税の確保が難しくなることも懸念されます。

表一 歳入の推移 (単位：百万円)

年度	平成22 (2010)年	平成23 (2011)年	平成24 (2012)年	平成25 (2013)年	平成26 (2014)年	平成27 (2015)年
地方税	1,499	1,497	1,538	1,561	1,591	1,567
交付税	6,980	7,064	7,243	7,101	7,165	7,471
国補助	1,420	1,143	1,011	1,028	1,145	1,120
県補助	782	1,126	2,282	1,269	1,154	1,143
地方債	1,347	1,539	1,222	1,183	1,507	1,909
譲与税	198	194	182	174	165	173
その他	1,195	1,489	1,405	1,573	1,856	1,883
歳入計	13,420	14,053	14,882	13,889	14,583	15,266

資料：平成22年度～26年度 地方財政状況調査関係資料 市町村別決算状況調（総務省）  
平成27年度 総務課資料

図一 歳入の推移 (単位：百万円)



## (2) 歳出の状況

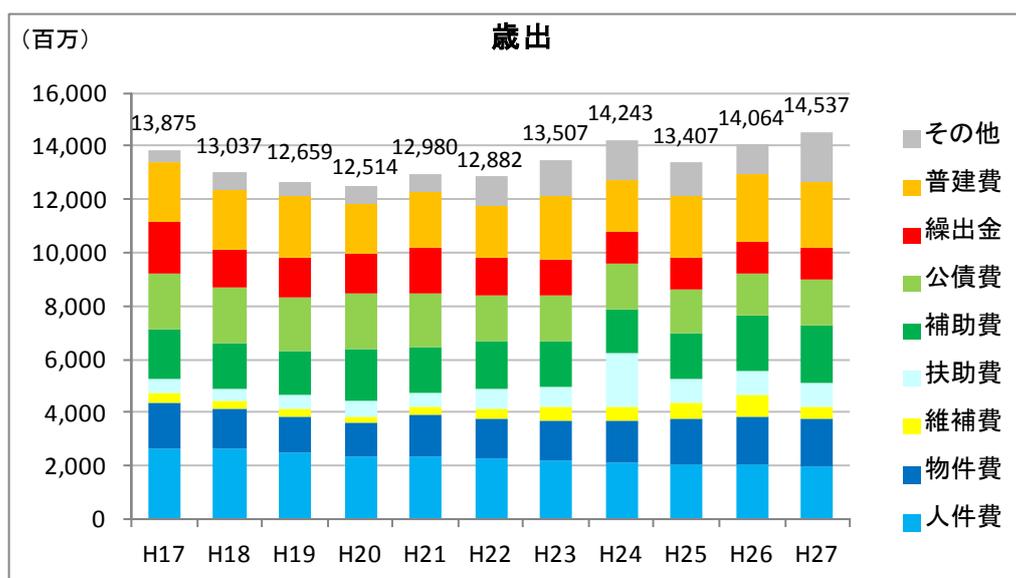
平成27年度の歳出は約145億円となっています。内訳をみると、普通建設事業費や補助費などの占める割合が比較的高くなっています。今後は、高齢化等人口構造の変化による歳出拡大等も懸念されます。

表一 歳出の推移 (単位：百万円)

年度	平成22 (2010)年	平成23 (2011)年	平成24 (2012)年	平成25 (2013)年	平成26 (2014)年	平成27 (2015)年
人件費	2,272	2,211	2,113	2,092	2,077	2,002
物件費	1,479	1,505	1,608	1,715	1,765	1,752
維補費	387	473	521	597	795	495
扶助費	762	801	2,004	838	917	887
補助費	1,759	1,670	1,607	1,706	2,086	2,138
公債費	1,773	1,760	1,751	1,674	1,597	1,692
繰出金	1,373	1,312	1,149	1,160	1,178	1,258
普建費	1,959	2,436	1,980	2,362	2,536	2,405
その他	1,118	1,340	1,509	1,263	1,112	1,909
歳出計	12,882	13,507	14,243	13,407	14,064	14,537

資料：平成22年度～26年度 地方財政状況調査関係資料 市町村別決算状況調（総務省）  
平成27年度 総務課資料

図一 歳出の推移 (単位：百万円)



### (3) 財政指標の状況

平成20年度～26年度の地方公共団体の主要財政指標一覧（総務省）による本町の財政指標については下表のとおりとなっています。

表一 財政指標の推移

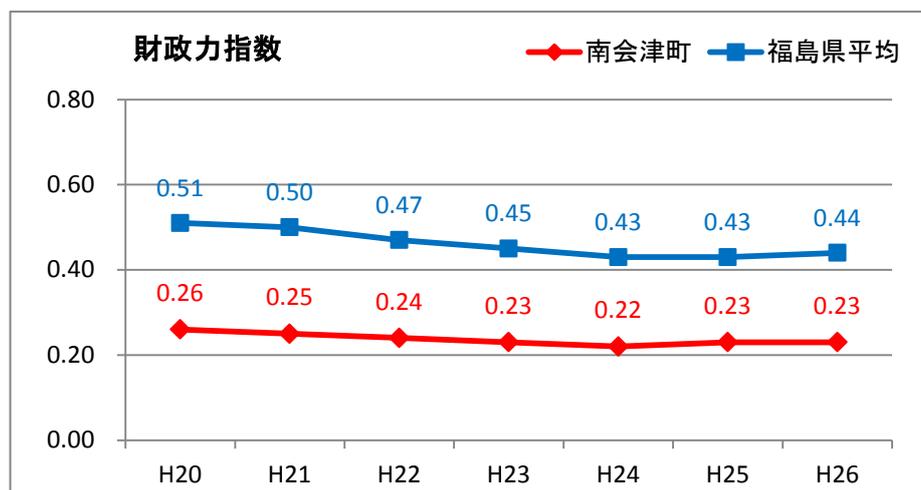
		平成20 (2008)年	平成21 (2009)年	平成22 (2010)年	平成23 (2011)年	平成24 (2012)年	平成25 (2013)年	平成26 (2014)年
財政力 指数	南会津町	0.26	0.25	0.24	0.23	0.22	0.23	0.23
	福島県平均	0.51	0.50	0.47	0.45	0.43	0.43	0.44
経常収支 比率	南会津町	92.10	87.20	85.10	86.30	83.80	84.70	84.10
	福島県平均	88.40	87.70	82.90	87.60	85.00	85.40	86.10
実質公債費 比率	南会津町	17.60	15.40	12.70	10.60	9.00	8.30	7.00
	福島県平均	14.30	13.60	12.40	11.50	10.50	9.70	8.60
将来負担 比率	南会津町	102.00	90.50	68.30	47.40	36.20	21.00	16.60
	福島県平均	—	—	76.40	55.20	40.30	23.00	14.10

資料：地方財政状況調査関係資料 地方公共団体の主要財政指標一覧（総務省）

#### ① 財政力指数

財政力指数は、近年、0.22～0.23程度での横ばい傾向で推移しており、県平均値を下回る状況となっています。

図一 財政力指数の推移



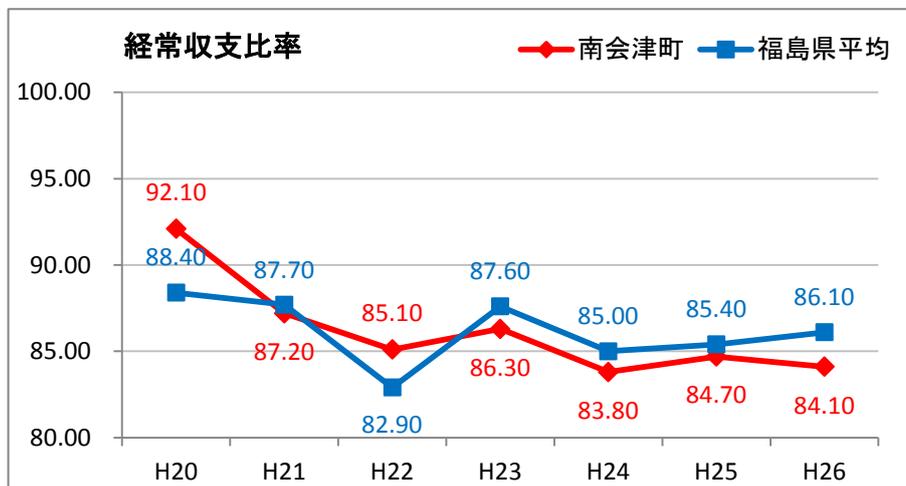
◇財政力指数とは・・・地方公共団体が自力に必要な財源をどのくらい調達できるか示しており、この数値が高いほど普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえます。「1」を超えると地方交付税が交付されない団体（不交付団体）となります。

毎年度の地方交付税（普通交付税）の算定に用いる「基準財政収入額（標準的に収入されるであろうと算定された地方税等の額）」を「基準財政需要額（標準的な行政運営を行うために必要であると算定された経費の額）」で除して得た数値の過去3カ年の平均値です。

## ② 経常収支比率

平成26年度には84.10%で、ここ数年では増減を繰り返している状況です。県平均値と比べると、やや低い値での推移となっています。

図一 経常収支比率の推移

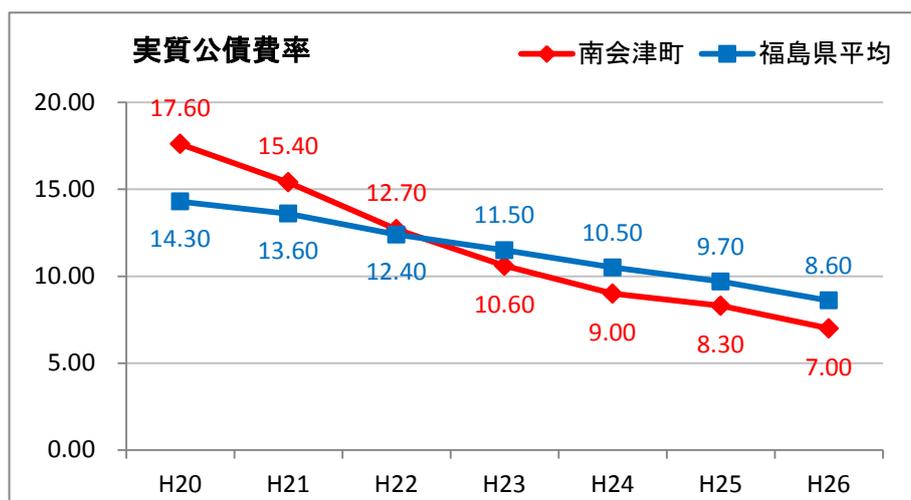


◇経常収支比率とは・・・人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に対して、地方税や普通交付税など毎年度経常的に収入される一般財源がどの程度使われているかを示す割合です。財政構造の弾力性を示す指標で、この比率が高いほど、普通建設事業費等の臨時的な経費に使うことができる財源に余裕がなく、財政構造の硬直化が進んでいることとなります。

## ③ 実質公債費比率

早期健全化基準の25%を下回り健全な状況であり、県平均値をやや下回る水準となっています。

図一 実質公債費比率の推移

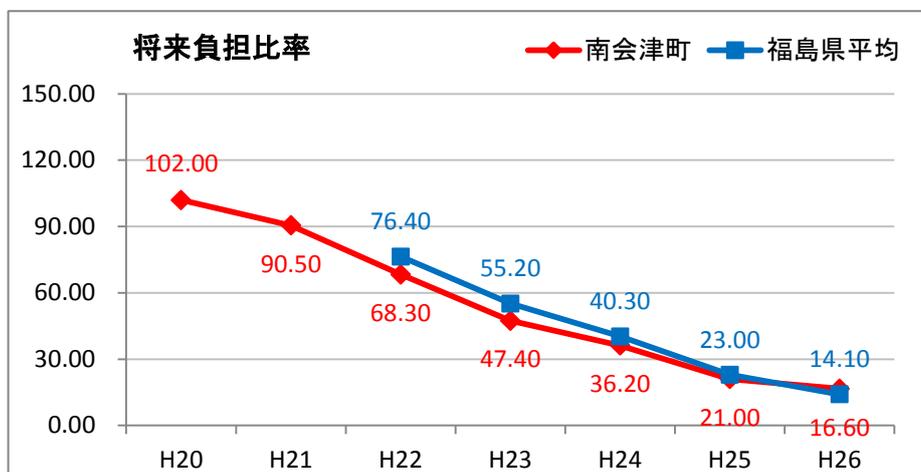


◇実質公債費比率とは・・・一般会計等が負担する借入金の返済額及びこれに準ずる額（特別会計や企業会計、一部事務組合への繰出金・負担金のうち借入金の返済に使われた額など）の大きさを指標化したものです。元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率で、資金繰りの危険度を示します。この比率が18%以上になると町債の発行に県の許可が必要になり、また25%以上になると町債の発行の一部が制限されることとなります。

#### ④将来負担比率

県平均値とほぼ同様の水準となっており、健全な状況です。今後も起債の抑制に努め、適正規模の財政調整基金を確保するなど、将来に備える必要があります。

図一 将来負担比率の推移



◇将来負担比率とは・・・一般会計等が負担する借入金や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化したもの。将来的に支出しなければならない実質的な財政負担の標準財政規模に対する比率で、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示しています。

## 第2章 公共施設等の現状

### 1. 建築系公共施設の現状

#### (1) 公共施設等の保有状況

##### ①施設所管課へのヒアリング調査

データ収集にあたり、各施設所管課に対してヒアリングシートを用いて、公共施設の現況及び施設の利用・収支状況等の調査を行い、資料収集とデータの整理を行いました。

##### ②対象施設の用途区分

本町の対象施設の用途区分については、下表のとおりです。

表一用途区分

	施設の用途	対象施設
1	行政系施設	南会津町役場、館岩総合支所、伊南総合支所、南郷総合支所、南郷総合支所分庁舎、消防屯所、消防自動車車庫、消防ポンプ小屋、水防倉庫
2	町民文化系施設	集会所、公民館、生活改善センター、交流センター
3	スポーツ・レクリエーション系施設	地域交流センター、体育館、武道館、町民プール、スキー場、公園、キャンプ場、ホテル
4	保健・福祉施設	保健センター、高齢者センター、健康交流センター、デイサービスセンター、在宅介護支援センター、高齢者生活福祉センター、福祉ホール
5	医療施設	診療所、医療包括施設
6	学校教育系施設	小学校、中学校、学校給食センター
7	社会教育系施設	町民会館、交流館、博物館、資料館
8	子育て支援施設	幼稚園、保育所、児童クラブ
9	公営住宅	町営単独住宅、公営住宅
10	産業系施設	林業研修センター、農業環境改善センター、農産物直売所、伊南林業総合センター、耐雪ハウス、除雪ステーション、農林水産物処理加工施設、水稻育苗センター、木材加工施設
11	供給処理施設	浄水場、揚水ポンプ施設、農業集落排水処理施設、上水道、簡易水道、配水池
12	その他	車庫、倉庫、教職員住宅、バス待合所、公衆便所

### ③用途別公共施設の保有状況

本町の一般会計に属する公共施設の総棟数は809棟であり、延床面積の合計は約23万㎡となっています。

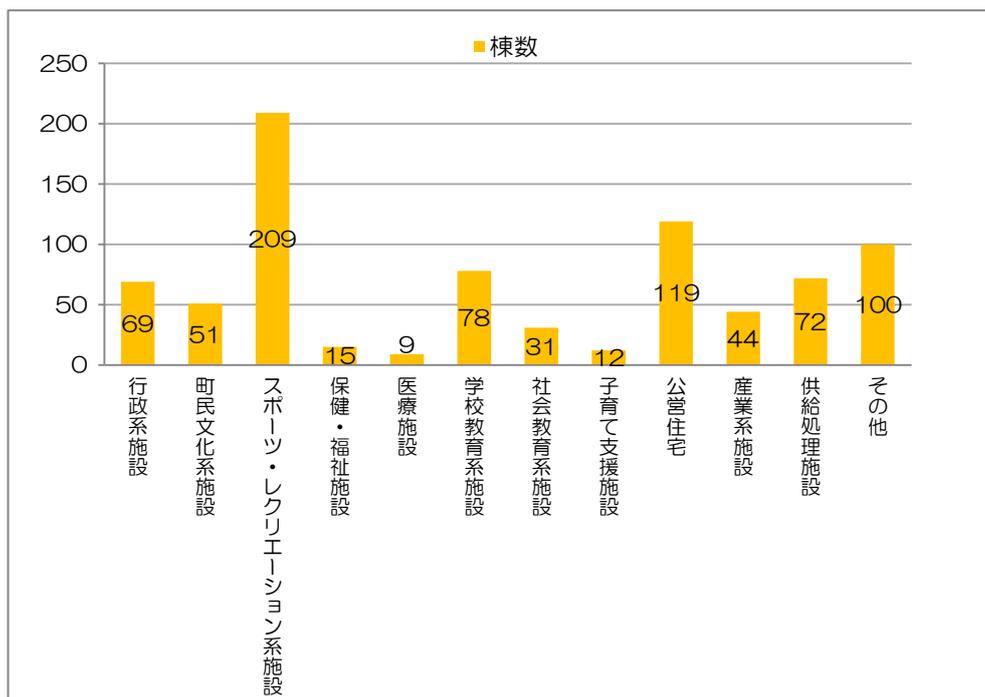
延床面積の割合を見ると、スポーツ・レクリエーション系施設が25.8%と最も多く、次いで、学校教育系施設が23.4%となっています。

用途別の施設保有状況については、下表のとおりとなっています。

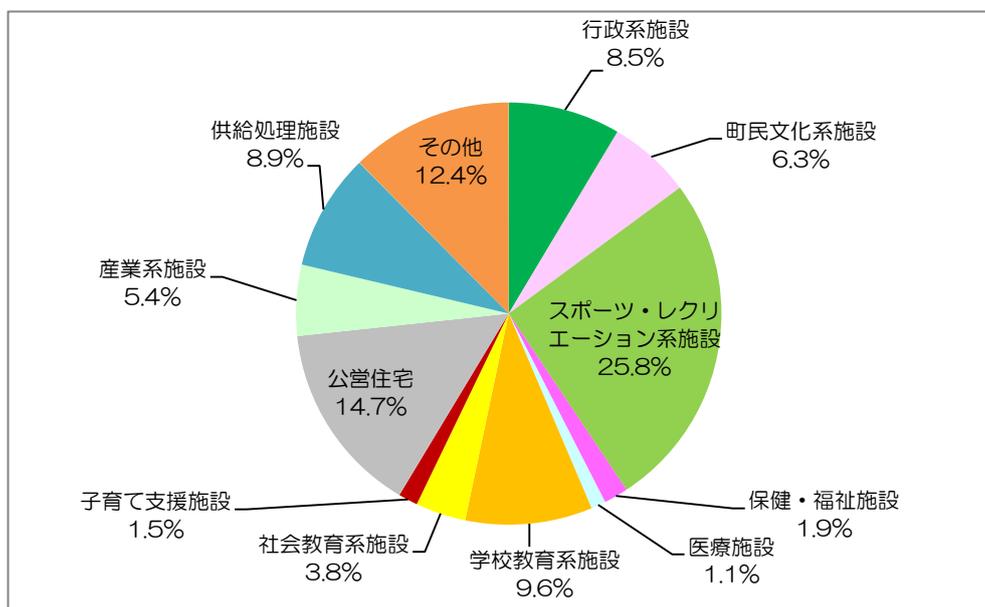
表一 用途別公共施設の保有状況

	施設の用途	棟数		延床面積	
		棟	%	面積 (㎡)	%
1	行政系施設	69	8.5%	10,488	4.5%
2	町民文化系施設	51	6.3%	14,080	6.0%
3	スポーツ・レクリエーション系施設	209	25.8%	59,965	25.8%
4	保健・福祉施設	15	1.9%	7,680	3.3%
5	医療施設	9	1.1%	5,507	2.4%
6	学校教育系施設	78	9.6%	54,562	23.4%
7	社会教育系施設	31	3.8%	12,234	5.3%
8	子育て支援施設	12	1.5%	5,759	2.5%
9	公営住宅	119	14.7%	20,396	8.8%
10	産業系施設	44	5.4%	10,789	4.6%
11	供給処理施設	72	8.9%	7,867	3.4%
12	その他	100	12.4%	23,401	10.1%
総計		809	100.0%	232,728	100.0%

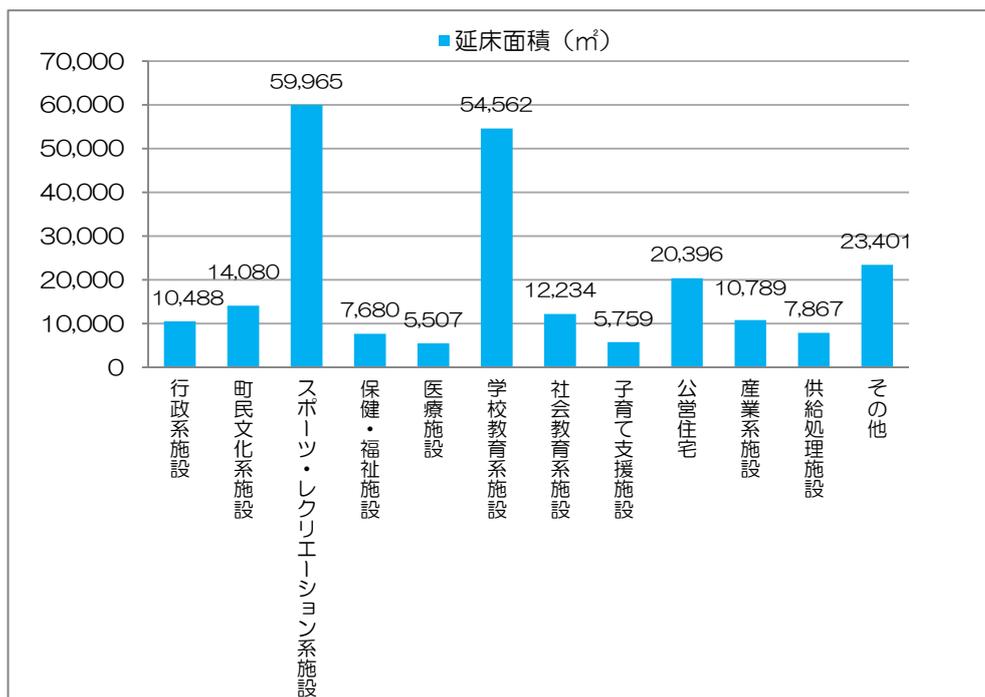
図一 用途別公共施設の棟数



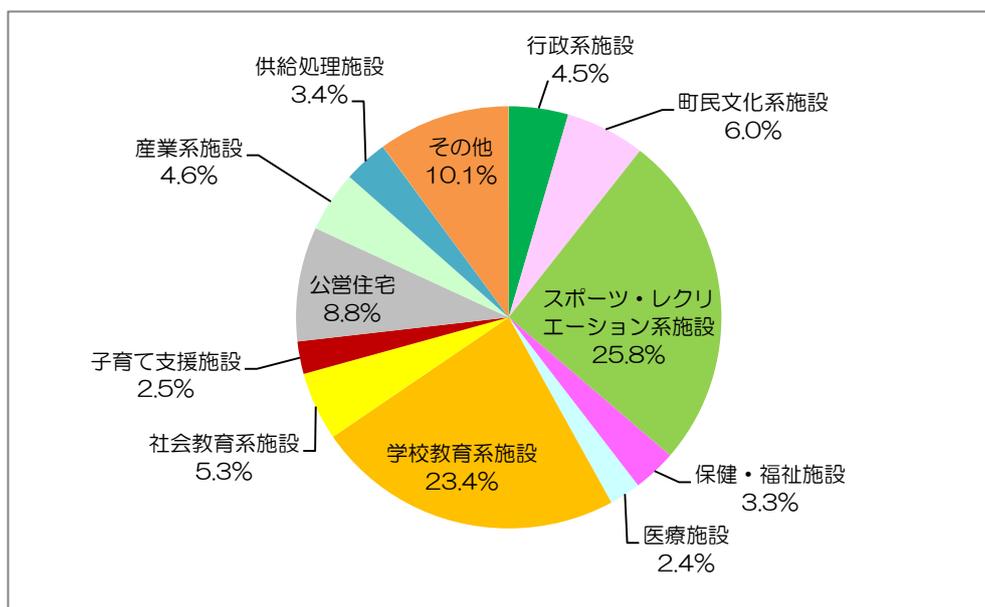
図一 用途別公共施設の棟数割合



図一 用途別公共施設の延床面積



図一 用途別公共施設の延床面積割合



## (2) 一人当たりの公共施設の延床面積

本町の平成27年国勢調査人口（16,264人）一人当たりの公共施設の延床面積は、14.31㎡/人となっています。

表一用途別の一人当たりの延床面積

	施設の用途	延床面積 (㎡)	1人当たり 延床面積 (㎡/人)
1	行政系施設	10,488	0.64
2	町民文化系施設	14,080	0.87
3	スポーツ・レクリエーション系施設	59,965	3.69
4	保健・福祉施設	7,680	0.47
5	医療施設	5,507	0.34
6	学校教育系施設	54,562	3.35
7	社会教育系施設	12,234	0.75
8	子育て支援施設	5,759	0.35
9	公営住宅	20,396	1.25
10	産業系施設	10,789	0.66
11	供給処理施設	7,867	0.48
12	その他	23,401	1.44
総計		232,728	14.31

※一人当たり延床面積は、各課ヒアリング回答による平成27年度の延床面積と平成27年国勢調査人口から算出しています。

## (3) 類似団体一人当たりの公共施設の延床面積

「公共施設状況調経年比較表・市町村経年比較表（平成26年度）」から、同等規模の自治体（類似団体）と比較すると、次の図表のようになっています。

表一類似団体一覧

自治体名	類型 区分	人口 (H27国調)	世帯数 (H27国調)	産業構造（H22国調） （全就業人口に対する割合）			備考
				1次	2次	3次	
岩手県大槌町	IV - 2	11,759	4,927	53.3%	18.0%	28.7%	
宮城県山元町	IV - 2	12,315	4,429	57.8%	14.9%	26.7%	
宮城県松島町	IV - 2	14,421	5,112	53.4%	9.8%	36.6%	
山形県山辺町	IV - 2	14,369	4,440	56.3%	18.0%	24.8%	
山形県遊佐町	IV - 2	14,207	4,509	61.8%	12.6%	25.5%	
<b>福島県南会津町</b>	<b>IV - 2</b>	<b>16,264</b>	<b>6,246</b>	<b>60.3%</b>	<b>12.8%</b>	<b>26.8%</b>	
福島県猪苗代町	IV - 2	15,037	4,939	58.5%	9.5%	31.9%	
福島県会津坂下町	IV - 2	16,303	5,391	61.0%	12.3%	26.6%	
福島県三春町	IV - 2	18,304	6,230	55.9%	15.9%	27.9%	

資料：地方財政状況調査関係資料 都道府県別類似団体区分一覧表（総務省）、国勢調査

本町と類似団体を比較すると、公共施設の延床面積、一人当たり延床面積ともに、他の類似団体に比べてかなり多くなっています。

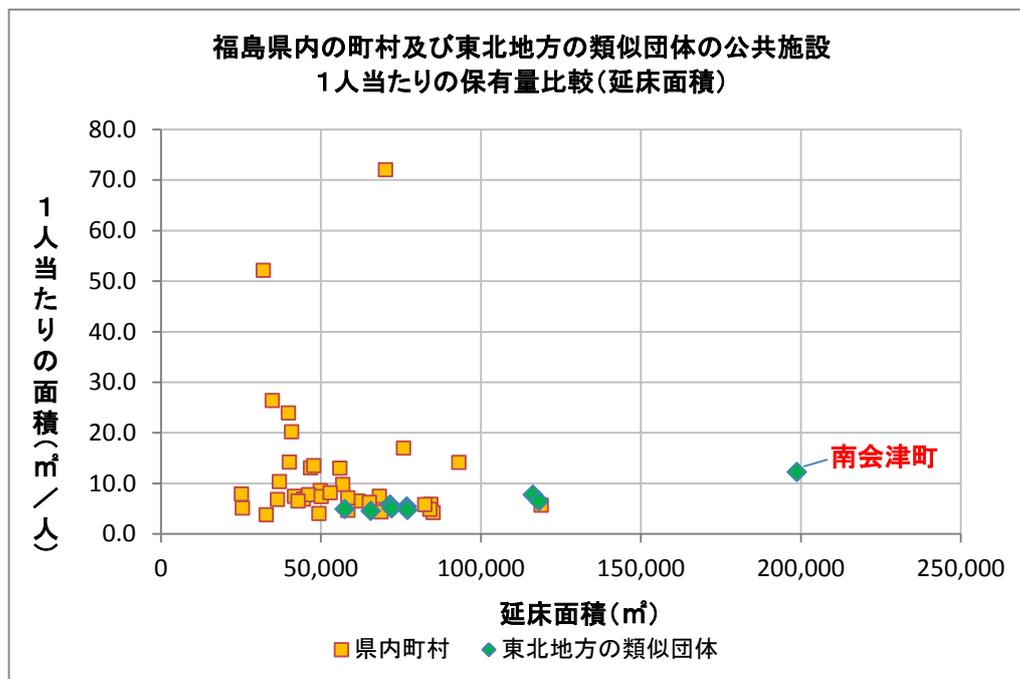
表一類似団体の公共施設の面積比較（参考値）

都道府県名	団体名	延床面積 (㎡)	人口 (H27 国調)	1人当たり 延床面積 (㎡/人)
岩手県	大槌町	57,499	11,759	4.9
宮城県	山元町	71,585	12,315	5.8
宮城県	松島町	65,601	14,421	4.5
山形県	山辺町	72,112	14,369	5.0
山形県	遊佐町	76,824	14,207	5.4
福島県	南会津町	198,775	16,264	12.2
福島県	猪苗代町	116,291	15,037	7.7
福島県	会津坂下町	77,015	16,303	4.7
福島県	三春町	118,186	18,304	6.5

資料：地方財政状況調査関係資料 公共施設状況調経年比較表（総務省）、国勢調査

※一人当たり延床面積は、公共施設状況調経年比較表（総務省）の平成26年度延床面積と平成27年国勢調査人口から算出していますので、本業務の調査結果（前頁の各課ヒアリングによる延床面積から算出した一人当たりの延床面積）とは異なります。

図一類似団体の公共施設の面積比較（参考値）

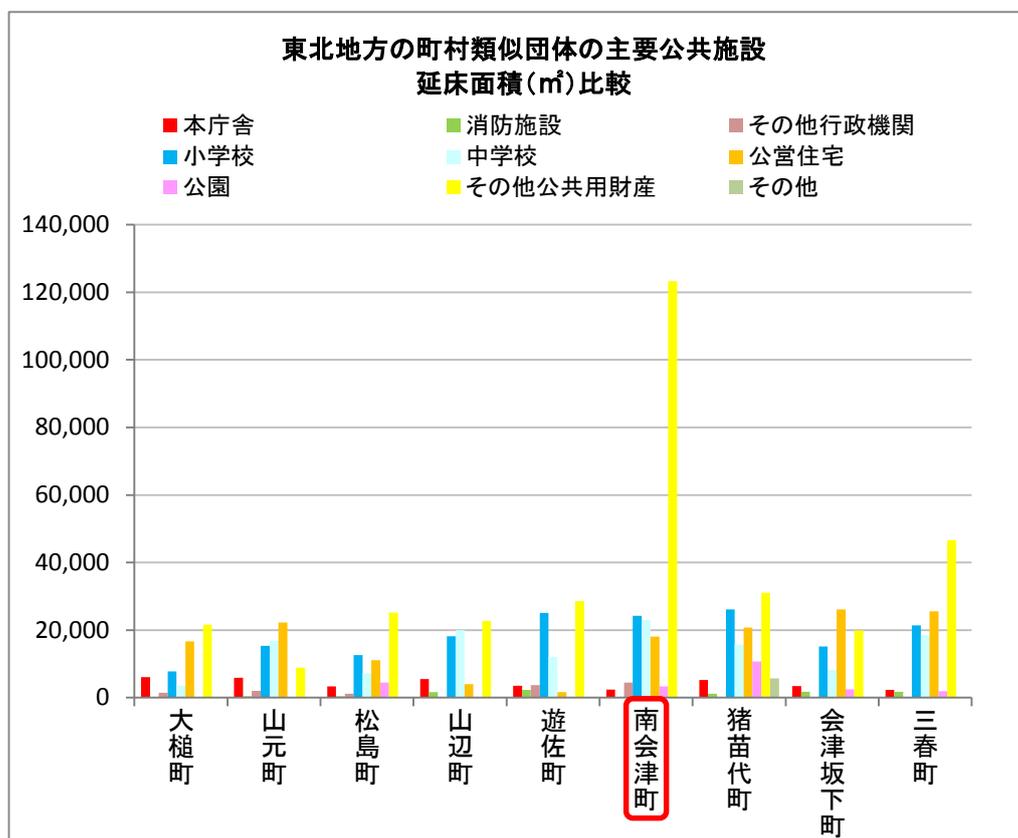


表一類似団体の主要公共施設の延床面積比較（参考値）

都道府県名	団体名	行政機関			公共用財産					その他	合計
		本庁舎	消防施設	その他行政機関	小学校	中学校	公営住宅	公園	その他公共用財産		
岩手県	大槌町	6,115	252	1,483	7,803	3,477	16,651	163	21,555	-	57,499
宮城県	山元町	5,846	360	2,031	15,292	16,858	22,207	93	8,898	-	71,585
宮城県	松島町	3,301	384	1,126	12,625	7,227	11,130	4,438	25,132	238	65,601
山形県	山辺町	5,508	1,619	-	18,135	19,949	4,028	185	22,688	-	72,112
山形県	遊佐町	3,569	2,306	3,699	25,050	12,055	1,591	26	28,528	-	76,824
福島県	南会津町	2,373	-	4,506	24,249	23,014	18,034	3,288	123,311	-	198,775
福島県	猪苗代町	5,247	1,148	-	26,100	15,591	20,751	10,711	31,023	5,720	116,291
福島県	会津坂下	3,440	1,724	136	15,104	8,162	26,086	2,479	19,884	-	77,015
福島県	三春町	2,254	1,717	139	21,396	18,497	25,580	1,948	46,655	-	118,186

資料：地方財政状況調査関係資料 公共施設状況調経年比較表（総務省）

図一類似団体の主要公共施設の延床面積比較（参考値）



※その他公共用財産の主な施設は、スキー場等の施設

## 2. 建築、整備年代別の状況

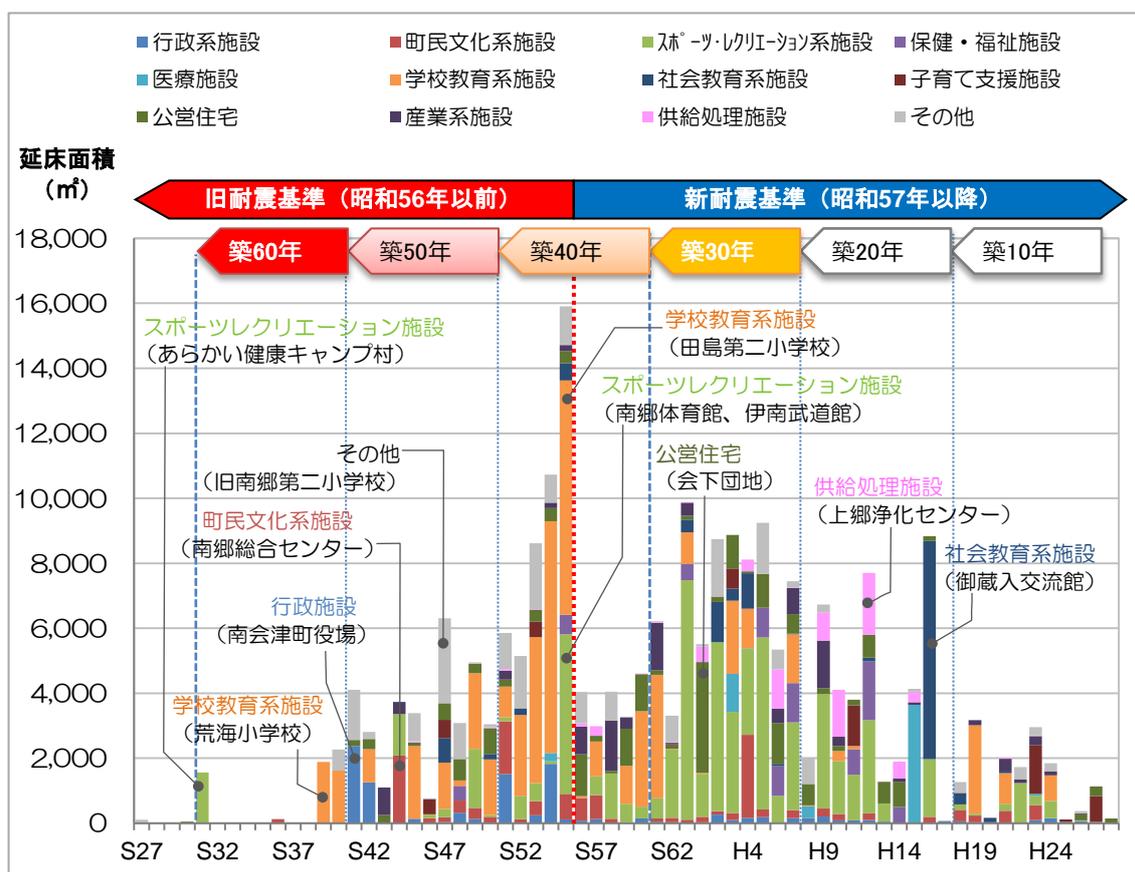


### (1) 建築系公共施設（ハコモノ）の状況

建築年度をみると、施設（延床面積）の多くは昭和50年代半ば頃と、平成に入ってしばらくの間に整備されたものが多くなっています。

年代の古い施設には学校教育系施設等が多く見られます。平成に入ってから、スポーツ・レクリエーション系施設が比較的多く整備されています。古い年代に整備された施設を主として、今後、大規模改修や建替えの必要性が高まると考えられ、計画的に対応していく必要があります。

図一 建築年別公共施設の延床面積



## (2) 経過年数の状況

### ①用途別施設の経過年数の状況（棟数）

一般に、鉄筋コンクリート造の建築物の場合は、築30年程度が経過すると大規模改修が必要となり、築60年程度が経過すると建替えが必要になるといわれています。

本町においては、築31年以上経過する施設は312棟（38.6%）、内訳としては学校教育系施設、公営住宅などが多く、築41年以上が経過する公共施設は全体の15.0%を占めています。

表一用途別施設の経過年数の状況（棟数）

	施設の用途	棟数	築31年以上経過	率	築30年以下
1	行政系施設	69	28	40.6%	41
2	町民文化系施設	51	26	51.0%	25
3	スポーツ・レクリエーション系施設	209	37	17.7%	172
4	保健・福祉施設	15	2	13.3%	13
5	医療施設	9	1	11.1%	8
6	学校教育系施設	78	58	74.4%	20
7	社会教育系施設	31	5	16.1%	26
8	子育て支援施設	12	3	25.0%	9
9	公営住宅	119	56	47.1%	63
10	産業系施設	44	12	27.3%	32
11	供給処理施設	72	26	36.1%	46
12	その他	100	58	58.0%	42
	総計	809	312	38.6%	497

表一公共施設の経過年数別棟数

	施設の用途	築61年以上	築51年～60年	築41年～50年	築31年以上	築30年以下	計
1	行政系施設	0	0	13	28	41	69
2	町民文化系施設	0	1	7	26	25	51
3	スポーツ・レクリエーション系施設	0	3	7	37	172	209
4	保健・福祉施設	0	0	1	2	13	15
5	医療施設	0	0	0	1	8	9
6	学校教育系施設	0	4	18	58	20	78
7	社会教育系施設	0	0	3	5	26	31
8	子育て支援施設	0	0	2	3	9	12
9	公営住宅	1	0	36	56	63	119
10	産業系施設	0	0	2	12	32	44
11	供給処理施設	0	0	5	26	46	72
12	その他	2	2	14	58	42	100
	総計	3 (0.4%)	10 (1.2%)	108 (13.3%)	312 (38.6%)	497 (61.4%)	809 (100.0%)

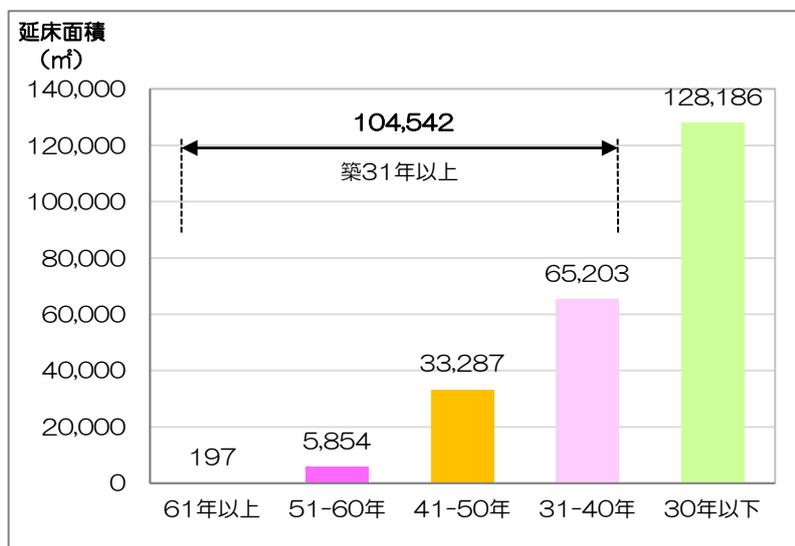
## ②用途別施設の経過年数の状況（延床面積）

本町においては、築31年以上経過する施設の延床面積は約104,542㎡（44.9%）を占めています。用途別の割合については、行政系施設、学校教育系施設、町民文化系施設などが多くなっています。

表一用途別施設の経過年数の状況（延床面積）

	施設の用途	延床面積 (㎡)	築31年 以上経過	率	築30年 以下
1	行政系施設	10,488	8,333	79.5%	2,155
2	町民文化系施設	14,080	7,958	56.5%	6,121
3	スポーツ・レクリエーション系施設	59,965	14,407	24.0%	45,558
4	保健・福祉施設	7,680	1,052	13.7%	6,628
5	医療施設	5,507	251	4.6%	5,256
6	学校教育系施設	54,562	39,901	73.1%	14,661
7	社会教育系施設	12,234	1,661	13.6%	10,573
8	子育て支援施設	5,759	1,517	26.3%	4,243
9	公営住宅	20,396	8,349	40.9%	12,047
10	産業系施設	10,789	4,595	42.6%	6,194
11	供給処理施設	7,867	587	7.5%	7,279
12	その他	23,401	15,931	68.1%	7,470
	総計	232,728	104,542	44.9%	128,186

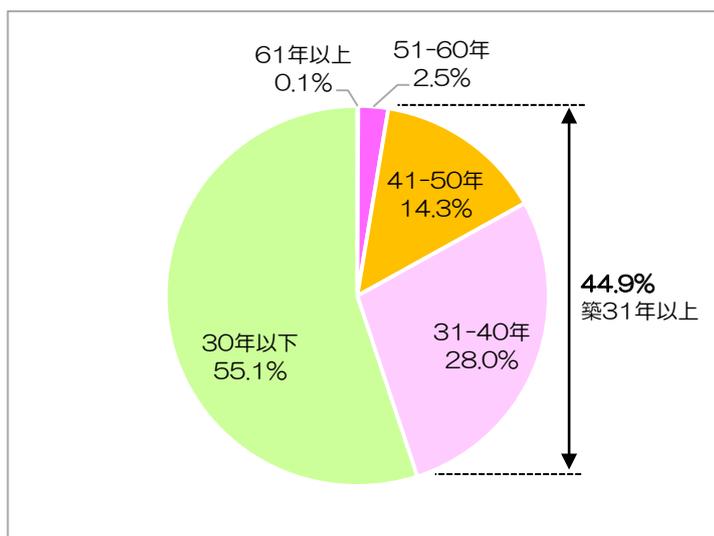
図一公共施設の経過年数別延床面積



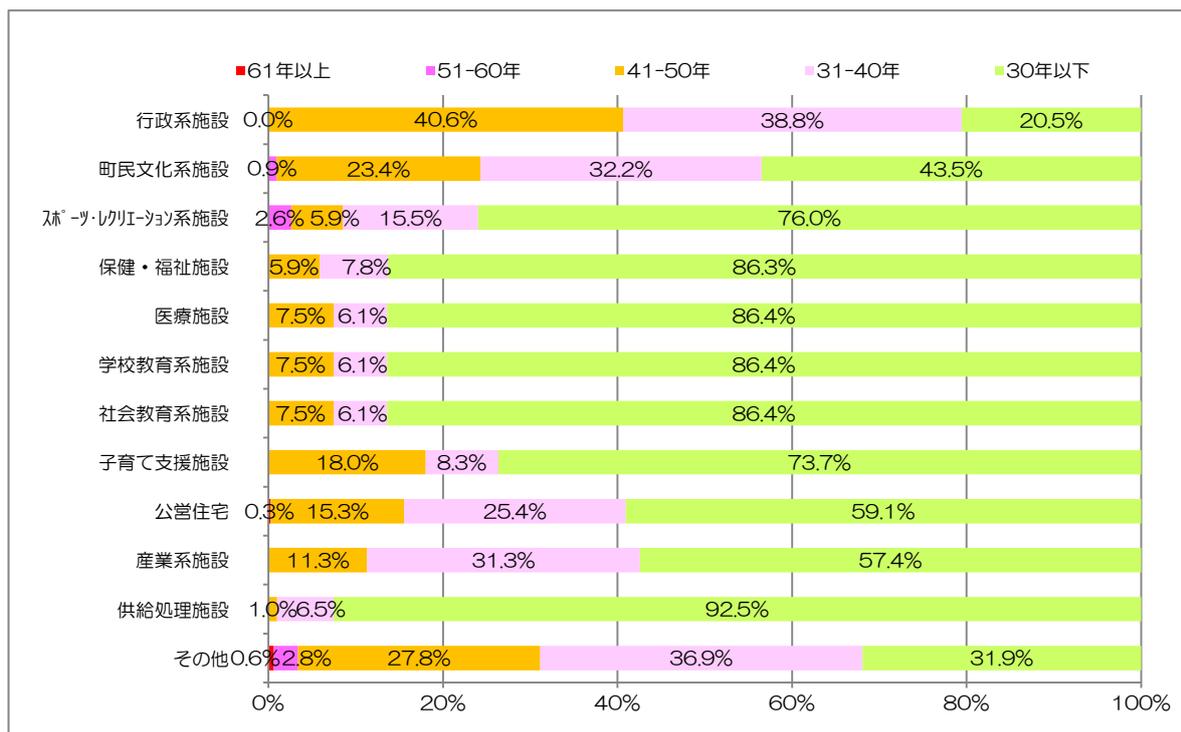
表一 公共施設の経過年数別延床面積

	施設の用途	築61年以上	築51年～60年	築41年～50年	築31年以上	築30年以下	計
1	行政系施設	0	0	4,263	8,333	2,155	10,488
2	町民文化系施設	0	131	3,290	7,958	6,121	14,080
3	スポーツ・レクリエーション系施設	0	1,563	3,530	14,407	45,558	59,965
4	保健・福祉施設	0	0	451	1,052	6,628	7,680
5	医療施設	0	0	0	251	5,256	5,507
6	学校教育系施設	0	3,513	8,891	39,901	14,661	54,562
7	社会教育系施設	0	0	913	1,661	10,573	12,234
8	子育て支援施設	0	0	1,037	1,517	4,243	5,759
9	公営住宅	51	0	3,121	8,349	12,047	20,396
10	産業系施設	0	0	1,220	4,595	6,194	10,789
11	供給処理施設	0	0	76	587	7,279	7,867
12	その他	146	647	6,495	15,931	7,470	23,401
	総計	197 (0.1%)	5,854 (2.5%)	33,287 (14.3%)	104,542 (44.9%)	128,186 (55.1%)	232,728 (100.0%)

図一 公共施設の経過年数別延床面積（構成比）



図一 公共施設の経過年数別延床面積（構成比）



### (3) 耐震改修の現況

本町の公共施設の耐震改修の状況については、耐震不要な施設を合わせて耐震化対応を実施した施設は、棟数では全体の74.2%、延床面積では全体の74.5%となっています（大規模改修工事も耐震改修とみなした）。

また、耐震改修が未実施の施設は、棟数では25.8%、延床面積では25.5%となっています。

なお、棟数または延床面積ベースでの、耐震診断・改修の状況については、次ページ以降に示すとおりとなっています。

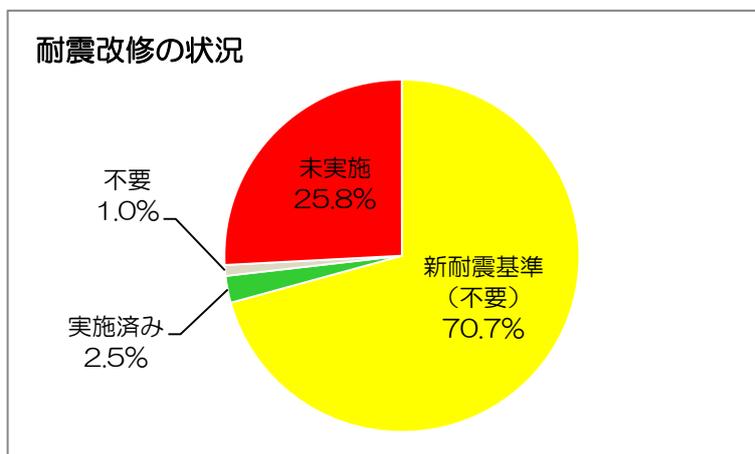
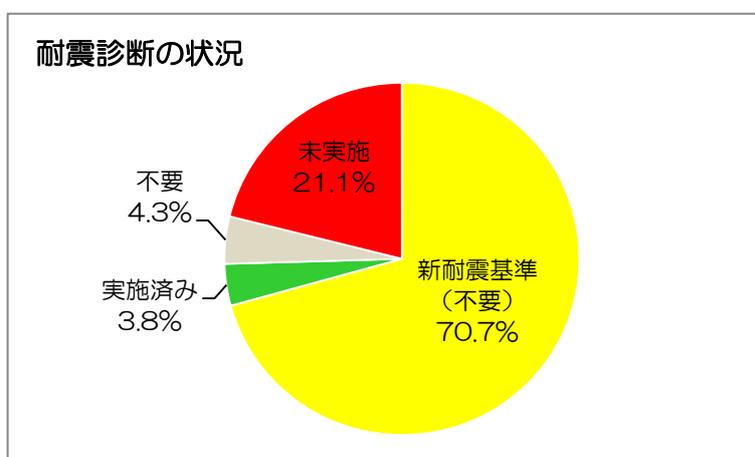
表一 耐震改修の状況

区分		棟数	率 (%)	延床面積 (㎡)	率 (%)
耐震化実施 (①+②+③)		600	74.2%	170,897.0	74.5%
新耐震基準適合 (耐震改修不要) ①		572	70.7%	144,894.4	62.6%
旧耐震基準	耐震改修 実施済み ②	20	2.5%	25,352.5	10.9%
	耐震改修 不要 ③	8	1.0%	3,023.6	1.3%
	耐震改修 未実施	209	25.8%	59,457.7	25.5%
計		809	100.0%	232,728.2	100.0%

表一 耐震診断・改修の状況（棟数）

	耐震診断 (棟)	%	耐震改修 (棟)	%
新耐震基準	572	70.7%	572	70.7%
実施済み	31	3.8%	20	2.5%
不要	35	4.3%	8	1.0%
未実施	171	21.1%	209	25.8%
総数	809	100.0%	809	100.0%

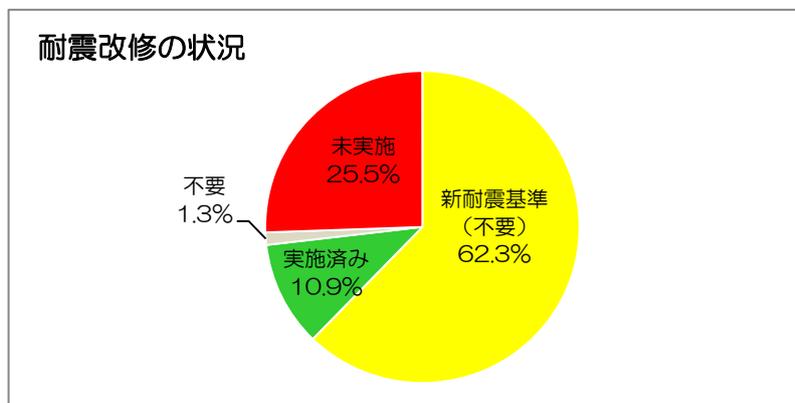
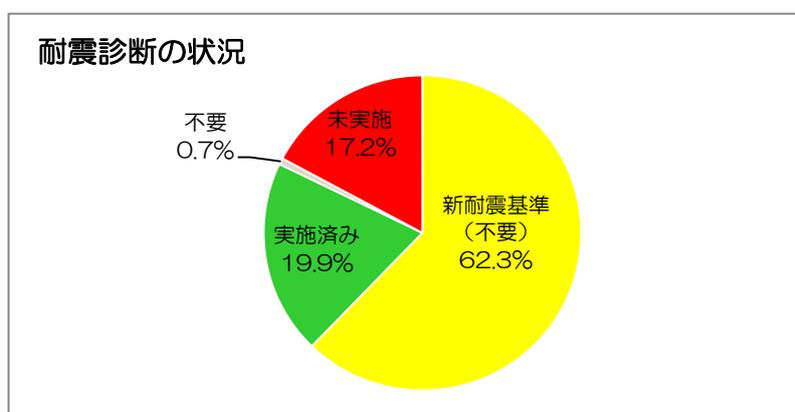
図一 耐震診断・改修の状況（棟数・構成比）



表一 耐震診断・改修の状況（面積）

	耐震診断 (㎡)	%	耐震改修 (㎡)	%
新耐震基準	144,894.4	62.3%	144,894.4	62.3%
実施済み	46,368.1	19.9%	25,352.5	10.9%
不要	1,520.9	0.7%	3,023.6	1.3%
未実施	39,944.8	17.2%	59,457.7	25.5%
総数	232,728.2	100.0%	232,728.2	100.0%

図一 耐震診断・改修の状況（面積・構成比）



#### (4) 土木系公共施設（インフラ）の状況

インフラ資産の施設（道路、橋梁、上水道、下水道等）においても、今後、古い施設から老朽化の状況に応じて、順次修繕などの費用が必要となります。

本町におけるインフラ資産の状況は下表のとおりです。また、各種別の状況については、次ページ以降に示すとおりとなっています。

表ーインフラ資産の状況

インフラ資産		施設数	延長 (m)	面積 (㎡)	備考
1. 道路		-	773,400	3,368,765	
2. 橋梁		426 橋	6,856	43,112	
3. 上水道 (管路)	上水道	-	57,204	-	普及率 99.5%
	簡易水道	-	243,630	-	
4. 下水道 (管路)		-	62,668	-	普及率 35.7% 接続率 76.0%

##### ①道路の整備状況

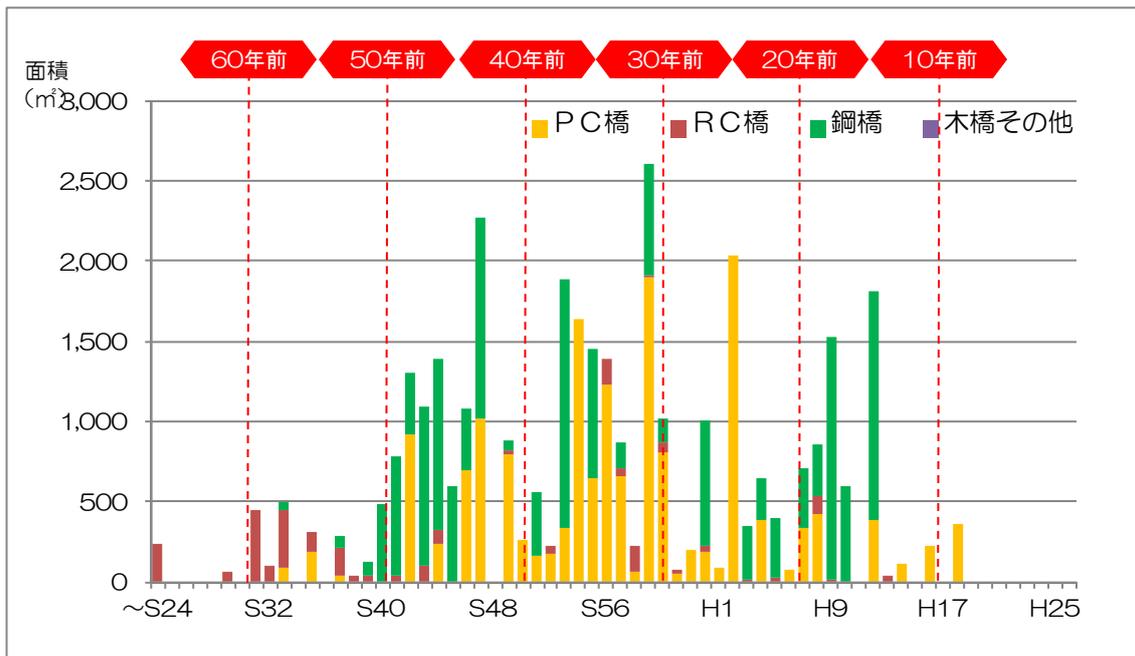
本町の道路は、延長773,400m、面積3,368,765㎡が整備されています。

## ②橋梁の整備状況

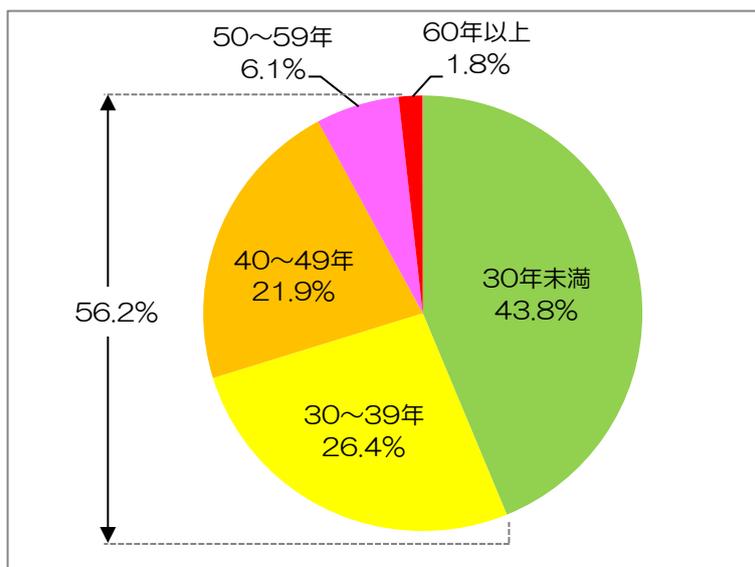
本町の橋梁施設は、426橋であり、面積の合計は約43,112㎡（総延長は約6,856m）が整備されています。

全体では昭和40～50年代に整備されたものが多く、経過年数区分別では、30年未満のものが43.8%ある一方で、40～49年が21.9%、60年以上のものも1.8%見られる状況となっています（構成比：建設年度不明は除く）。

図一 年代別橋梁の整備状況



図一 橋梁の経過年数別面積（構成比：建設年度不明は除く）

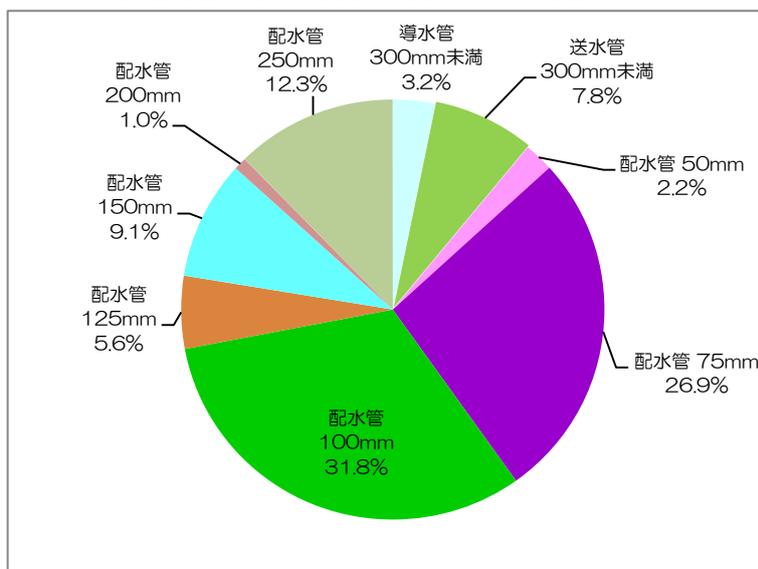


### ③-1 上水道の整備状況

本町の上水道施設（簡易水道を除く）は、管路延長の合計は57,204mが整備されています。管種・管径別延長の構成比を見ると配水管100mmが最も多く、次いで配水管75mm、配水管250mmなどが比較的多くなっています。

また、上水道普及率は99.5%（平成27年度末時点）となっています。

図一上水道施設延長（管種・管径別）の割合



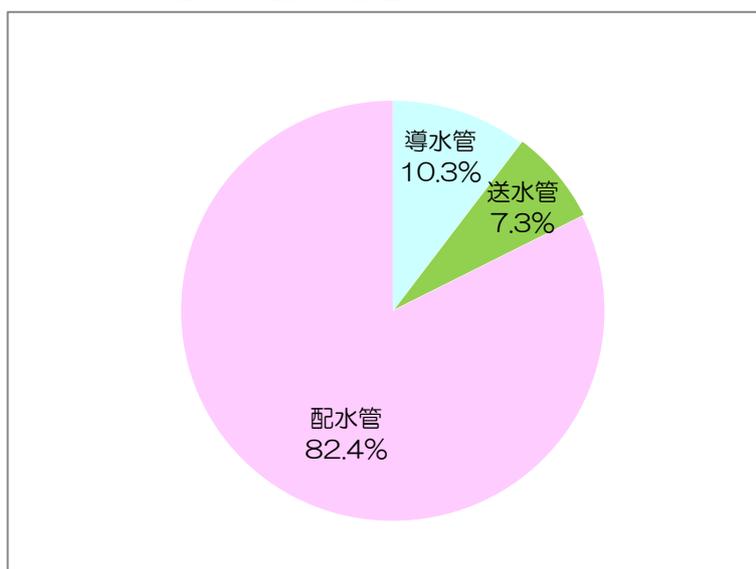
表一上水道施設延長（管種・管径別）の割合

管種	管径	延長 (m)	%
導水管	300mm 未満	1,837	3.2%
送水管	300mm 未満	4,448	7.8%
配水管	50mm	1,276	2.2%
	75mm	15,396	26.9%
	100mm	18,219	31.8%
	125mm	3,211	5.6%
	150mm	5,219	9.1%
	200mm	555	1.0%
	250mm	7,043	12.3%
	計	57,204	100.0%

### ③-2 簡易水道の整備状況

本町の簡易水道は、管路延長の合計は243,630mが整備されています。管種別延長の構成比では、配水管が82.4%を占め、送水管は7.3%、導水管は10.3%となっています。

図一簡易水道施設延長（管種別）の割合



表一簡易水道施設延長（管種別）の割合

管種	延長 (m)	%
導水管	25,115	10.3%
送水管	17,666	7.3%
配水管	200,849	82.4%
計	243,630	100.0%

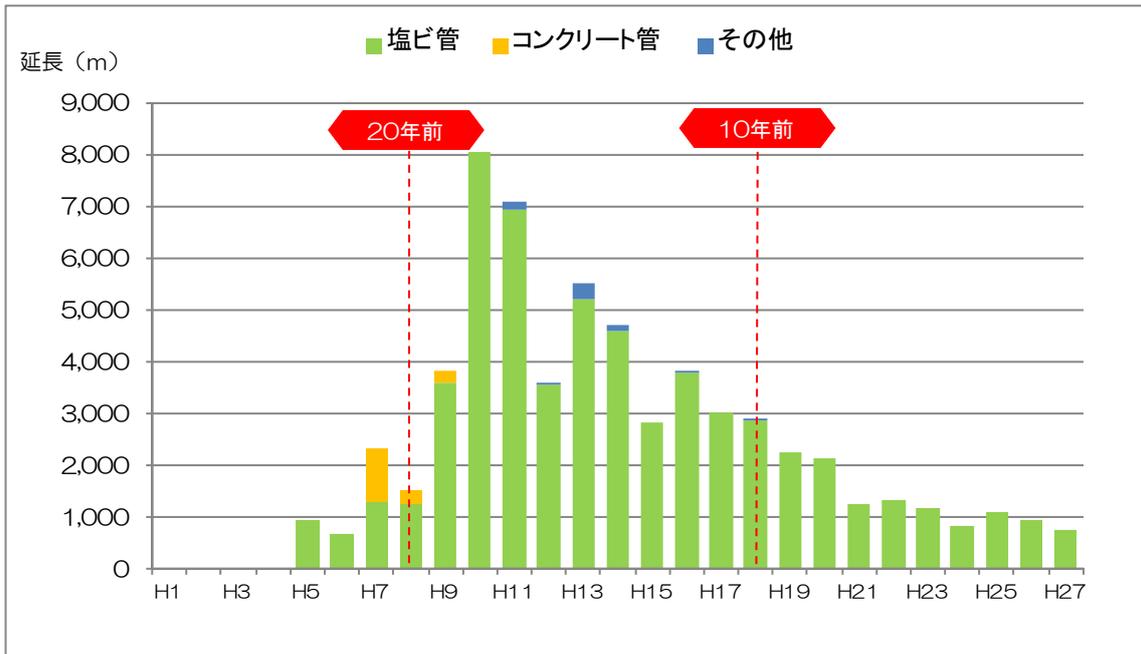
#### ④下水道の整備状況

本町の下水道施設は、管路延長の合計は62,668mが整備され、下水道普及率は35.7%、下水道接続率は76.0%（いずれも平成27年度末時点）となっています。

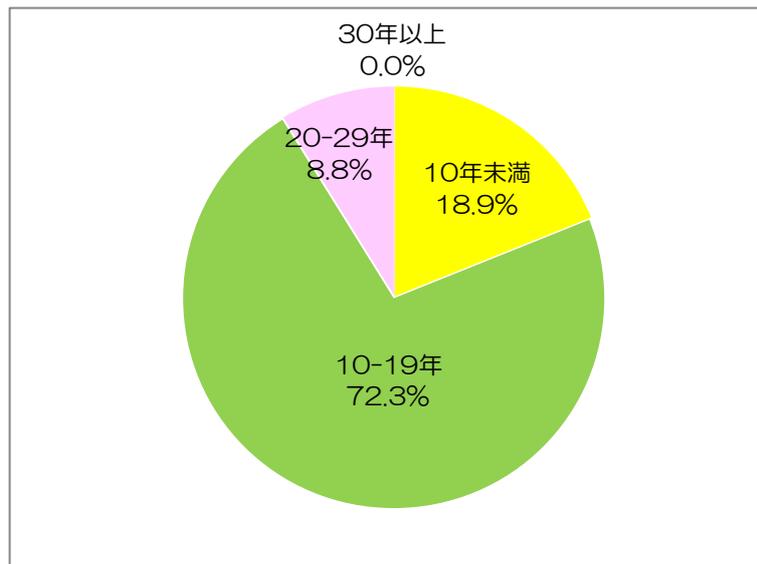
このうち、塩ビ管の管種割合が多くを占めています。

平成10年頃をピークに整備が進み、このうち古い年代については、整備後20～29年経過したものが全体の8.8%を占めています。なお、新規整備は年々減少しています。

図一年代別下水道の整備状況（管種別）

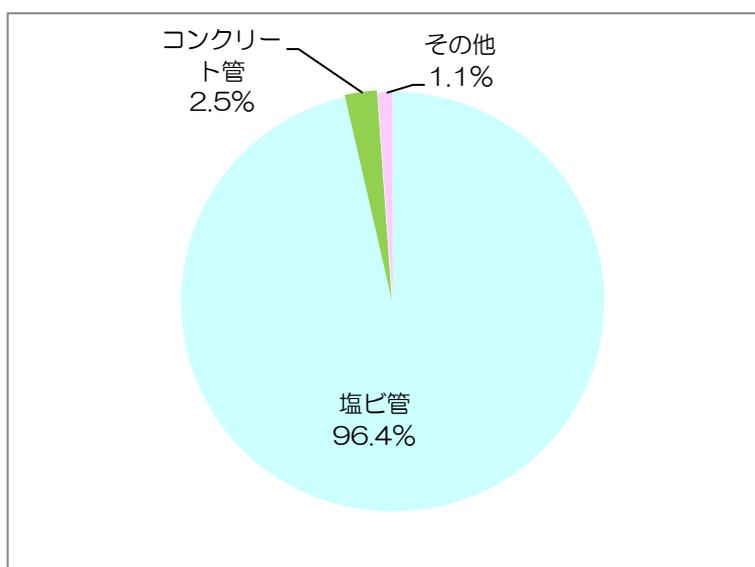


図一下水道の経過年数別延長（構成比）



下水道施設の管種別では、塩ビ管が最も多く整備され、全体の96.4%を占めています。

図一下水道施設延長（管種別）の割合



表一下水道施設延長（管種別）の割合

管 径	延長 (m)	%
塩ビ管	60,429	96.4%
コンクリート管	1,536	2.5%
その他	703	1.1%
計	62,668	100.0%

### 3. 地域別公共施設の現状



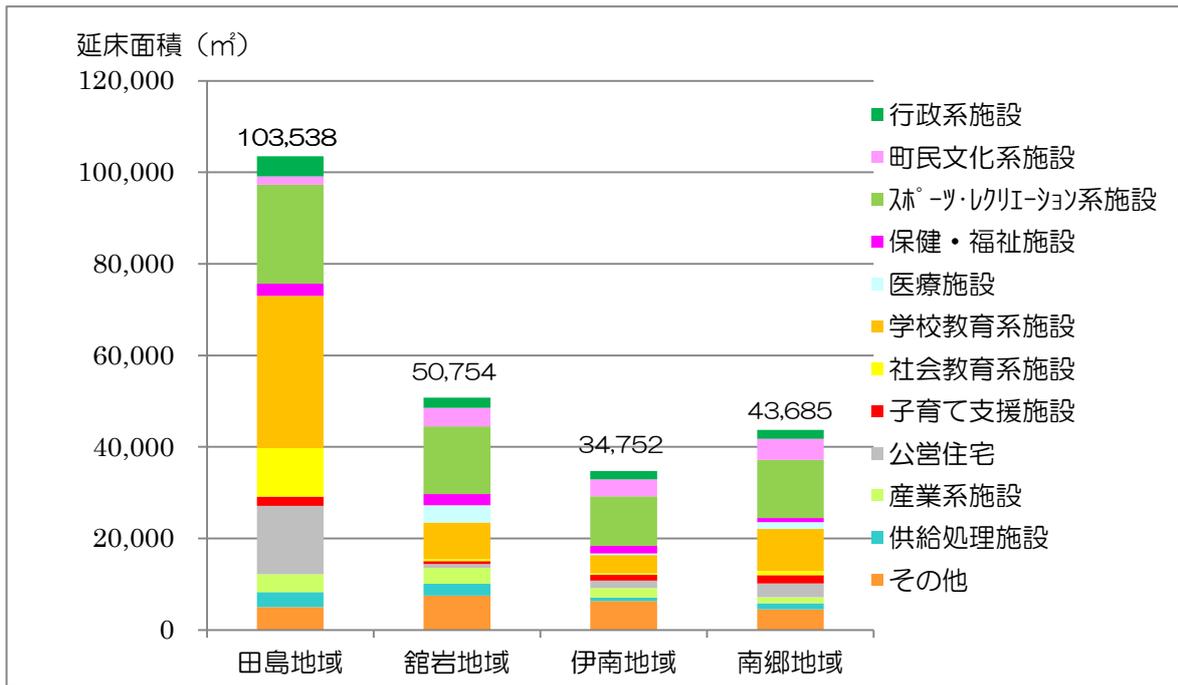
#### (1) 地域別延床面積の現状

地域別に公共施設の保有状況（延床面積）をみると、田島地域が103,538㎡（44.5%）で最も多く、館岩地域50,754㎡（21.8%）、南郷地域43,685㎡（18.8%）、伊南地域34,752㎡（14.9%）の順となっています。田島地域では、学校教育系施設32.1%、次いでスポーツ・レクリエーション系施設20.9%と多く、館岩地域では、スポーツ・レクリエーション系施設29.1%、学校教育系施設15.8%、伊南地域では、スポーツ・レクリエーション系施設31.1%、学校教育系施設11.5%、南郷地域では、スポーツ・レクリエーション系施設29.1%、学校教育系施設21.2%、などがそれぞれ多くなっています。

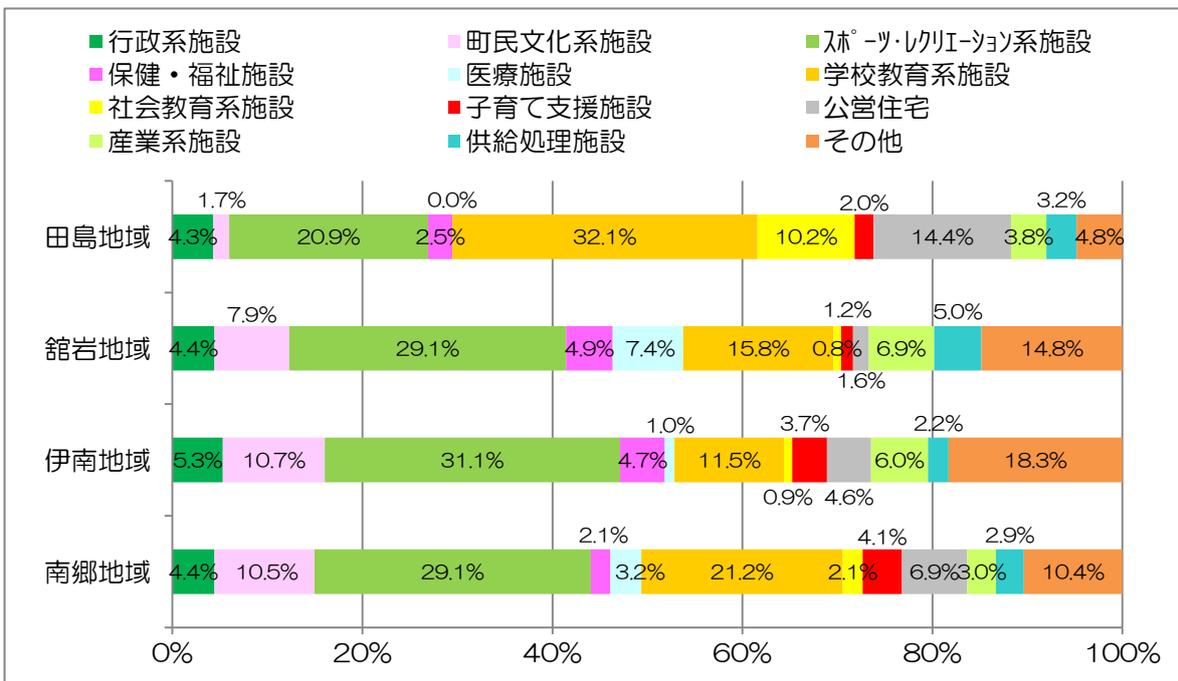
表一 地域別公共施設の延床面積

施設の用途	延床面積（㎡）								延床面積計（㎡）
	田島地域	%	館岩地域	%	伊南地域	%	南郷地域	%	
1. 行政系施設	4,455	4.3%	2,246	4.4%	1,850	5.3%	1,937	4.4%	10,488
2. 町民文化系施設	1,758	1.7%	4,001	7.9%	3,726	10.7%	4,594	10.5%	14,080
3. スポーツ・レクリエーション系施設	21,659	20.9%	14,791	29.1%	10,805	31.1%	12,710	29.1%	59,965
4. 保健・福祉施設	2,640	2.5%	2,494	4.9%	1,638	4.7%	908	2.1%	7,680
5. 医療施設	0	0.0%	3,749	7.4%	344	1.0%	1,415	3.2%	5,507
6. 学校教育系施設	33,255	32.1%	8,034	15.8%	4,010	11.5%	9,263	21.2%	54,562
7. 社会教育系施設	10,601	10.2%	420	0.8%	301	0.9%	914	2.1%	12,234
8. 子育て支援施設	2,054	2.0%	627	1.2%	1,272	3.7%	1,806	4.1%	5,759
9. 公営住宅	14,956	14.4%	837	1.6%	1,605	4.6%	2,998	6.9%	20,396
10. 産業系施設	3,883	3.8%	3,489	6.9%	2,090	6.0%	1,327	3.0%	10,789
11. 供給処理施設	3,294	3.2%	2,540	5.0%	753	2.2%	1,280	2.9%	7,867
12. その他	4,984	4.8%	7,527	14.8%	6,357	18.3%	4,533	10.4%	23,401
合計	103,538	100.0%	50,754	100.0%	34,752	100.0%	43,685	100.0%	232,728
構成比	44.5%		21.8%		14.9%		18.8%		100%

図一 地域別公共施設の延床面積



図一 地域別公共施設の延床面積構成比

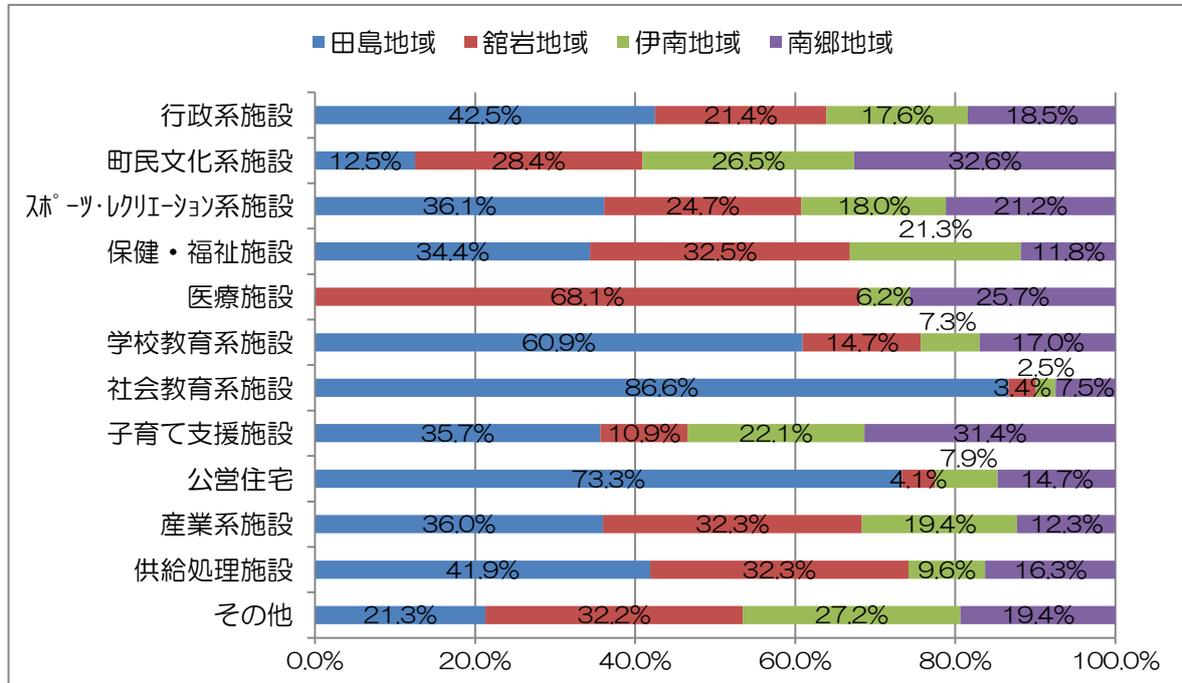


施設の用途別延床面積の保有状況をみると、行政系施設や学校教育系施設、社会教育系施設、公営住宅は田島地域に、町民文化系施設は伊南区域や南郷地域に、それぞれ比較的多くなっています。また、館岩地域では、医療施設の割合が比較的多くなっています。

表一 用途別の延床面積の地域別割合

施設の用途	延床面積の割合 (%)				
	田島地域	館岩地域	伊南地域	南郷地域	合計
1. 行政系施設	42.5%	21.4%	17.6%	18.5%	100.0%
2. 町民文化系施設	12.5%	28.4%	26.5%	32.6%	100.0%
3. スポーツ・レクリエーション系施設	36.1%	24.7%	18.0%	21.2%	100.0%
4. 保健・福祉施設	34.4%	32.5%	21.3%	11.8%	100.0%
5. 医療施設	0.0%	68.1%	6.2%	25.7%	100.0%
6. 学校教育系施設	60.9%	14.7%	7.3%	17.0%	100.0%
7. 社会教育系施設	86.6%	3.4%	2.5%	7.5%	100.0%
8. 子育て支援施設	35.7%	10.9%	22.1%	31.4%	100.0%
9. 公営住宅	73.3%	4.1%	7.9%	14.7%	100.0%
10. 産業系施設	36.0%	32.3%	19.4%	12.3%	100.0%
11. 供給処理施設	41.9%	32.3%	9.6%	16.3%	100.0%
12. その他	21.3%	32.2%	27.2%	19.4%	100.0%

図一 用途別の延床面積の地域別割合

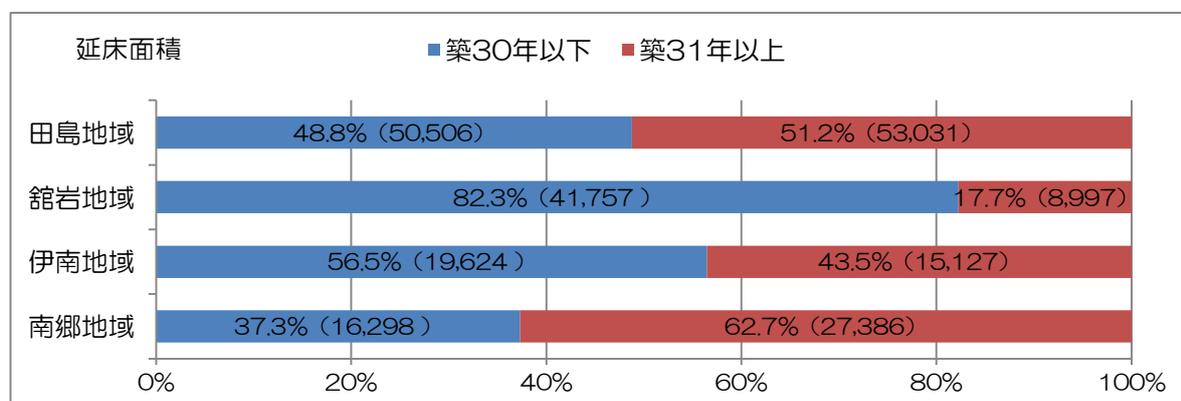


経過年数別の公共施設の保有状況（延床面積）をみると、田島地域と南郷地域で築31年以上の割合が過半数を超え、田島地域では51.2%、南郷地域では62.7%となっています。

表一経過年数別の延床面積

経過年数	延床面積 (㎡)							
	田島地域	%	舘岩地域	%	伊南地域	%	南郷地域	%
築31年以上	53,031	51.2%	8,997	17.7%	15,127	43.5%	27,386	62.7%
築30年以下	50,506	48.8%	41,757	82.3%	19,624	56.5%	16,298	37.3%
計	103,538	100.0%	50,754	100.0%	34,752	100.0%	43,685	100.0%

図一経過年数別の延床面積



## (2) 地域別一人当たり延床面積

各地域の公共施設の一人当たりの延床面積の保有状況は、館岩地域の29.30㎡/人、伊南地域の24.97㎡/人、南郷地域の19.16㎡/人、田島地域が9.53㎡/人の順となっています。

表一地域別の一人当たりの延床面積

施設の用途	一人当たりの延床面積 (㎡/人)				
	町全体	田島地域	館岩地域	伊南地域	南郷地域
1. 行政系施設	0.64	0.41	1.30	1.33	0.85
2. 町民文化系施設	0.87	0.16	2.31	2.68	2.02
3. スポーツ・レクリエーション系施設	3.69	1.99	8.54	7.76	5.57
4. 保健・福祉施設	0.47	0.24	1.44	1.18	0.40
5. 医療施設	0.34	0.00	2.16	0.25	0.62
6. 学校教育系施設	3.35	3.06	4.64	2.88	4.06
7. 社会教育系施設	0.75	0.98	0.24	0.22	0.40
8. 子育て支援施設	0.35	0.19	0.36	0.91	0.79
9. 公営住宅	1.25	1.38	0.48	1.15	1.31
10. 産業系施設	0.66	0.36	2.01	1.50	0.58
11. 供給処理施設	0.48	0.30	1.47	0.54	0.56
12. その他	1.44	0.46	4.35	4.57	1.99
総数	14.31	9.53	29.30	24.97	19.16
延床面積 (㎡)	232,728	103,538	50,754	34,752	43,685
平成27年国勢調査人口	16,264	10,860	1,732	1,392	2,280

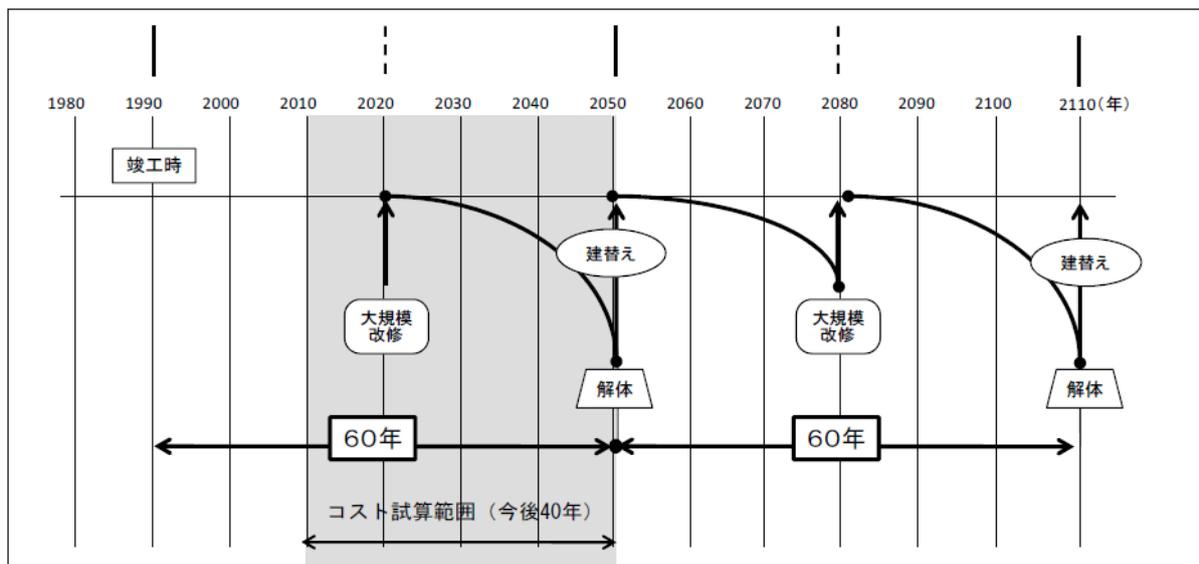
### 第3章 公共施設等の維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込み等

#### 1. 公共施設の維持管理・更新等に係る費用算定

本計画での試算に当たって、総務省が公表している「地方公共団体の財政分析等に関する調査報告書（平成23年3月）」及び「公共施設等更新費用試算ソフト仕様書（平成26年3月）」における試算を参照して設定しています。

- 耐用年数の設定
- 単価の設定（大規模改修・建替え）
- 期間の設定（大規模改修・建替え）
- 積み残しの処理（経過期間：大規模改修・建替え）

図一 大規模改修及び建替えのライフサイクル



資料：地方公共団体の財政分析等に関する調査報告書

## (1) 大規模改修コストの考え方

### ①大規模改修の実施年度

実施年度は、施設の種類、建物構造によらず、建設してから一律30年目に実施します。ただし、そのうち今後10年以内に建替えを迎える建物については、大規模改修を実施しません。

○ 大規模改修実施年度は、建設年から30年目とします。

### ②大規模改修単価の設定

大規模改修単価は、建替え単価と同様に、総務省「資料：総務省「地方公共団体の財政分析等に関する調査報告書（平成23年3月）」及び「公共施設等更新費用試算ソフト仕様書（平成26年3月）」における単価を参照して設定します。

大規模改修及び建替え費の施設別単価については、以下に示す表における施設分類別の建替え単価にあるとおりです。

表一施設分類別の大規模改修単価

NO	分類	対象施設	単価
1	行政系施設	庁舎、消防、行政関連施設	25万円/㎡
2	町民文化系施設	公民館、集会所等	25万円/㎡
3	スポーツ・レクリエーション施設	体育館、プール、公園、キャンプ場等	20万円/㎡
4	保健・福祉施設	保健・福祉センター	20万円/㎡
5	医療施設	診療所、包括医療施設	25万円/㎡
6	学校教育系施設	小学校、中学校、学校給食センター	17万円/㎡
7	社会教育系施設	博物館、資料館	25万円/㎡
8	子育て支援施設	幼稚園、保育所、児童館	17万円/㎡
9	公営住宅	町営住宅等	17万円/㎡
10	産業系施設	農産物加工所、農産物展示販売所	25万円/㎡
11	供給処理施設	排水処理場	20万円/㎡
12	その他	公衆トイレ、倉庫、ポンプ室等	20万円/㎡

### ③修繕期間

大規模改修では修繕期間を2年とし、費用を均等配分しています。

#### ④修繕コストの計算例

<通常の修繕の場合>

例えば平成2年度の建築の場合、平成32年度が建築から30年目にあたることから、29年目にあたる平成31年度から工事を開始し、30年目にあたる平成32年度に工事完了となります。

建築年	29年目	30年目
平成2年度	修繕開始 ←	完了 →
	平成31年度	平成32年度

年間費用は、修繕費用を2等分した値になります。行政関連施設を大規模改修する場合は、単価25万円、延床面積2,000㎡と仮定すると、以下のように年間2億5,000万円のコストになります。

$$\text{年間費用} = \text{単価 (25万円/㎡)} \times \text{延床面積 (2,000㎡)} / 2 \text{カ年} = 2\text{億}5,000\text{万円/年}$$

#### ⑤修繕積み残し

既に31年以上経過し、大規模改修時期が到来している建物については、今後10年間で実施します。なお、建設時からの経過年数が、31年以上50年以下のものについては、今後10年間で均等に大規模改修を行うと仮定し、建設時より51年以上経過しているものについては、建替えの時期が近いので、大規模改修は行わずに60年を経た年度に建替えると仮定しています。

## (2) 建替えコストの考え方

### ①建替え実施年度

今回の試算は、公共施設の標準的な耐用年数とされる60年を設定します。  
建替え実施年度については、建設してから60年目とします。

### ②建替え単価の設定

建替え単価は、建替え単価と同様に、総務省「資料：総務省「地方公共団体の財政分析等に関する調査報告書（平成23年3月）」及び「公共施設等更新費用試算ソフト仕様書（平成26年3月）」における単価を参照して設定します。

表一施設分類別の建替え単価

NO	分類	対象施設	単価
1	行政系施設	庁舎、消防、行政関連施設	40 万円/㎡
2	町民文化系施設	公民館、集会所等	40 万円/㎡
3	スポーツ・レクリエーション施設	体育館、プール、公園、キャンプ場等	36 万円/㎡
4	保健・福祉施設	保健・福祉センター	36 万円/㎡
5	医療施設	診療所、医療包括施設	40 万円/㎡
6	学校教育系施設	小学校、中学校、学校給食センター	33 万円/㎡
7	社会教育系施設	博物館、資料館	40 万円/㎡
8	子育て支援施設	幼稚園、保育所、児童館	33 万円/㎡
9	公営住宅	町営住宅等	28 万円/㎡
10	産業系施設	農産物加工所、農産物展示販売所	40 万円/㎡
11	供給処理施設	排水処理場	36 万円/㎡
12	その他	公衆トイレ、倉庫、ポンプ室等	36 万円/㎡

### ③建替え期間

建替えは、設計、施工と複数年度にわたり費用がかかることを考慮し、単年度に負担が集中しないように期間を3年間とします。

費用は各年度で均等配分とし、59年目、60年目、61年目に割り当てて計算します。

#### ④建替えコストの計算例

<通常の建替えの場合>

例えば昭和35年度の建築の場合、平成32年度が建築から60年目にあたることから、59年目の平成31年度から工事を開始し、61年目の平成33年度に工事完了となります。

建築年	59年目	60年目	61年目
昭和35年度	建替え開始		完了
	←	→	
	平成31年度	平成32年度	平成33年度

年間費用は、建替え費用を3等分した値とし、行政関連施設を建替える場合は、単価40万円、延床面積を3,000㎡と仮定すると、以下のように年間4億円のコストとなります。

$$\text{年間費用} = \text{単価 (40万円/㎡)} \times \text{延床面積 (3,000㎡)} / 3 \text{ 年} = 4 \text{ 億円/年}$$

#### ⑤建替え積み残し

試算時点で更新年数を既経過し、建替えられずに残されている場合

積み残しを処理する年数を10年とします。

### (3) 大規模改修にかかる将来費用の総額

#### ①大規模改修にかかる将来費用の総額

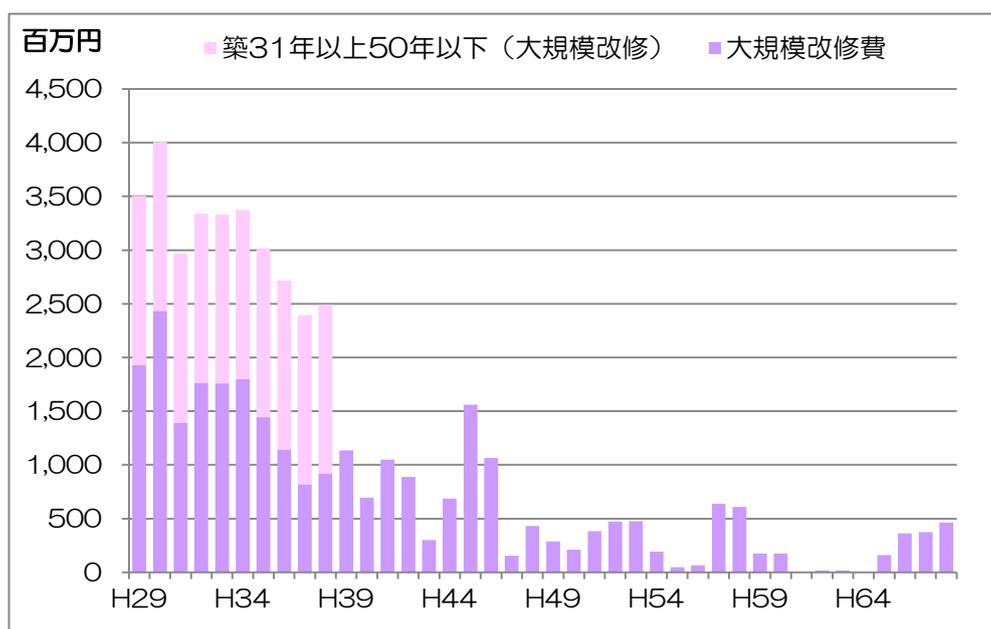
将来の費用試算によると、40年間の大規模改修にかかる費用の総額は約442億円で、特にスポーツ・レクリエーション施設や学校教育系施設に費用の負担が集積するものと想定されています。

なお、既に更新時期を迎えている築31年以上50年以下の大規模改修費は、今後10年間で予防保全の対策を検討する必要があると、平成29～38年にかけて費用の負担が見込まれています。

表一今後40年間における大規模改修にかかる将来費用の総額

施設用途分類	大規模改修費（千円）				
	計	平成 29 ～38 年	平成 39 ～48 年	平成 49 ～58 年	平成 59 ～68 年
1 行政施設	3,970,534	2,390,508	134,833	1,287,618	157,576
2 町民文化系施設	3,432,986	2,867,439	296,605	236,193	32,750
3 スポーツ・レクリエーション施設	11,978,438	9,155,814	2,042,636	467,298	312,690
4 保健・福祉施設	1,535,974	918,258	617,716	0	0
5 医療施設	1,376,763	444,050	910,308	22,405	0
6 学校教育系施設	5,971,517	4,462,774	301,719	523,659	683,366
7 社会教育系施設	2,734,275	924,218	1,796,608	13,450	0
8 子育て支援施設	599,760	284,366	47,853	267,541	0
9 公営住宅	3,526,096	2,889,135	461,866	107,552	67,543
10 産業系施設	2,697,210	2,122,841	319,116	255,253	0
11 供給処理施設	1,573,324	631,545	927,389	14,390	0
12 その他	4,842,490	4,053,148	111,398	187,574	490,370
計	44,239,366	31,144,094	7,968,046	3,382,931	1,744,295

図一 大規模改修にかかる将来費用



## ②大規模改修にかかる将来費用の内訳

大規模改修費用の内訳には、30年目の「大規模改修」と、建築後31年以上経過し、大規模改修時期を超過している建物「31年以上50年以下の大規模改修」に分けて試算しています。

なお、31年以上50年以下の大規模改修は、今後10年間で均等に大規模改修を行い、51年以上経過しているものは、60年を経た年度に建替えると仮定しています。

表一今後40年間に於ける大規模改修にかかる将来費用内訳（築30年以下）

施設用途分類		大規模改修費（千円）				
		計	平成 29 ～38 年	平成 39 ～48 年	平成 49 ～58 年	平成 59 ～68 年
1	行政施設	1,887,256	307,230	134,833	1,287,618	157,576
2	町民文化系施設	1,563,093	997,545	296,605	236,193	32,750
3	スポーツ・レクリエーション施設	9,424,314	6,601,690	2,042,636	467,298	312,690
4	保健・福祉施設	1,325,672	707,956	617,716	0	0
5	医療施設	1,314,035	381,323	910,308	22,405	0
6	学校教育系施設	2,921,102	1,412,358	301,719	523,659	683,366
7	社会教育系施設	2,558,360	748,303	1,796,608	13,450	0
8	子育て支援施設	421,945	106,551	47,853	267,541	0
9	公営住宅	2,115,558	1,478,597	461,866	107,552	67,543
10	産業系施設	1,548,528	974,159	319,116	255,253	0
11	供給処理施設	1,455,874	514,095	927,389	14,390	0
12	その他	1,978,845	1,189,503	111,398	187,574	490,370
計		28,514,581	15,419,309	7,968,046	3,382,931	1,744,295

表一今後40年間に於ける大規模改修積み残しにかかる将来費用内訳（築31年以上50年以下）

施設用途分類		大規模改修費（千円）				
		計	平成 29 ～38 年	平成 39 ～48 年	平成 49 ～58 年	平成 59 ～68 年
1	行政施設	2,083,278	2,083,278	0	0	0
2	町民文化系施設	1,869,894	1,869,894	0	0	0
3	スポーツ・レクリエーション施設	2,554,124	2,554,124	0	0	0
4	保健・福祉施設	210,302	210,302	0	0	0
5	医療施設	62,728	62,728	0	0	0
6	学校教育系施設	3,050,415	3,050,415	0	0	0
7	社会教育系施設	175,915	175,915	0	0	0
8	子育て支援施設	177,815	177,815	0	0	0
9	公営住宅	1,410,538	1,410,538	0	0	0
10	産業系施設	1,148,683	1,148,683	0	0	0
11	供給処理施設	117,450	117,450	0	0	0
12	その他	2,863,645	2,863,645	0	0	0
計		15,724,785	15,724,785	0	0	0

#### (4) 建替えにかかる将来費用の総額

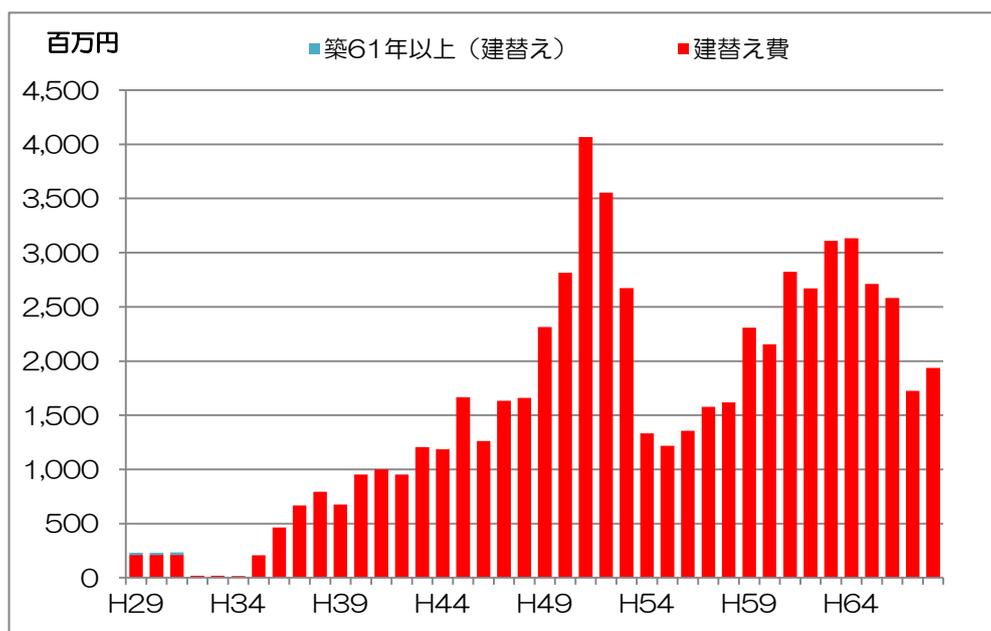
##### ①建替えにかかる将来費用の総額

今後40年間の建替えにかかる費用の総額は約627億円で、このうち平成59～68年、及び平成49～58年にかけて費用の負担が高く、特に学校教育系施設やスポーツ・レクリエーション施設に集積するものと想定されます。

表一今後40年間における建替えにかかる将来費用の総額

施設用途分類		建替え費（千円）				
		計	平成 29 ～38 年	平成 39 ～48 年	平成 49 ～58 年	平成 59 ～68 年
1	行政施設	2,840,111	168,081	991,995	1,238,781	441,253
2	町民文化系施設	4,763,187	52,400	1,763,960	1,412,253	1,534,573
3	スポーツ・レクリエーション施設	16,856,096	562,842	1,386,331	3,639,434	11,267,489
4	保健・福祉施設	1,652,864	0	162,400	216,144	1,274,321
5	医療施設	664,660	0	0	100,364	564,296
6	学校教育系施設	16,400,794	1,270,819	3,303,904	9,430,747	2,395,325
7	社会教育系施設	1,941,688	0	393,309	271,163	1,277,216
8	子育て支援施設	707,391	0	342,194	158,364	206,834
9	公営住宅	4,702,483	78,948	850,642	1,445,967	2,326,927
10	産業系施設	3,298,755	0	560,595	1,674,872	1,063,288
11	供給処理施設	1,085,096	0	40,475	181,204	863,418
12	その他	7,774,435	683,530	2,397,097	2,756,274	1,937,535
計		62,687,562	2,816,620	12,192,901	22,525,566	25,152,475

図一建替えにかかる将来費用



## ②建替えにかかる将来費用の内訳

建替え費用の内訳には、60年目の「建替え」と、建築後61年以上経過し、建替え時期を超過している建物「61年以上の建替え」に分けて試算します。

表一今後40年間に於ける建替えにかかる将来費用内訳（築60年以下）

施設用途分類		建替え費（千円）				
		計	平成 29 ～38 年	平成 39 ～48 年	平成 49 ～58 年	平成 59 ～68 年
1	行政系施設	2,840,111	168,081	991,995	1,238,781	441,253
2	市民文化系施設	4,763,187	52,400	1,763,960	1,412,253	1,534,573
3	スポーツ・レクリエーション施設	16,856,096	562,842	1,386,331	3,639,434	11,267,489
4	保健・福祉施設	1,652,864	0	162,400	216,144	1,274,321
5	医療施設	664,660	0	0	100,364	564,296
6	学校教育系施設	16,400,794	1,270,819	3,303,904	9,430,747	2,395,325
7	社会教育系施設	1,941,688	0	393,309	271,163	1,277,216
8	子育て支援施設	707,391	0	342,194	158,364	206,834
9	公営住宅	4,688,133	64,598	850,642	1,445,967	2,326,927
10	産業系施設	3,298,755	0	560,595	1,674,872	1,063,288
11	供給処理施設	1,085,096	0	40,475	181,204	863,418
12	その他	7,722,005	631,099	2,397,097	2,756,274	1,937,535
計		62,620,781	2,749,839	12,192,901	22,525,566	25,152,475

表一今後40年間に於ける建替え積み残しにかかる将来費用内訳（築61年以上）

施設用途分類		建替え費（千円）				
		計	平成 29 ～38 年	平成 39 ～48 年	平成 49 ～58 年	平成 59 ～68 年
1	行政系施設	0	0	0	0	0
2	市民文化系施設	0	0	0	0	0
3	スポーツ・レクリエーション施設	0	0	0	0	0
4	保健・福祉施設	0	0	0	0	0
5	医療施設	0	0	0	0	0
6	学校教育系施設	0	0	0	0	0
7	社会教育系施設	0	0	0	0	0
8	子育て支援施設	0	0	0	0	0
9	公営住宅	14,350	14,350	0	0	0
10	産業系施設	0	0	0	0	0
11	供給処理施設	0	0	0	0	0
12	その他	52,430	52,430	0	0	0
計		66,780	66,780	0	0	0

(5) 大規模改修及び建替えにかかる将来費用の総額

①大規模改修及び建替えにかかる将来費用の総額

今後40年間の大規模改修及び建替えにかかる費用の総額は約1,069億円で、年次では平成59～68年、及び平成49～58年、用途ではスポーツ・レクリエーション施設や学校教育系施設に必要となる費用負担が高くなるものと想定されます。

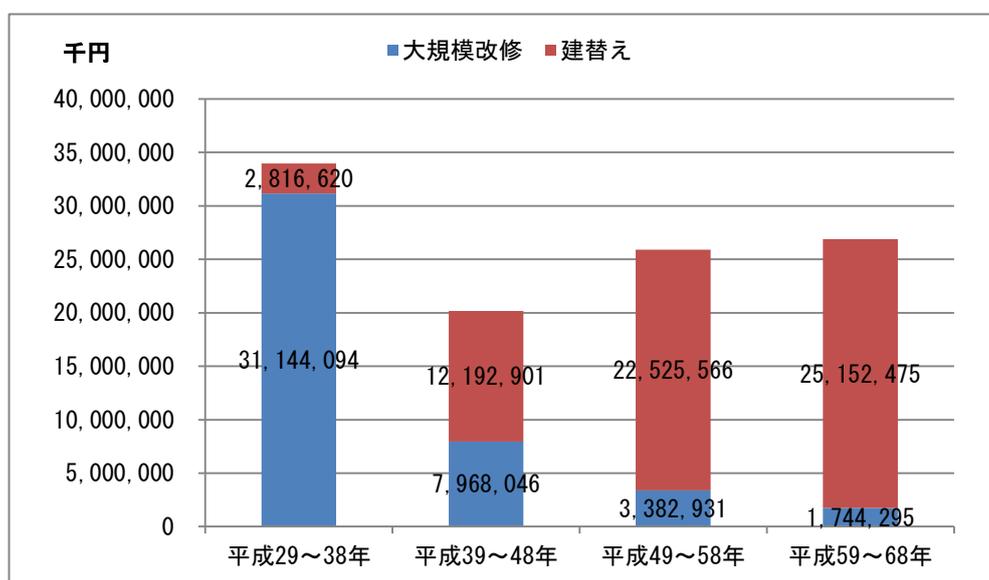
表一今後40年間における大規模改修及び建替えにかかる将来費用の総額

施設用途分類		建替え・大規模改修費（千円）				
		計	平成 29 ～38 年	平成 39 ～48 年	平成 49 ～58 年	平成 59 ～68 年
1	行政系施設	6,810,644	2,558,589	1,126,827	2,526,399	598,830
2	市民文化系施設	8,196,173	2,919,839	2,060,565	1,648,446	1,567,323
3	スポーツ・ レクリエーション施設	28,834,534	9,718,656	3,428,967	4,106,732	11,580,179
4	保健・福祉施設	3,188,838	918,258	780,116	216,144	1,274,321
5	医療施設	2,041,423	444,050	910,308	122,769	564,296
6	学校教育系施設	22,372,311	5,733,593	3,605,622	9,954,405	3,078,691
7	社会教育系施設	4,675,963	924,218	2,189,917	284,613	1,277,216
8	子育て支援施設	1,307,151	284,366	390,047	425,905	206,834
9	公営住宅	8,228,579	2,968,083	1,312,508	1,553,519	2,394,470
10	産業系施設	5,995,965	2,122,841	879,711	1,930,125	1,063,288
11	供給処理施設	2,658,420	631,545	967,864	195,594	863,418
12	その他	12,616,925	4,736,678	2,508,495	2,943,848	2,427,905
	計	106,926,928	33,960,714	20,160,947	25,908,498	26,896,770

表一今後40年間における大規模改修及び建替えにかかる将来費用の内訳（千円）

	建替え・大規模改修費（千円）				
	計	平成 29 ～38 年	平成 39 ～48 年	平成 49 ～58 年	平成 59 ～68 年
大規模改修	28,514,581	15,419,309	7,968,046	3,382,931	1,744,295
築 31 年以上 50 年以下	15,724,785	15,724,785	0	0	0
大規模改修 計	44,239,366	31,144,094	7,968,046	3,382,931	1,744,295
建替え	62,620,781	2,749,839	12,192,901	22,525,566	25,152,475
築 61 年以上建替え	66,780	66,780	0	0	0
建替え 計	62,687,562	2,816,620	12,192,901	22,525,566	25,152,475
合計	106,926,928	33,960,714	20,160,947	25,908,498	26,896,770

図一今後40年間における大規模改修及び建替えにかかる将来費用（千円）



## (6) 公共施設の投資的経費・維持補修費の見通し

### ①公共施設の投資的経費・維持補修費の状況

平成27年度の町決算統計（一般会計）では、全体の投資的経費は約17.5億円となっています。このうち公共施設（建物のみ）の投資的経費は、約14.4億円で、維持補修費（既存更新分）や新規整備分として充当されています。

また、過去5年間の投資的経費の平均は約15.6億円、公共施設（建物のみ）は平均約13.2億円で推移しています。

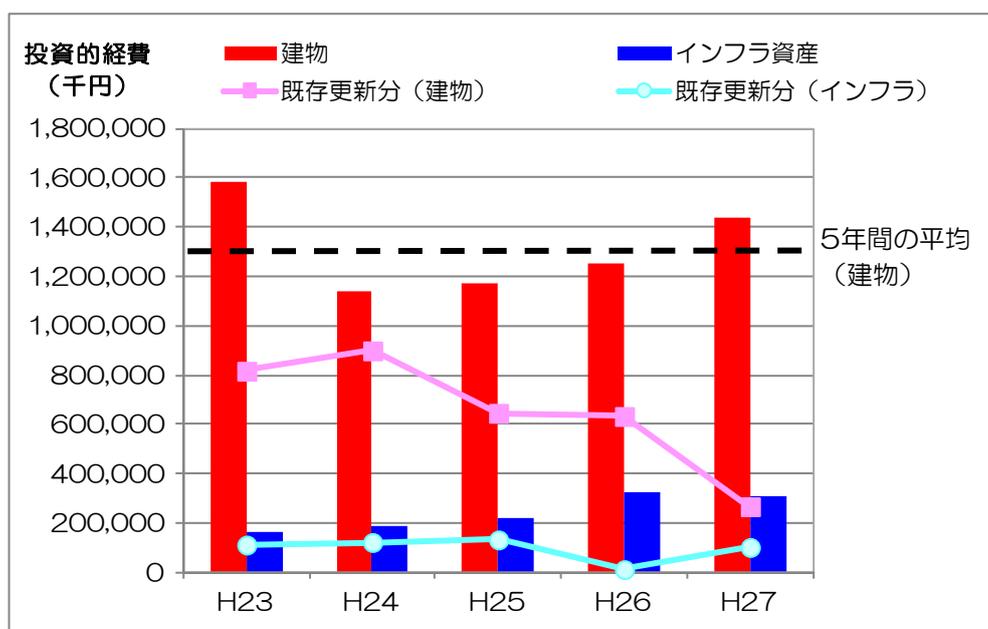
今後、建物の更新時期に伴い、投資的経費への負担が増えることとなります。

表一 投資的経費の推移（千円）

	平成 23 (2011) 年	平成 24 (2012) 年	平成 25 (2013) 年	平成 26 (2014) 年	平成 27 (2015) 年	5年間の 平均
①建物	1,581,856	1,143,112	1,167,787	1,250,818	1,437,561	1,316,227
既存更新分	817,303	899,891	646,806	633,913	268,148	653,212
新規整備分	742,826	243,221	411,388	536,079	1,161,341	618,971
用地取得分	21,727	0	109,593	80,826	8,072	44,044
②インフラ資産 (道路・橋梁)	162,580	189,882	216,268	327,066	311,876	241,534
①+②の合計	1,744,436	1,332,994	1,384,055	1,577,884	1,749,437	1,557,761

資料 平成23～27年度決算資料（一般会計）

図一 公共施設（建物・インフラ）の投資的経費の推移



## ②投資的経費・維持補修費の見通し

【試算基準年 平成27年度】（計算の条件）

- ・今後、新たな建設は行わない。
- ・建設後60年目で建替え（更新）します。建替え時は費用を3年間に分割します。
- ・建設後30年で大規模改修を実施します。改修時の費用は2年間に分割します。
- ・積み残しを処理する年数を10年とします。
- ・物価変動による改修時、更新時の再調達価格の変動は考慮していません。

【試算結果】

○直近5年間の投資的経費：年平均13.2億円（H27年度までの平均）

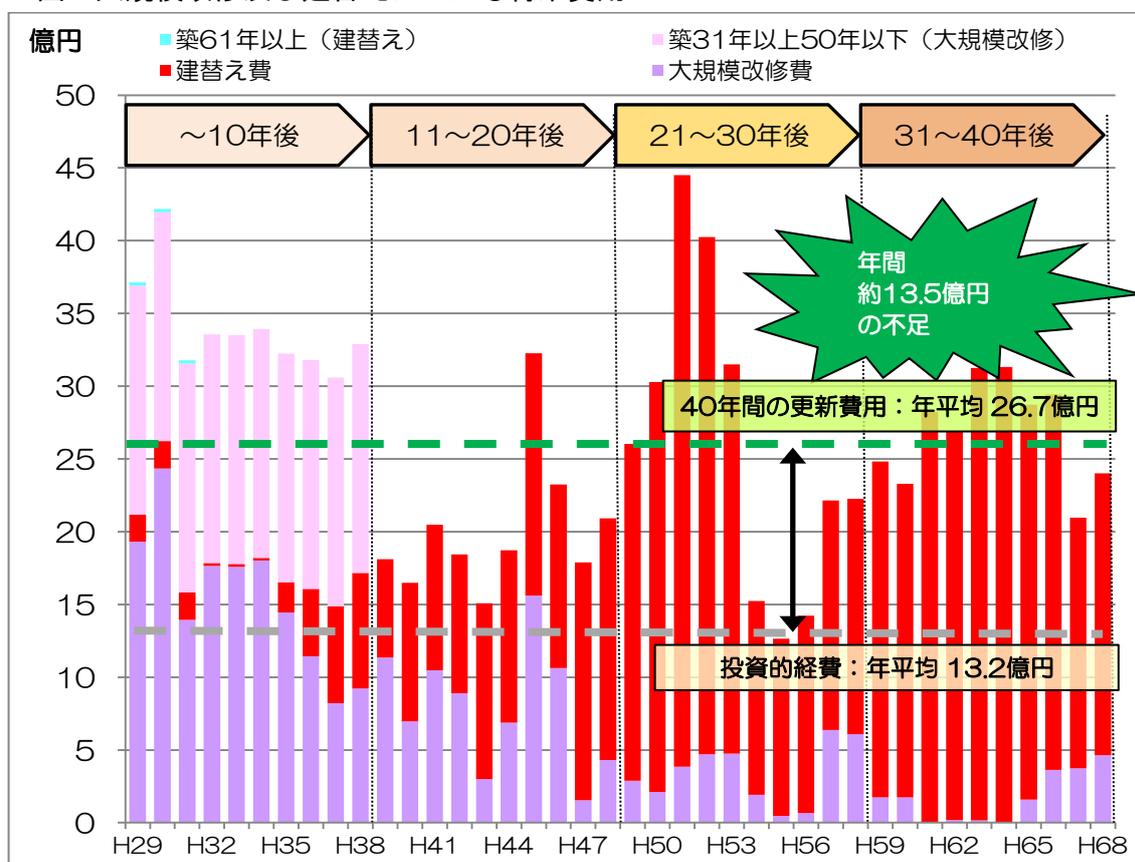
○年更新費用：26.7億円（40年間総額1,069億円／40年間）

**○年平均＝13.2億円－26.7億円＝－13.5億円**

今後40年間に公共施設の維持管理・更新等に係る経費は、約1,069億円と推計され、年間費用（年平均）は約26.7億円の試算となります。

これまで実際に支出してきた1年間の投資的経費の平均額約13.2億円（直近5年の投資的経費の年平均）と比較すると、今後40年間では約2倍の費用が必要となり、年間当たり平均で約13.5億円が不足することとなります。

図一 大規模改修及び建替えにかかる将来費用



## 2. インフラ資産の維持管理・更新等に係る費用算定



### (1) インフラ資産の更新の考え方

インフラ資産の更新単価及び耐用年数等は、建物と同様に、総務省「資料：総務省「地方公共団体の財政分析等に関する調査報告書（平成23年3月）」及び「公共施設等更新費用試算ソフト仕様書（平成26年3月）」における単価を参照して設定します。

#### ①道路

道路の更新費用は、路線ごとに整備するものではなく、区間ごとに整備されるため、年度別に把握するのは困難なため、現在の総面積に対し試算しました。

##### ◇道路の耐用年数

舗装の耐用年数の10年と舗装の一般的な供用寿命の12～20年のそれぞれの年数を踏まえ、全整備面積をこの15年で割った面積の舗装部分を毎年度更新していくと仮定しています。

**道路舗装部の耐用年数は15年とします。**

##### ◇道路の更新単価の設定

道路の更新単価は、「道路統計年報2009」（全国道路利用者会議）で示される平成19年度の舗装補修事業費（決算額）を舗装補修事業量で割って算定されたものから設定しています。

表一 道路の更新単価

分類	対象施設	単価
道路	一般道路の舗装	4,700円/㎡

#### ②橋梁

##### ◇橋梁の更新

橋梁については、更新年数経過後に現在と同じ面積で更新すると仮定し、以下の構造別年度別面積に対し、それぞれの更新費用を乗じて更新費用を試算します。

**橋梁の更新年数は法定耐用年数の60年を経た年度に更新します。**

##### ◇橋梁の更新単価の設定

橋梁の更新単価は、道路橋の工事实績（道路橋年報）より、以下の構造別の面積に対して更新単価を乗じて算定します。

表一 橋梁の更新単価

分類	対象施設	単価
橋梁	PC (プレストレスト・コンクリート)	425,000円/㎡
	RC橋	425,000円/㎡
	鋼橋	500,000円/㎡
	その他	425,000円/㎡

◇積み残し処理を割り当てる年数

試算時点で更新年数を既に経過し、更新されずに残されている場合

**積み残しを処理する年数を5年とします。**

### ③上水道・簡易水道

◇上水道・簡易水道の更新

上水道・簡易水道は、整備した年度から法定耐用年数の40年を経た年度に更新すると仮定しています。

**上水道・簡易水道の耐用年数は40年とします。**

◇上水道・簡易水道の更新単価の設定

上水道・簡易水道の更新単価は、導水管及び送水管、配水管に分類して、管径別に単価を設定します。

表一 上水道の更新単価

分類	対象施設	単価
上水道 導水管及び送水管	300mm未満	100,000円/m
	300~500mm	114,000円/m
上水道 配水管	50mm未満	97,000円/m
	50~75mm未満	97,000円/m
	75~100mm未満	97,000円/m
	100~125mm未満	97,000円/m
	125~150mm未満	97,000円/m
	150~200mm未満	100,000円/m
	200~250mm未満	103,000円/m
	250~300mm未満	106,000円/m
	300~350mm未満	111,000円/m
	350~400mm未満	116,000円/m
簡易水道 導水管・送水管・配水管	—	135,000円/m

※簡易水道の更新単価については「水道事業におけるアセットマネジメント（資産管理）に関する手引きにおける設定例」から設定

#### ④下水道

##### ◇下水道の更新

下水道は、延長距離の総量のみが把握できる場合は、全整備面積を法定耐用年数の50年で割った面積を1年間で更新していくと仮定します。

下水道の耐用年数は50年とします。

##### ◇下水道の更新単価の設定

下水道の更新単価は、総延長に対する更新単価、管種別更新単価、管径別更新単価により設定します。

表一 下水道の管種別更新単価

分類	対象施設	単価
下水道 管種別	コンクリート管・塩ビ管等 (更生工法を前提)	124,000円/m
	更生管 (敷設替えを前提)	134,000円/m

表一 下水道の管径別更新単価

分類	対象施設	単価
下水道 管径別	250mm以下	61,000円/m
	251～500mm以下	116,000円/m
	500～1000mm以下	295,000円/m

## (2) インフラ資産の投資的経費・維持補修費の見通し

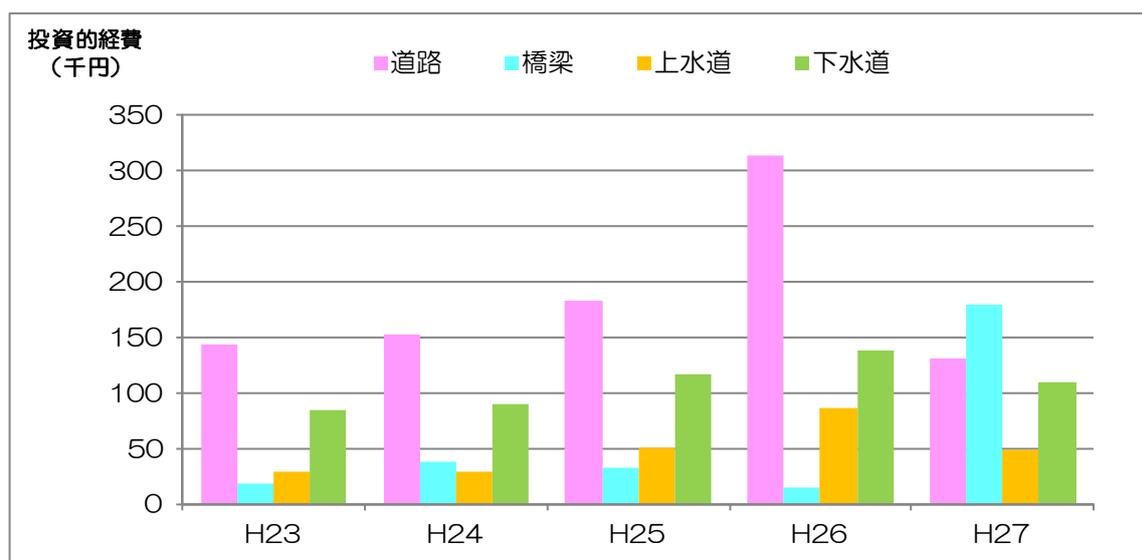
### ①インフラ資産の投資的経費・維持補修費の状況

平成27年度の本町の上下水道（特別会計）を含めたインフラ資産の投資的経費の合計は、約4.7億円、過去5年間の費用は平均約4.0億円前後で推移しています。

表ーインフラ資産の投資的経費の推移（千円）

	平成 23 (2011) 年	平成 24 (2012) 年	平成 25 (2013) 年	平成 26 (2014) 年	平成 27 (2015) 年	5 年間の 平均
①道路関係	143,789	152,263	183,175	312,925	131,724	184,775
既存更新分	93,920	123,000	124,000	1,548	6,934	69,880
新規整備分	46,858	25,694	58,660	302,584	124,750	111,709
用地取得分	3,011	3,569	515	8,793	40	3,186
②橋梁関係	18,791	37,619	33,093	14,141	180,152	56,759
既存更新分	18,791	0	9,462	11,394	95,949	27,119
新規整備分	0	37,619	17,326	2,747	84,203	28,379
用地取得分	0	0	6,305	0	0	1,261
③上水道関係	29,989	29,992	49,868	86,061	49,766	49,135
既存更新分	0	0	26,152	78,569	45,717	30,088
新規整備分	29,989	29,992	23,715	7,492	4,049	19,047
用地取得分	0	0	0	0	0	0
④下水道関係	84,597	89,958	116,900	137,550	109,445	107,690
既存更新分	0	0	0	0	0	0
新規整備分	84,597	89,958	116,900	137,550	109,445	107,690
用地取得分	0	0	0	0	0	0
合計	277,167	309,832	383,036	550,677	471,087	398,360

図ーインフラ資産の投資的経費の推移



## ②道路の維持補修費の見通し

(計算の条件)

- ・道路舗装部の更新は、耐用年数(15年)を基に、舗装補修単価で試算します。
- ・物価変動による改修時、更新時の再調達価格の変動は考慮していません。
- ・年更新費用の試算 全整備面積3,368,765.11㎡/15年×単価

【試算結果】

○直近5年間の投資的経費：年平均1.85億円(H27年度までの5年間の平均)

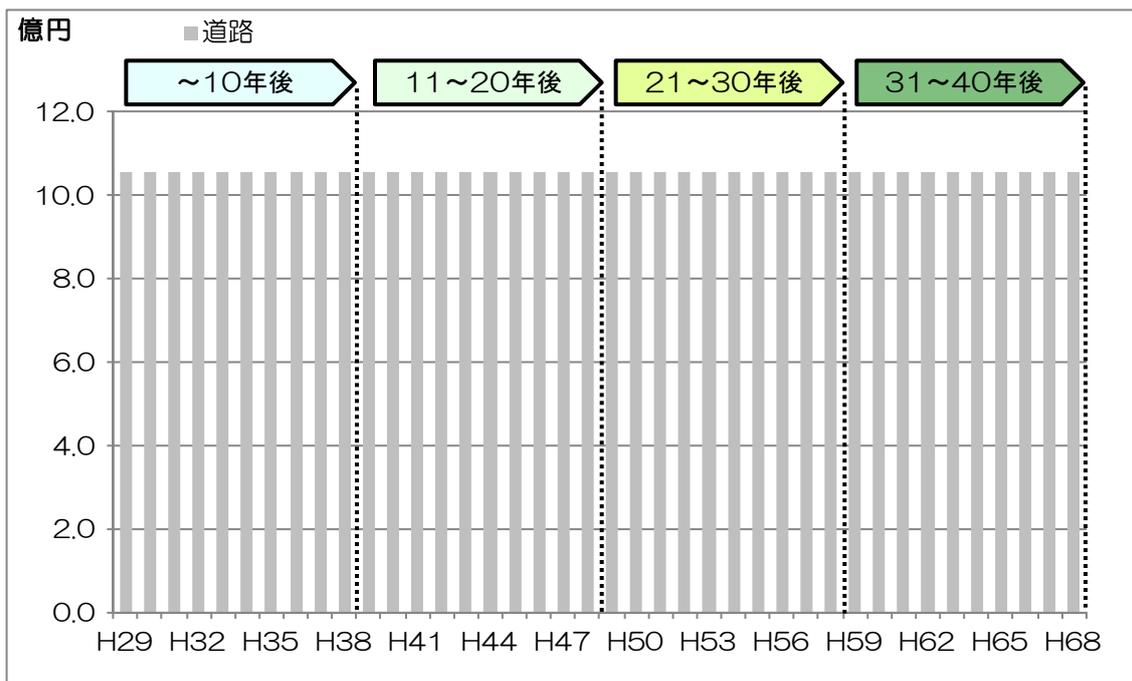
○年更新費用：10.56億円(40年間総額422.22億円/40年間)

**○年平均 = 1.85億円 - 10.56億円 = -8.71億円**

これまで実際に支出してきた維持更新費を今後も維持できると仮定した場合、今後の維持更新に年間あたり、約8.71億円が不足します。

本町の道路の将来費用について、下図に今後40年間に要する維持更新費用の見込みを示しています。

図一今後40年間に要する維持更新費用の見込み(道路)



### ③橋梁の維持補修費の見通し

(計算の条件)

- ・橋梁の更新は、法定耐用年数（60年）を基に、道路橋の更新単価で試算します。
- ・物価変動による改修時、更新時の再調達価格の変動は考慮していません。

#### 【試算結果】

○直近5年間の投資的経費：年平均 0.57億円（H27年度までの5年間の平均）

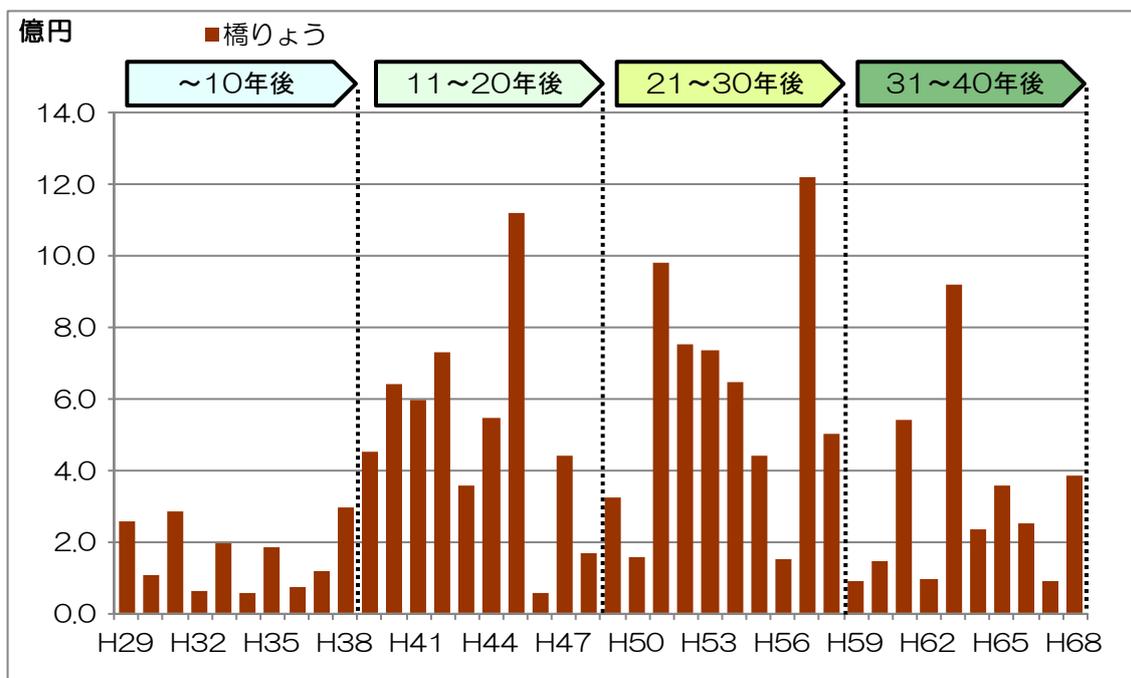
○年更新費用：3.95億円（40年間総額 158.16億円／40年間）

**○年平均＝0.57億円－3.95億円＝－3.38億円**

これまで実際に支出してきた維持更新費を今後も維持できると仮定した場合、今後の維持更新に年間あたり、約3.38億円が不足します。

本町の橋梁の将来費用について、下図に今後40年間に要する維持更新費用の見込みを示しています。

図一今後40年間に要する維持更新費用の見込み（橋梁）



#### ④上水道・簡易水道の維持補修費の見通し

(計算の条件)

- ・敷設替えは、法定耐用年数（40年）を基に、管径別更新単価で試算します。
- ・物価変動による改修時、更新時の再調達価格の変動は考慮していません。

#### 【試算結果】

○直近5年間の投資的経費：年平均0.49億円（H27年度までの5年間の平均）

○年更新費用：9.62億円（40年間総額385億円／40年間）

[内訳]（上水道）：1.40億円（40年間総額56.12億円／40年間）

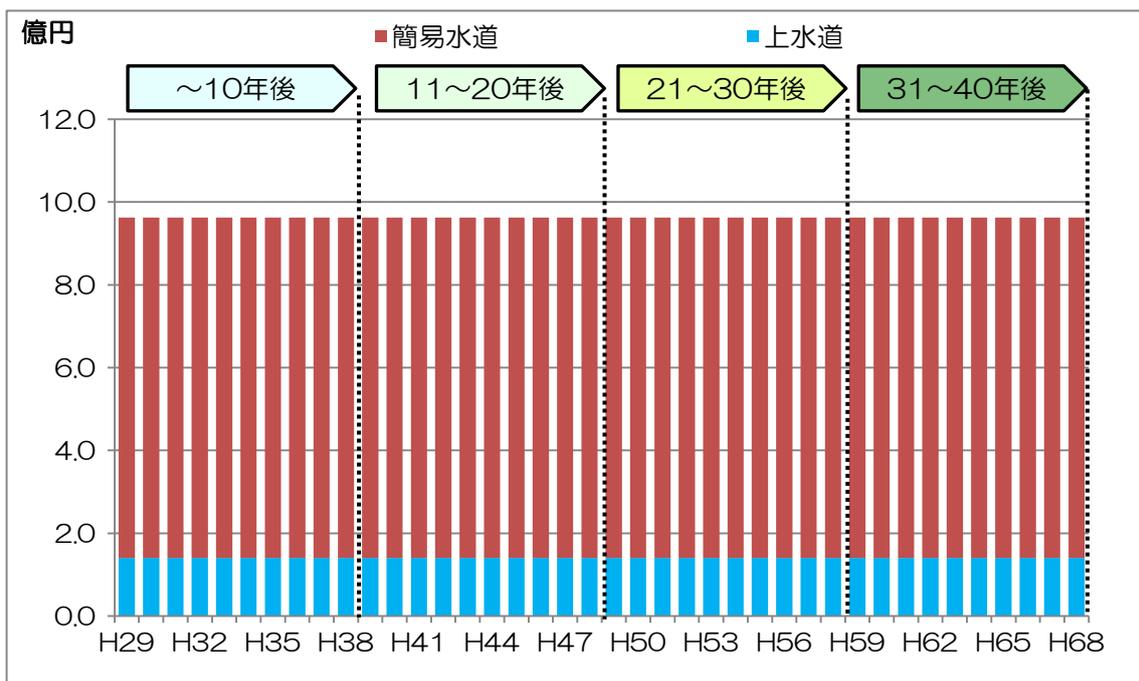
（簡易水道）：8.22億円（40年間総額328.9億円／40年間）

**○年平均=0.49億円 -9.62億円=-9.13億円**

これまで実際に支出してきた維持更新費を今後も維持できると仮定した場合、今後の維持更新に年間あたり、約9.13億円が不足します。

本町の上水道・簡易水道の将来費用について、下図に今後40年間に要する維持更新費用の見込みを示しています。

図一今後40年間に要する維持更新費用の見込み（上水道・簡易水道）



### ⑤下水道の維持補修費の見通し

(計算の条件)

- ・敷設替えは、法定耐用年数（50年）を基に、管径別更新単価で試算します。
- ・物価変動による改修時、更新時の再調達価格の変動は考慮していません。

#### 【試算結果】

○直近5年間の投資的経費：年平均1.08億円（H27年度までの5年間の平均）

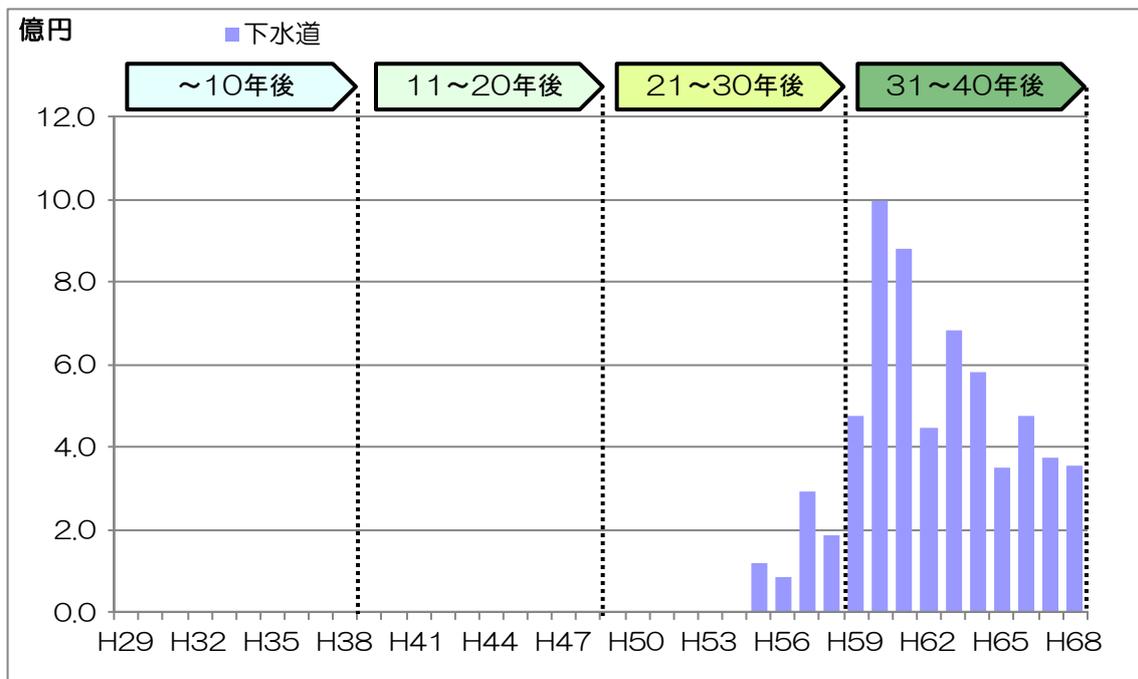
○年更新費用：1.58億円（40年間総額63.05億円／40年間）

**○年平均＝ 1.08億円 - 1.58億円＝ -5,000万円**

これまで実際に支出してきた維持更新費を今後も維持できると仮定した場合、今後の維持更新に年間あたり、約5,000万円が不足します。

本町の下水道の将来費用について、下図に今後40年間に要する維持更新費用の見込みを示しています。

図一今後40年間に要する維持更新費用の見込み（下水道）



### (3) インフラ資産の改修・更新にかかる将来費用の内訳

今後40年間にインフラ資産の改修・更新にかかる費用は、約1,028億円と推計され、年間(年平均)費用は約25.7億円の試算となります。

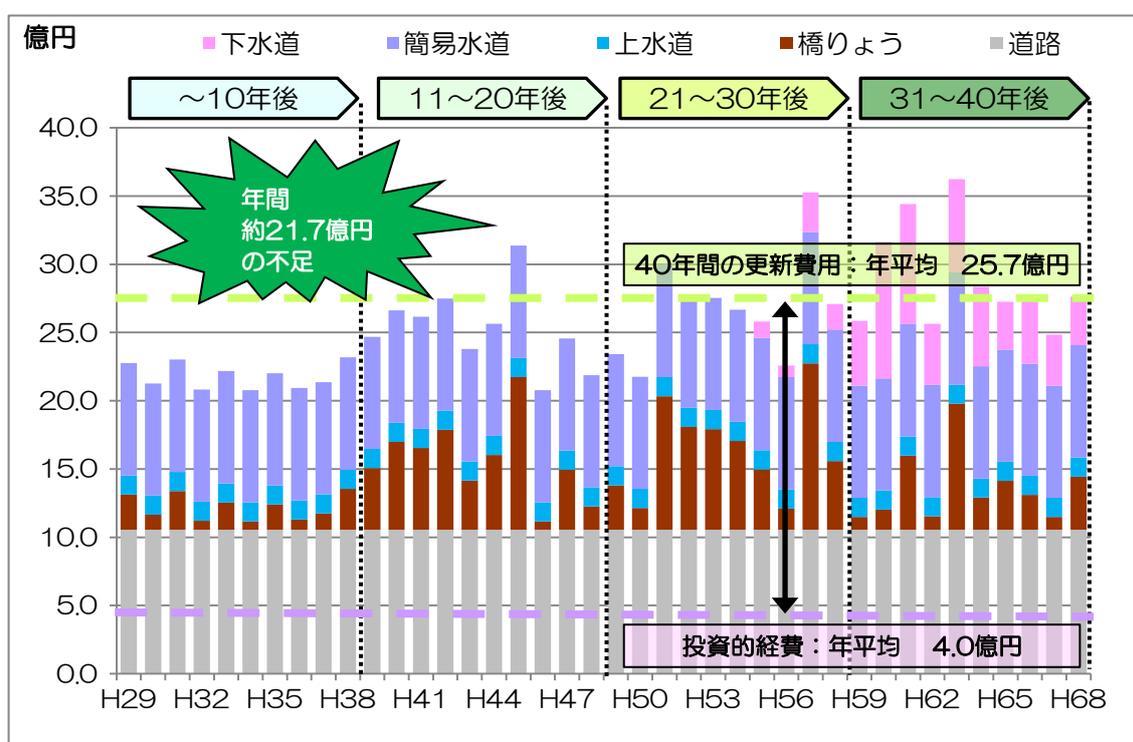
これまで実際に支出してきたインフラに係る1年間の投資的経費の平均額約4億円と比較すると、今後40年間では約6倍の費用が必要となり、年間当たり平均で約21.7億円が不足することとなります。

インフラ資産についても建築物系施設と同様、維持更新費用を縮減、平準化することが必要です。

表一今後40年間における改修・更新等にかかる将来費用(億円)

	計	平成 29 ～38 年	平成 39 ～48 年	平成 49 ～58 年	平成 59 ～68 年
道路	422.2	105.6	105.6	105.6	105.6
橋梁	158.2	16.5	51.2	59.2	31.3
上水道	56.1	14.0	14.0	14.0	14.0
簡易水道	328.9	82.2	82.2	82.2	82.2
下水道	63.0	0.0	0.0	6.8	56.2
計	1,028.4	218.3	253.0	267.8	289.3

図一改修・更新等にかかる将来費用(インフラ資産)



### 3. 公共施設及びインフラ資産の改修・更新にかかる将来費用の総額



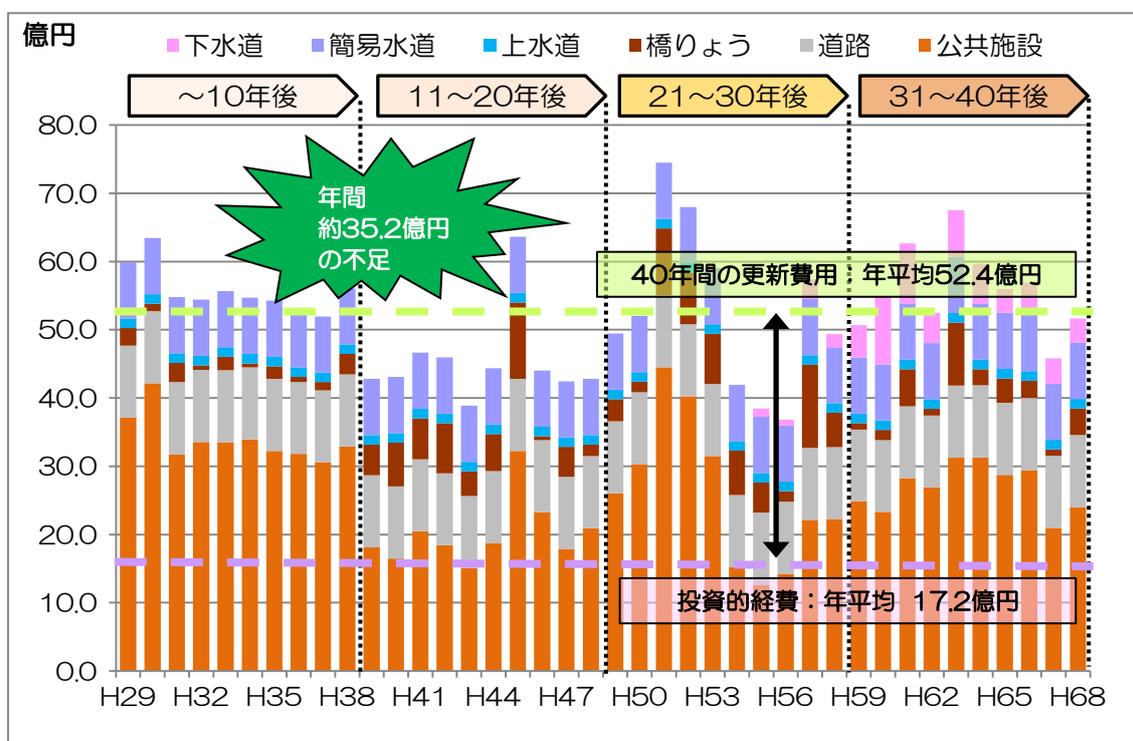
前項までの試算から、今後40年間の公共施設及びインフラ資産の改修・更新にかかる費用の総額は、約2,097.7億円と推計され、年間（年平均）にかかる費用は約52.4億円と試算されます。

過去5年間の投資的経費の平均約17.2億円（公共施設約13.2億円＋インフラ約4.0億円）の約3倍の費用が必要となり、今後の維持更新に年間当たり約35.2億円が不足することとなります。

表－今後40年間に於ける改修・更新等にかかる将来費用の総額（億円）

	計	平成 29 ～38 年	平成 39 ～48 年	平成 49 ～58 年	平成 59 ～68 年
公共施設	1,069.3	339.6	201.6	259.1	269.0
道路	422.2	105.6	105.6	105.6	105.6
橋梁	158.2	16.5	51.2	59.2	31.3
上水道	56.1	14.0	14.0	14.0	14.0
簡易水道	328.9	32.4	32.4	32.4	32.4
下水道	63.0	0.0	0.0	6.8	56.2
計	2,097.7	508.1	404.7	477.0	508.4

図－改修・更新等にかかる将来費用（公共施設及びインフラ資産）



## 第4章 公共施設の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針

### 1. 現状や課題に関する基本認識



#### (1) 公共施設の大規模改修・建替え等への対応

本町では、公共施設の多くは昭和50年代半ば頃と平成に入ってしばらくの間に整備されたものが多く、年代の古い施設には学校教育系施設、平成に入ってからスポーツ・レクリエーション系施設が比較的多く整備されています。

また、本町の公共施設の保有量はとても多く、延床面積の合計は約23万㎡、一人当たり延床面積は14.31㎡/人となっています。

【参考】一人当たり延床面積の全国平均値：3.22㎡/人

資料：「公共施設及びインフラ資産の将来の更新費用の比較分析に関する調査結果」  
(平成24年3月 総務省)

今後、これらの公共施設は、老朽化が進み、更新費用の増大が見込まれることから、現在の施設をそのまま維持すると、町の財政、行政サービス（機能維持）に重要な影響を及ぼす可能性があります。

そのため、中長期的な視点から計画的・戦略的に公共施設総量の大幅な削減（再編成・管理等）に取り組んでいく必要があります。

#### (2) 人口減少・少子高齢化社会への対応

本町の人口は、減少傾向で推移しており、今後も減少していくものと推計されています。また、高齢人口比率も将来は40%以上で推移するものと推計され、人口減少・少子高齢化がさらに進行すると想定されています。

そのため、住民ニーズへの変化に対応した、適切な公共施設の配置や機能の再編成を検討していく必要があります。

### (3) 財政状況への対応

今後の人口減少に伴い、町税収入等一般財源の減少が想定されることから、公共施設等の維持管理の財政確保は、今後、益々厳しくなっていきます。

そのため、厳しい財政状況の中で、公共施設等の管理・運営にかかる費用を縮減するとともに、費用の平準化を図っていく必要があります。

また、町民の協働による維持管理費の削減、民間企業との連携や事業の効率化等に取り組んでいく必要があります。

## 2. 上位・関連計画の方向性



### (1) 第2次南会津町総合振興計画における方針

町の最上位計画である「第2次南会津町総合振興計画」では、施策の方針や体系、公共施設等に関する方向性等について計画されています。この計画を踏まえて、本計画における基本的な方針を策定します。

項目	計画の概要
計画の考え方等	<p><b>【計画の概要】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・策定年月 : 平成23年3月</li> <li>・策定主体 : 南会津町</li> <li>・計画期間 : 平成23年度～平成32年度</li> <li>・〃（後期基本計画） : 平成28年度～平成32年度</li> </ul> <p><b>【3つのまちづくりの理念】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ひとが ” 集まる ” まち</li> <li>・ひとを ” 育む ” まち</li> <li>・みんなが ” 輝く ” まち</li> </ul> <p><b>【まちの将来像】</b> 互いを思いやり、人と自然がやさしさに包まれた、安心と信頼のまち</p> <p><b>【目標の柱】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 恵まれた自然環境と調和した生活空間の創造</li> <li>2 就労対策・企業支援と戦略的な取組による町民所得の向上</li> <li>3 誰もが健やかで安心して生活できる環境づくり</li> <li>4 次世代の地域を担う人材の育成</li> <li>5 町民と行政との協働によるまちづくりと未来を拓く行政経営</li> </ol>
公共施設の整備等に関する主な項目	<p><b>【後期基本計画における公共施設等に関連する主な記載項目】</b></p> <p>第1章 恵まれた自然環境と調和した生活空間の創造</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活排水対策の充実 (公共下水道の整備・普及 / 集合処理施設の適切な維持管理)</li> <li>・安全で安心な道路の整備促進 (安全で快適な道路の整備 / 幹線道路整備、生活道路の利便性向上 / 老朽化した橋梁整備)</li> <li>・水道施設の計画的な整備と安全安心な水資源の確保 (水道未普及地域を解消 / 施設の適正な維持管理)</li> <li>・多様なニーズに対応した住宅政策の展開 (町営住宅の適正な維持管理 / 地場産材の活用による町営住宅建設)</li> </ul>

項目	計画の概要
公共施設の整備等 に関連する主な項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・克雪・利雪・親雪の推進と充実                (流雪溝の整備推進)</li>   <li>第2章 就労対策・企業支援と戦略的な取組による町民所得の向上               <ul style="list-style-type: none"> <li>・安心して働ける環境づくり                    (企業誘致のインフラ整備)</li> </ul> </li>   <li>第3章 誰もが健やかで安心して生活できる環境づくり               <ul style="list-style-type: none"> <li>・みんなで支えあう子育て環境づくり                    (保育所等児童保育施設の整備)</li> <li>・利便性の高い公共交通の確立                    (公共交通拠点周辺の整備とアクセス道路の整備)</li> </ul> </li>   <li>第4章 次世代の地域を担う人材の育成               <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育環境の整備充実                    (老朽化した校舎の改修 / 老朽化した給食センターの整備 / 教職員住宅の整備)</li> <li>・充実した生涯学習社会の確立                    (社会教育関連施設の整備と充実)</li> <li>・生涯スポーツライフの確立                    (スポーツレクリエーション施設の整備と充実 / 生涯スポーツの実践の場を提供)</li> </ul> </li>   <li>第5章 町民と行政との協働によるまちづくりと未来を拓く行政経営               <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域コミュニティ活動の推進                    (集落集会施設の建設、改修を支援)</li> </ul> </li> </ul>

## (2) 関連計画等における方針

公共施設やインフラに関する個別に策定された既往計画等との整合を図りながら、本計画における基本的な方針を策定します。

施設の種別	計画名称	計画の概要
全般	第3次南会津町行政改革大綱	<p><b>【計画の概要】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 策定年月：平成28年3月</li> <li>・ 策定主体：南会津町</li> <li>・ 計画期間：平成28年度～平成32年度</li> </ul> <p><b>【行政改革の基本方策】</b></p> <p>第1 住民の視点に立った行政運営</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 住民との連携・協働によるまちづくり</li> <li>2 行政需要に対応する組織づくり</li> </ol> <p>第2 行政経営の視点に立った行政運営</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 行政が担うべき役割の重点化と簡素効率化</li> <li>2 定員管理と給与等の適正化</li> <li>3 人材育成の推進</li> <li>4 財政の健全化・効率化</li> </ol> <p><b>【公共施設等に関連した項目】</b></p> <p>4 財政の健全化・効率化</p> <p>(5) 公共施設等総合管理計画の策定</p> <p>厳しい財政状況が続く中で、今後、人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されることや、町村合併後の施設全体の最適化を図る必要性があることを踏まえ、早急に公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行い、行財政負担を軽減・平準化して行かなければなりません。</p> <p>公共施設等を総合的かつ計画的に管理することは、地域社会の実情にあった将来のまちづくりを進める上で不可欠であります。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 長期的視点に立って公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うための計画を策定します。</li> <li>② 計画の策定にあたっては、公共施設等の集約化・複合化等に踏み込んだ計画となるよう努めます。</li> </ol>
全般	南会津町耐震改修促進計画	<p><b>【計画の概要】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 策定年月：平成20年10月</li> <li>・ 策定主体：南会津町</li> <li>・ 計画期間：平成20年度～平成27年度</li> </ul> <p><b>【計画の位置づけ】</b></p> <p>「建築物の耐震改修の促進に関する法律」(耐震改修促進法)第5条第7項の規定に基づき、国の基本方針及び福島県耐震改修促進計画を踏まえて、町内の建築物の耐震診断及</p>

施設の種別	計画名称	計画の概要
全般	南会津町耐震改修促進計画	<p>び耐震改修の促進を図るための指針として策定。</p> <p><b>【耐震改修等の目標の設定】</b>        8年後に死者数及び経済被害額を被害想定から半減（中央防災会議「地震防災戦略」）させる観点から、本町の住宅の耐震化率及び多数のものが利用する建築物の耐震化率について、現状の住宅58.1%、特定建築物（法第6条第1号建築物）40.0%を平成27年度までに65%とすることを目標とする。</p>
行政系施設	南会津町役場新庁舎建設計画	<p><b>【計画の概要】</b>        ・ 策定年月：平成25年12月        ・ 策定主体：南会津町</p> <p><b>【新たな庁舎の基本的な考え方】</b>        1 住民の安全・安心な暮らしを支える防災拠点となる庁舎        2 人にやさしい庁舎        3 環境との共生、周辺との調和のある庁舎        4 住民サービス、事務効率の向上を目指した機能的な庁舎        5 住民が気軽に来庁しやすい庁舎        6 協働のまちづくりを支える拠点機能</p> <p><b>【新たな庁舎の建設位置】</b>        現在地と旧南会津警察署跡地を一体化した場所に建設。</p>
全般	南会津町公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針	<p><b>【方針の概要】</b>        ・ 制定年月日：平成25年2月25日        ・ 制定主体：南会津町        ・ 位置づけ：        「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」第9条第1項の規定に基づき、国が定めた公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針及び福島県が定めた「ふくしま県産材利用推進方針」に即して、南会津町内における公共建築物の整備等において、町産材の利用を推進するための基本的な事項及び町産材の利用促進のために講ずるべき基準等について必要な事項を定めるもの。</p> <p><b>【基本的事項】</b>        (1) 公共建築物の木造化及び木質化の推進        (2) 公共備品等における木製品導入の推進        (3) 公共土木事業等における木材利用の推進        (4) 木材資源の多角的利用の推進</p>

施設の種別	計画名称	計画の概要
全般	南会津町過疎地域自立促進計画	<p><b>【計画の概要】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 策定年月：平成28年3月</li> <li>・ 策定主体：南会津町</li> <li>・ 計画期間：平成28年度～平成32年度</li> </ul> <p><b>【過疎地域整備の基本方向】</b> 地域の個性と特徴を磨き、みんなが元気で活力ある地域として自立できるように“集まる”“育む”“輝く”まちづくりを進める。</p> <p><b>【産業の振興】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 米穀乾燥調製施設、育苗施設の整備促進</li> <li>・ 公共施設の木質化を含め木材利用の推進</li> <li>・ 商業基盤整備を目的に共同駐車場やポケットパーク等の利便性向上につながる施設の整備</li> <li>・ 冬期観光資源の主体である会津高原スキー場群の連携を図りながら、さらに施設やサービスの充実</li> </ul> <p><b>【交通通信体系の整備、情報化及び地域案交流の促成】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主要な町道の計画的整備促進、集落内の生活道路の改良舗装、安全性を確保するため防雪柵の整備や歩道の整備</li> </ul> <p><b>【生活環境の整備】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上水道の第三次拡張事業の推進</li> <li>・ 簡易水道の統合整備、老朽化した設備及び配管の更新事業等を行う</li> <li>・ 市街地における公共下水道の整備推進</li> <li>・ 公共下水道及び農業集落排水処理施設の効果的・効率的な改築更新</li> <li>・ 合併処理浄化槽の普及促進</li> <li>・ 計画的な町営住宅の建替事業の推進</li> </ul> <p><b>【高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 手すりの設置や段差解消等の住宅改修事業の推進</li> <li>・ 高齢者生活福祉センター（生活支援ハウス）の整備推進とともに、民間事業者が計画する福祉施設の整備の支援</li> <li>・ 温泉保養施設等の整備充実</li> <li>・ 私立・町立保育所及び幼稚園の施設・設備の充実</li> <li>・ 障がい者のための福祉施設の整備充実</li> <li>・ ユニバーサルデザインやバリアフリーを取り入れた公共施設の整備</li> </ul> <p><b>【教育の振興】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 安全を最優先した教育施設の整備とともに、老朽化した教職員住宅及び給食センターの改修</li> <li>・ 御蔵入交流館の文化ホール、公民館施設、図書館をはじめとする生涯学習関連施設の有効活用</li> </ul> <p><b>【集落の整備】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 集落内の生活道路、地区集会施設の整備</li> </ul>

### 3. 公共施設等の管理に関する基本的な方針



現状や課題に関する基本認識を踏まえて、公共施設等の総合的な管理・運営、安全で快適な利用環境を実現するために、以下の3つの基本的な考え方を基づき、地域の将来像を見据えた公共施設等の適正な配置等を検討していきます。

#### ① 供給量の適正化の推進

将来の人口動向や財政状況を踏まえて、公共施設の総量（延床面積）の削減を図り、公共施設のコンパクト化（統合、廃止及び取り壊し等）及び維持継続する施設の長寿命化を推進し、供給量の適正化を推進します。

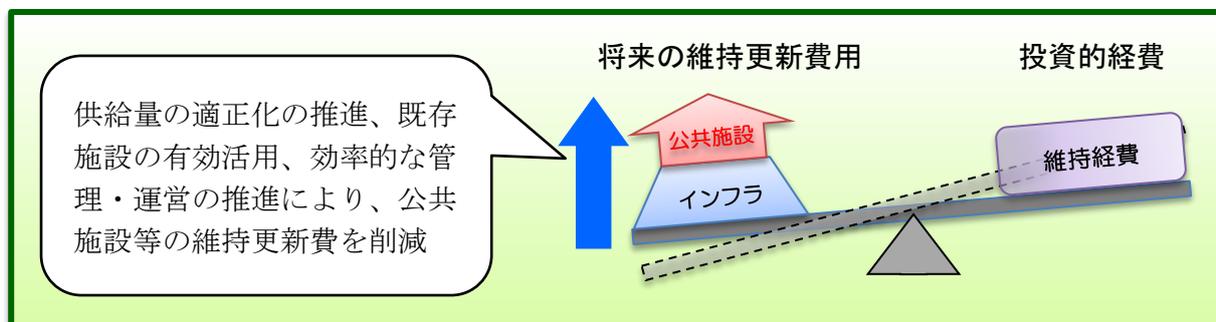
#### ② 既存施設の有効活用

既存施設は、老朽化の状況や利用実態及び需要の見通しを踏まえて、建築年度が古く今後も継続していく必要がある施設については、計画的な建替え、修繕・改善による品質の保持や機能改善に努めるとともに、施設によっては他の用途との複合化を図り、既存施設の有効活用を推進します。

#### ③ 効率的な管理・運営の推進

情報の一元管理や共有を図るための管理システムの構築、全庁的な推進体制の確立を進めるとともに、管理・運営の民間活力の導入の検討（民間に管理・運営を任せられる施設の民間への移管等）などにより、効率的な管理・運営を推進します。

図一 公共施設等の維持更新費の削減イメージ



また、以下の供給・品質・財務に関する基本方針に基づき、公共施設等の総合的、計画的な管理を推進します。

a. 供給に関する基本方針

■ 機能の複合化等による効率的な施設の配置

住民サービスを継続する上で廃止できない施設は、周辺施設の立地や利用者状況を踏まえながら、機能の複合化や更新等により、効率的な施設の配置及びニーズの変化への対応を検討します。

■ 施設総量の適正化

関連計画や重点施策との整合性、住民ニーズ等を踏まえながら、人口等の社会環境の変化や財政状況、費用対効果を勘案し、必要なサービスの水準を確保しつつ施設総量の適正化を推進します。

b. 品質に関する基本方針

■ 計画的な長寿命化の推進

建築年代の古い施設については大規模改修の検討と併せ、長期的な修繕計画の策定や点検等の強化などにより、計画的・適切な維持管理を推進し、必要に応じて機能の変更や複合化の検討とともに施設の長寿命化を推進します。

■ 予防保全の推進

日常点検、定期点検を実施し、劣化状況の把握に努めるとともに、点検結果を踏まえた修繕や小規模改修の実施により予防保全に努めます。

c. 財務に関する基本方針

■ 維持管理費用の適正化

現状の維持管理にかかる費用や需要等の費用対効果を分析し、維持管理費用や施設利用料等の適正化を図ります。

■ 長期的費用の縮減と平準化

大規模改修・建替え等の費用の縮減と更新時期の集中化を避けることにより、財政支出の縮減と平準化を図ります。

■ 民間活力の導入

指定管理者制度をはじめ民間活力の導入などの手法を活用し、施設の整備や管理・運営における官民の連携を図り、財政負担の軽減と行政サービスの維持・向上を図ります。

## (1) 点検・診断等の実施方針

### <公共施設>

公共施設は年々老朽化が進むことから、長期的な視点のもと、建築物や設備の老朽化に伴う機能の損失を未然に防止することが重要になります。

そのためには公共施設の点検・診断を実施することが有効ですが、その実施にあたっては、建設時から経過した年月及び建築物の耐震性によって対処方法が異なると考えられます。

ここでは、公共施設を建設時期によって、以下の表に示すように①旧耐震基準、②新耐震基準（前期）、③新耐震基準（後期）の3段階に分類し、それぞれの分類における点検・診断の実施方針を整理します。

表一 建築時期による建築物の分類

建築物の分類	要件
①旧耐震基準	昭和 56 年以前の旧耐震基準で建築された施設とする。
②新耐震基準（前期）	新耐震基準に適合するが、建築後 16 年以上経過した施設とする。
③新耐震基準（後期）	新耐震基準に適合し、建築後 15 年以内の施設とする。

注) 改修によるマンションの再生手法に関するマニュアル (H22.7 改訂) 国土交通省 参照  
大規模修繕の一つでもある躯体改修工事や外壁塗装の修繕周期は建設後概ね 10 年～15 年が目安とされていることから建築後 15 年以内の施設は「新耐震基準（後期）」とし、16 年以上経過した建築物を「新耐震基準（前期）」と設定した。

#### ①旧耐震基準建築物

これらの施設は、旧耐震基準で建築されていることから、建物の安全性が確保されているか否かという点が重要です。そのため、耐震診断が未実施の施設については速やかに耐震診断を実施し、耐震性を有する建築物かどうかの把握に努めます。また、既に耐震化済みの施設や耐震診断結果により耐震性を保有すると判断される施設については、機能の維持向上に留意しながら定期的な点検を行います。

#### ②新耐震基準建築物（前期）

これらの施設のうち、昭和 50 年代に建築された施設は、建築後概ね 30 年が経過し、既に大規模改修の実施時期を迎えています。そのため、これらの施設を中心に、施設の劣化状況の把握に努めるとともに、情報の一元管理を進め、大規模改修の実施の検討を進めます。

### ③新耐震基準建築物（後期）

これらの施設は、建築後の経過年数も短く、設備の整った施設が多いことから、長期使用を前提として、日常点検、定期点検の実施により、施設の劣化状況の把握に努め、建築後15年を目安に劣化調査等の実施を検討します。また、これまで策定した関連計画等も踏まえつつ、長期的な視点のもと、建築物等の管理・有効活用を図ります。

#### <インフラ資産>

インフラ資産は、地域の基盤となる施設であることから、施設性能を可能な限り維持し、長期にわたり使用できるよう、「事後保全」から「予防保全」への転換を図ります。

そのため、定期的な点検・診断結果に基づき必要な措置を行うとともに、得られた施設の状況や対策履歴の情報を記録し、施設管理者と協議の上、次期点検・診断に活用する効果的・効率的なメンテナンスサイクルの確立を図ります。

## （2）維持管理・修繕・更新等の実施方針

#### <公共施設>

公共施設については、日常の保守によって劣化及び機能低下を防ぎ、住民にとって安全に使用される必要があります。公共施設等を供用し続けるには、設備機器の運転や清掃等が必要です。その中でも機器の運転は、日常の点検、注油、消耗品の交換、調整が欠かせません。そのため、修繕や小規模改修に対しては、速やかな対応ができる体制を構築していきます。

また、施設の更新にあたっては、人口の動向や住民ニーズ、周辺施設の立地状況等を踏まえた適正な規模を想定したうえで機能の複合化や減築（※1）を検討し、効率的な施設の配置を目指すとともに、省エネ対応機器の導入等、トータルコストの縮減に努めます。

※1 減築は、既存の建築物の一部を除却して使用するものであり、近年事例が増えています。

#### <インフラ資産>

インフラ資産は、費用対効果や経済活動等の基盤としての経済波及効果を考慮して、新設及び維持保全をバランスよく実施します。また、施設の整備や更新にあたっては、各個別計画の内容を踏まえつつ、長期にわたって維持管理しやすい素材を使用するなどの改善を図ります。

### (3) 安全確保の実施方針

#### <公共施設>

公共施設等における安全確保は、利用者の安全を担保し、万一の災害等に遭遇したときに被害を最小限にとどめ、円滑に復旧する体制を整えることです。そのため、日常点検や定期点検により、施設の劣化状況の把握に努めます。さらに、災害時に避難所等となる防災機能を有する公共施設もあることから、点検の結果により危険性が認められた施設については、施設の利用状況や優先度を踏まえながら、計画的な維持補修や更新に努めるほか、ユニバーサルデザイン化の推進等により、機能の維持、安全性の確保を図ります。

また、老朽化により供用廃止された施設や、今後とも利用見込みのない施設については、周辺環境への影響を考慮し、施設の取壊しや除去など、安全性の確保を図ります。

#### <インフラ資産>

点検・診断等の実施方針を踏まえ、「予防保全」を進めながら各インフラ資産の安全性の確保に努めます。

### (4) 耐震化の実施方針

#### <公共施設>

本町の公共施設の耐震改修の状況については、耐震不要な施設を合わせて耐震化対応を実施した施設は、棟数では全体の74.2%、延床面積では全体の74.5%となっています（大規模改修工事も耐震改修とみなした）。

また、耐震改修が未実施の施設は、棟数では25.8%、延床面積では25.5%となっています。今後も、優先的に耐震化を図るべき建築物とされている「住宅」、「特定建築物」及び「町有建築物（特定建築物及び防災上重要建築物）」の耐震化を計画的に推進します。

#### <インフラ資産>

インフラ資産は利用者の安全性確保や安定した供給が行われることが極めて重要です。そのため、各施設の特性や緊急性、重要性を踏まえて、点検結果に基づき耐震化を推進します。

## (5) 長寿命化の実施方針

### <公共施設>

定期的な点検・診断に基づく総合的かつ計画的な予防保全型の管理によって、公共施設等の長寿命化を図っていきます。総合的かつ計画的な管理とは、点検・保守・修繕を計画的に行い、公共施設等を健全な状態に保ち、一定水準以上の良好な状態を保つことを目指します。

施設の長寿命化にあたっては、長寿命化を実施することによりライフサイクルコストの縮減を見込むことができる施設を対象とします。

該当する施設は、定期点検や予防保全の結果を踏まえて計画的な改修を実施することにより、劣化の進行を遅らせ、施設の機能低下を長期間にわたって抑えていくことで、維持管理費用の抑制と平準化を目指します。また、これから大規模改修の時期を迎える施設は、長寿命化を併せて実施することで長期的な維持管理コストの縮減を図ります。

### <インフラ資産>

インフラ資産については、今後の財政状況や社会情勢等を踏まえ、予防保全によって、致命的な大きな損傷となる前に健全な状態を維持し、長寿命化を図りながらライフサイクルコストの縮減を図ります。そのため、構造物の状態を客観的に把握・評価し、優先順位を考慮しながら定期的な点検や修繕による適正な維持管理を図ります。

## (6) 複合化・集約化や廃止の推進方針

### <公共施設>

公共施設等の複合化・集約化や廃止に際しては、上位関連計画である総合計画等を踏まえ、公共施設のあり方について見直しを行うことにより、適正な配置と効率的な管理運営を目指し、将来にわたって真に必要となる公共サービスを持続可能なものとするよう検討していきます。

具体的には、必要なサービス水準の維持・向上を念頭におきながら、施設の空きスペースを活用した機能集約や県・近隣市町村の既存施設の相互利用、代替サービスの検討などにより、施設の複合化・集約化や廃止を進め、施設総量（延床面積）のコンパクト化を図るとともに、維持管理経費の縮減を図ります。

また、現在利用していない施設や将来的に利用が見込めない施設などについては、施設の利用状況、運営状況等を踏まえつつ、人口構成の変動や財政状況等を勘案しながら、保有の必要性を検討し、保有総量の縮減を図ります。

### <インフラ資産>

インフラ資産は、今後の社会・経済情勢の変化や住民ニーズを踏まえながら、財政状況を考慮して、中長期的な視点から施設の維持・管理、廃止を計画的に行います。

## (7) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

### ①庁内における意識啓発

庁内の横断的な連携により、公共施設等の一元的、一体的な管理を行いつつ、予算編成においても、全体計画を見据えた優先順位付けを行い、ムダやムラのない維持管理を行っていきます。

また、公共施設等のマネジメントを推進していくためには、職員一人ひとりがその意義や必要性を理解して取り組んでいく必要があります。そのため、全職員を対象とした研修会の開催等により、庁内でのマネジメント意識の共有を図ります。

### ②民間活力の活用体制の構築

公共施設等のマネジメントを推進していくうえで、「運営経費の適正化」「住民サービス水準の維持・向上」を両立させていくことが極めて重要です。

今後は、「南会津町行政改革大綱」等に基づき、指定管理者制度の導入や事業の民間委託を進めるとともに、民間活用による効果が期待できる施設については、PPP（※1）やPFI（※2）の導入を検討し、民間企業の資金やノウハウを活用して、事業の効率化や行政サービスの充実を図るための体制構築を目指します。

※1 PPP(パブリック・プライベート・パートナーシップ)とは、公民が連携して公共サービスの提供を行う枠組みのこと

※2 PFI(プライベート・ファイナンス・イニシアティブ)はPPPの代表的な手法の一つであり、公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図るというもの

### ③住民との情報共有と協働体制の構築

公共施設等のマネジメントを推進していくためには、実際に住民が利用する施設の規模等の縮小や廃止等も視野に入れた検討も伴うことから、受益者である住民の理解が必要不可欠です。

そのため、住民に対し、町が直面する状況を認識いただくとともに、公共施設のあり方を考えていただくため、町の財政状況や公共施設等の保有状況について、ホームページや広報紙等を活用した情報公開に努めます。

また、住民から広く意見を募り、公共施設等の総合的な管理に反映させる仕組みや、住民との協働による公共施設の維持管理のあり方について検討します。

## (8) 施設類型ごとの公共施設の基本的な方針

公共施設に関する類型（用途）ごとの管理についての基本的な方針は次のとおりです。

（文頭、■印については、個別施設等に関する方針を示しています。）

	施設の用途	現状及び課題等	町の基本方針 将来の施設利用（案）
1	行政系施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>町役場や各地域の総合支所をはじめ、消防・水防施設などの施設、機能があります。</li> <li>■町役場の新庁舎となる施設整備を現在進めており、平成29年5月頃、供用（業務）開始予定となっています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の行政サービス拠点として、また、防災やまちづくり・交流等の多様な機能・役割を持った社会基盤として、今後も、計画的な管理、安全性の確保等を行います。</li> </ul>
2	町民文化系施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>公民館や集会所等の集会施設をはじめ、生活改善センターや交流センターといった住民活動施設があり、コミュニティ拠点としての役割を果たしています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>多様な町民活動の場として、また、日常的なふれあい・交流の場となるコミュニティ拠点として、今後も計画的な管理を行います。</li> <li>民間に管理・運営を任せられる施設については、民間活力の導入・民間への移管を行います。</li> </ul>
3	スポーツ・レクリエーション系施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>体育館や武道館、プールなどのスポーツ施設、及び公園、キャンプ場などの観光・レクリエーション施設があります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>町民の健康・生きがいづくりや交流等を支援する施設として、今後も計画的な管理を行います。</li> <li>民間に管理・運営を任せられる施設については、民間活力の導入・民間への移管を行います。</li> <li>■針生青少年旅行村の中央管理棟について、廃止を予定します。</li> <li>■展示用テント格納庫について、廃止・譲与を予定します。</li> </ul>
4	保健・福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>保健センターや高齢者福祉施設等の拠点施設があります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>暮らしの安心感につながる施設として、今後も計画的な管理を行います。</li> </ul>
5	医療施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>伊南診療所、南郷診療所、片貝診療所及び南会津町医療包括施設があります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活環境の重要な役割を果たす医療拠点として、今後も計画的な管理を行います。</li> </ul>
6	学校教育系施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>小中学校、及び学校給食センター施設があり、学校教育拠点としての役割を果たしています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>次代を担う若年層の安全・安心な学びの拠点を今後も確保していくため、計画的な管理を行います。</li> <li>■伊南学校給食センターについて、廃止を予定します。</li> </ul>

	施設の用途	現状及び課題等	町の基本方針 将来の施設利用（案）
7	社会教育系施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>博物館や資料館などの文化施設をはじめ、町民の社会教育活動に供される会館、交流館といった施設があります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>町民の多様な生涯学習活動や、コミュニティのふれあい拠点として、今後も計画的な管理を行います。</li> </ul>
8	子育て支援施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>幼稚園・保育所をはじめ、児童クラブ等の施設があります。</li> </ul> <p>■びわのかげ保育所について、平成28年4月1日に南会津町社会福祉協議会に移管しました。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>次世代の育成や、子育て世代の安心感を確保するために必要な施設であり、今後も計画的な管理を行います。</li> </ul>
9	公営住宅	<ul style="list-style-type: none"> <li>町営住宅を各地域に整備しています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>住環境の支援が必要な方に対する施設として、今後も計画的な管理に努めます。</li> </ul> <p>■後原団地の45号棟、48号棟、50号棟について、廃止を予定します。</p>
10	産業系施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>研修センターや農村環境改善センター等の農林業関連の活動施設をはじめ、生産振興に関わる施設などがあります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>町の基幹産業である農業を主として、産業の活性化、地域経済の振興に向け、今後も関連施設の計画的な管理を行います。</li> <li>民間に管理・運営を任せられる施設については、民間活力の導入・民間への移管を行います。</li> </ul>
11	供給処理施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>水道、簡易水道などの上水施設、及び農業集落排水、下水道といった排水処理施設があります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活環境の維持等重要な役割を担う上下水道等の関連施設について、今後も計画的な管理を行います。</li> </ul>
12	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>車庫や倉庫、教職員住宅、公衆便所などの施設があります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>町民サービスに関わる関連施設や、教職員住宅などについて、今後も計画的な管理を行います。</li> </ul> <p>■旧針生小学校、スクールバス車庫（田島字後原甲3487-4）、上郷教職員住宅（教員住宅17号）、荒海教職員住宅（校長住宅）、桧沢教職員住宅（校長住宅）、松下倉庫、旧田島区検察庁について、廃止を予定します。</p>

## (9) 公共施設の縮減目標

公共施設等の管理に関する基本的な方針を踏まえて、計画期間の40年間（平成68年まで）の縮減目標を50.8%と設定します。

縮減目標は、段階的に10年後毎の目標を設定し、それぞれの10年間で、この目標値の達成に向けて、縮減する個別の公共施設について検討し、公共施設の適正化を図ります。

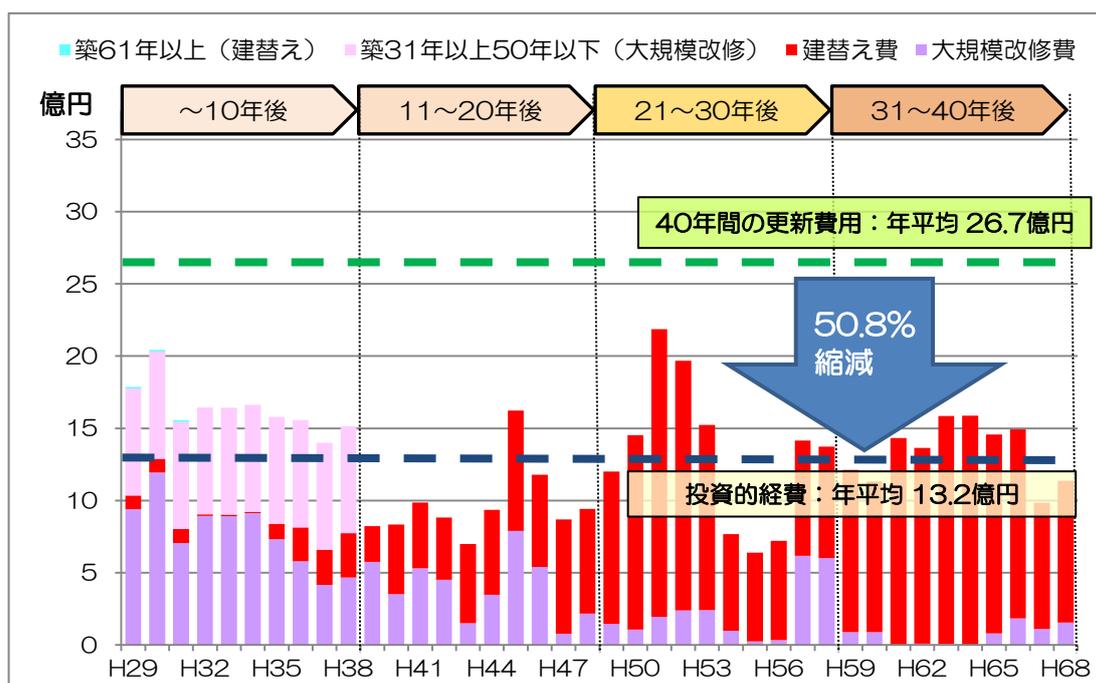
表一 公共施設の縮減目標

		縮減率 (%)	縮減延床面積 (㎡)	縮減後の 延床面積 (㎡)
現 況		—	—	232,728
計画期間の 縮減目標	10年後（平成38年まで）	▲ 12.7%	▲ 29,531	203,197
	20年後（平成48年まで）	▲ 25.4%	▲ 59,062	173,667
	30年後（平成58年まで）	▲ 38.1%	▲ 88,592	144,136
	40年後（平成68年まで）	▲ 50.8%	▲ 118,123	114,605

今後40年間の縮減目標を達成した場合の公共施設の維持管理・更新等に係る経費を試算すると、総額で約528億円、年平均で約13.2億円となり、「第3章 公共施設等の維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込み等」で試算した年平均約26.7億円に比べて、約13.5億円の維持管理・更新等に係る経費の削減を見込むことができます。

これにより、過去5年平均の投資的経費と同程度まで将来の維持更新経費を抑えることができます。

図一 今後40年間の公共施設の維持更新経費の目標



## 4. 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策



### (1) 全庁的な取組体制の構築

本町の公共施設等についてはこれまで、各施設の所管・担当部署別に保有する公共施設の維持管理や情報把握を行うなど、「個別・部分最適化」を中心とした管理を行ってまいりましたが、今後は、コスト面等の必要性から、「全体最適化」の視点による全庁的な取組体制を構築します。

そのため、公共施設等の情報について一元的な管理を行う仕組みづくりを進めるとともに、取組の点検や方針の改訂、目標の見直し、庁内調整など総合的な管理を行う部署のもと実施していきます。

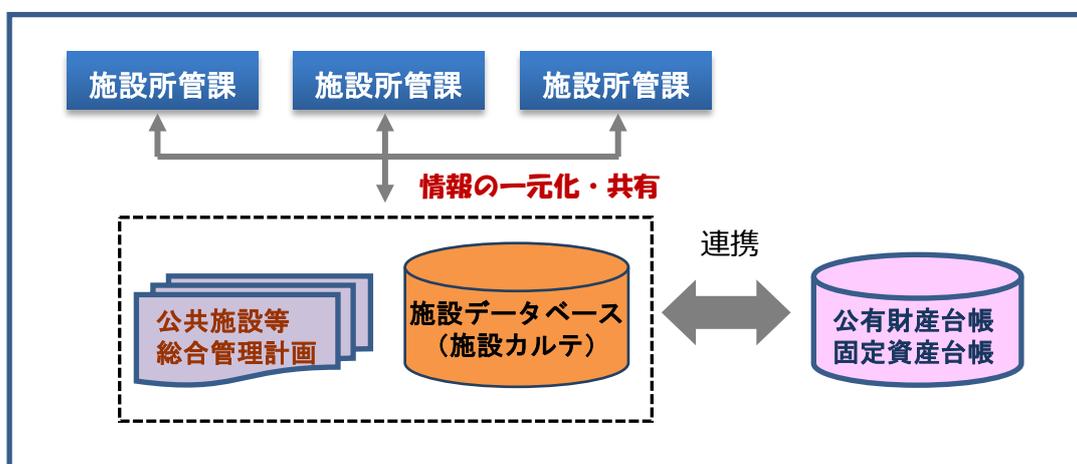
また、公共施設等のマネジメントの推進にあたっては、町財政係との連携のもと、事業の優先度、長期的なコスト管理等についても配慮した上で実施していきます。

### (2) 情報管理・共有のあり方

公共施設等のマネジメントにあたっては、人件費や修繕費等の維持管理費用、利用状況や費用対効果など、必要な情報を適宜把握し分析する必要があります。そのため、今回把握した各施設の情報を今後も活用するとともに、適宜更新を行いながら、計画的な管理へとつなげていきます。

また、こうした情報の活用策として、施設の利用状況等も踏まえつつ、施設の長寿命化や余剰施設の抽出、施設の再編・再配置に向けた検討などの際に活かしていくとともに、固定資産台帳などとの連携に努め、全庁的、横断的かつ効率的な管理・活用に努めます。

図一情報の管理・共有のイメージ



## 5. フォローアップの実施方針



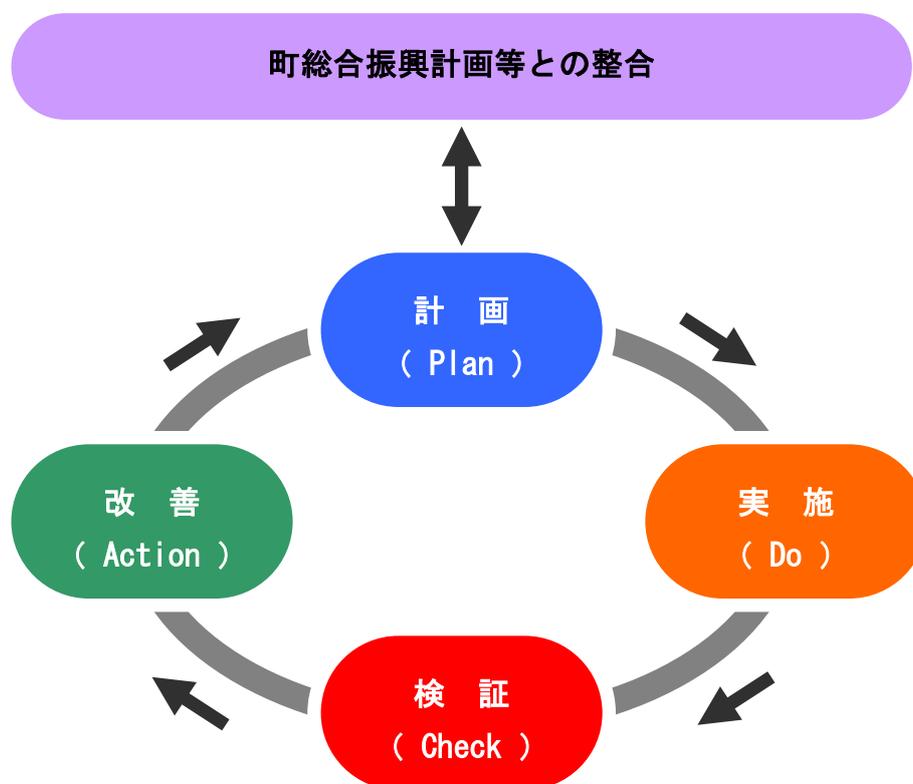
本計画を着実に進めていくため、計画から始まるPDCAのサイクルを推進していくことが重要です。

「PLAN（計画）」では、上位・関連計画を踏まえながら本計画の策定を行い、「DO（実施）」では本計画に基づき、点検・診断の実施及び結果の蓄積等による情報管理や、再編・再配置の実施方針の策定及び推進等による公共施設等のマネジメントを庁内横断的に実施します。

また、その後も「CHECK（検証）」として、施設データベースの活用などにより定期的に評価・検証を行い、「ACTION（改善）」では、評価・検証の結果、機能の低下や利用者の減少などが認められた場合には、結果を踏まえて費用の削減や機能の更新などを実施します。

さらに、必要に応じて「PLAN（計画）」を見直すなど、柔軟かつ効果的に計画を推進します。

図－PDCAサイクルに基づく、計画的・効果的な実施とフォローアップ





# 南会津町公共施設等総合管理計画

平成29年3月

南会津町

〒967-0004 福島県南会津郡南会津町

田島字後原甲3531番地1